

博士学位論文

「蒲安臣使節団の研究—清朝最初の遣外使節団—」

広島大学大学院 文学研究科

博士課程後期 人文学専攻

学生番号 : D126849

氏名 : 王大宝

目次

序章	4
第1節 問題意識	4
第2節 先行研究	10
第3節 本論文の目的	20
第4節 本論文の構成	23
第一章 蒲安臣使節団と欽差大臣制度	25
第1節 欽差大臣制度と辦理中外交渉事務使臣	26
第2節 欽差大臣制度と総理衙門の設立	36
第二章 蒲安臣使節団派遣の背景	47
第1節 「協力政策」論	47
第2節 西洋諸国の在中活動制限	52
第3節 西洋諸国間の紛争調整	61
第4節 「協力政策」の思想構築	70
第三章 蒲安臣使節団の結成と機能	75
第1節 使節団派遣の目的	78
第2節 蒲安臣の使節任命	85
第3節 使節団の構成と権限	101
第四章 アメリカにおける蒲安臣使節団の活動	110
第1節 サンフランシスコ	114

第2節	ニューヨークとワシントン	124
第3節	その後の在米活動	143
終章	アメリカ訪問以後の蒲安臣使節団	149
第1節	使節団在米活動の評価	149
第2節	今後課題	152
史料		156
参考文献		160

図表

表 1:	ウィリアムズに宛ての照会文の中国語版と英語版の対照	6
表 2:	使節団に関する説明文	7
表 3:	総理衙門の設立における関する奕訢、文祥らと咸豊帝の意見交換に関する史料	41
表 4:	衙門は西洋諸国の在中活動制限に関する史料	52
表 5:	1860年代アメリカ駐清領事の名簿	53
表 6:	各貿易港土地紛争開始の時期	63
表 7:	汕頭における徳記洋行と廣孚洋行の土地紛争に関する史料	64
表 8:	1863年の「スコットランド号」事件に関する史料	66
表 9:	アラバマ号事件に関する衙門と蒲安臣の通信	69
表 10:	1867年における衙門と地方官憲の意見交換	81
表 11:	使節団形成に関する史料	101

表 12:使節団の形成	103
表 13:1867年12月7日にウィリアムズに照会の日本語訳	107
表 14:使節団の行程	111
表 15:7月4日稿と25日に調印された「中米天津条約追加条款」の相違点	140
図 1:サンフランシスコ晩餐会の招待状と献立	117
図 2:ボストン晩餐会の献立	145

序章

第1節 問題意識

1868年2月25日¹に、アメリカの太平洋郵便汽船会社(the Pacific Mail Steamship Company)の蒸気船—コスタリカ (Costa Rica) 号は、上海の大虹口港を発し、横浜に向かっていた²。

乗客の中に、清朝最初の遣外使節団一行もいた。この使節団を率いたのは蒲安臣³ (アンソン・バーリングゲーム、Anson Burlingame、蒲麟痕、アメリカ出身) である。彼は、初代の北京駐在アメリカ公使として中国にきたが、清朝最初の遣外使節団の一人となった。

蒲安臣は1846年にハーバード大学のロースクールを卒業し、ボストンで弁護士を開業した。奴隷廃止論を唱えて、講演活動で名声を得た。1853年、マサチューセッツ州の州議会議員となった。結成直後の共和党の党员として、政治の舞台に上がり、国会議員を務めたが、1860年の上院議員選挙で落選し、1861年に、共和党の同僚であるエイブラハム・リンカーン (Abraham Lincoln) 大統領から、駐オーストリー公使に任命された。しかし、この任命は、蒲安臣がハンガリー革命を支持したことを理由⁴に、オーストリー側から拒否されていた。パリに滞在していた彼は、リンカーン大統領から中国公使の提案を受け、中国に派遣された。

¹本論文では、年月日は、西暦を基本としながらも、場合によって、中国の年号表記も付記する。

²日本滞在中の活動については、坂本英樹『月を曳く船方—清末中国人の欧米回覧』成文堂、2002、43-51頁を参照。

³以後、本論文では、アンソン・バーリングゲームの表記は中国語表記の蒲安臣に統一する。

⁴蒲安臣の中国到来以前の経歴については、Williams, Frederick Wells. *Anson Burlingame and the First Chinese Mission to Foreign Powers*. Charles Scribner's Sons. 1912, pp.3-13 を参照。

1862年7月20日に、長年の叛乱や戦争が続いていた清国の首都北京に着いた時、蒲安臣は自分の運命が清朝と密接に結びつき、「辦理中外交渉事務使臣」として、祖国アメリカを訪問することになるとは夢にも思っていなかった。

蒲安臣が代表の一人であるこの清朝最初の遣外使節団は、彼の他、衙門の章京であった志剛（満族）、孫家毅（漢族）を中心とし、左協理⁵ジョン・マクレヴィ・ブラウン（John Mcleavy Brown、柏卓安、イギリス出身）、右協理エミール・デ・チャンプス（Emile de Champs、徳善、フランス出身）に加わり、随行通訳（外国語人材養成学校である同文館の学生）など総勢30余名、「中国人」と「外国人」が混在して、編成された。首脳陣に本国出身ではない人物を配置し、西洋諸国へ派遣された使節団は、東アジアだけではなく、世界史においても稀な存在であった。

この使節団に関して、最もよく議論されている点は、使節団がアメリカで締結した「中米天津条約追加条款」（*Additional articles to the treaty between the United States of America and the Ta-Tsing Empire of the 18th of June, 1858*）が、蒲安臣の「独断」、「越権行為」で結ばれたのか、あるいは彼がもともと条約を結ぶ権限を持っていたのかという問題であると思われる。

中国档案には、蒲安臣の権限について、当時の外交担当機構である「総理各国事務衙門」（略称「総理衙門」、「衙門」）が蒲安臣に示した説明—「給蒲安臣閱看條款」⁶によれば、「中國派員、會同貴大臣前往各國所辦之事所到之處、該員自必與貴大臣和衷商酌、但無論何項大小事件務、望貴大臣逐細告知、俾該員一切了然以便寄知總理衙門覈定」と、蒲安臣は清朝使節を通して、大小にかかわらず、全ての活動を衙門に報告する義務を持ち、使節団指揮権、及び最終決定権は衙門にあるとしてい

⁵英文史料には、「協理」は“secretary”と訳された。

⁶『籌辦夷務始末 同治朝』巻五十二、3頁。以下本論文において、史料引用に際しては、原文のままとする。

る。だが、衙門から代理アメリカ駐清公使であるサミュエル・ウェルズ・ウィリアムズに宛てた照会文の中国語版⁷と英語版⁸は、以下の表1の通りである。

表1:ウィリアムズに宛てたの照会文の中国語版と英語版の対照

タイトル	年月日	中国語版	英語版
総署致 美副使 衛廉士 照會	1867年12 月7日 (同治六 年十一月 十二日)	至于所派之欽差至貴國 時、有應辦事件、自應 專向蒲大臣商議、蒲大 臣議有辦法、應如何與 中國總理衙門行文之 處、再由志大臣、孫大 臣與蒲大臣斟酌辦理、 如此則事體周到、兩無 窒礙矣。	Everything,however,that relates to the duties of imperial commissioner in the United States will devolve alone on Mr. Burlingame, and his decision will be final;but the correspondence with the Foreign Office at Peking will properly devolve on the two Chinese commissioners,who will at all times consult with Mr.Burlingame in attending to their duties.In this way,the requirements of the entire legation will be provided for, without difficulty to any part of it.

表1の中国語版を日本語に訳すと、「派遣された欽差（志剛、孫家毅）がアメリカに至った時、行ふべきことは全て蒲大臣（安臣）に商議すべし。対処法があれば、それを文書にし、衙門に送り、志、孫、蒲の三者で斟酌し、処理すべし。そうすることで、事態は周到となり、アメリカと清国の間には支障がないである」となる。それに対して、英語版は「しかし、米国における欽差の果たすべき全ての義務は、蒲安臣のみがおう。二人の欽差は、蒲安臣と相談した上で、北京の衙門と連絡を取り合い、適切に責任を果たす。そうすることで、使節団の全ての活動は困難なく、行われるである」という内容である。二つの文章を比べると、蒲安臣の位置づけの違いが読み取れる。

⁷『中美関係史料 同治朝上』（番号:550）

⁸Dauids,Jules.*American diplomatic and public papers,the United States and China: Series 2,the United States,China,and imperial rivalries,1861-1893 vol:1*,Scholarly Resources.1979,pp.42-43.

さらに、1868年6月5日に、使節団がアメリカの大統領アンドリュー・ジョンソン（Andrew Johnson、朱文遜）と会見した時、国書、任命状とともに、恭親王に署名した使節団の説明書は、米国国務長官ウィリアム・スワード（William.Seward、西华德、徐爾徳）の手を通して、大統領に呈示された。説明書の中国語原文は欠けているが、アメリカの外交文書⁹では以下のようなものである。

表2：使節団に関する説明文

タイトル	年月日	中国語原文	英語版	日本語訳（著者注）
The Prince of Kung makes a communication	1867年 12月31日 (同治六年十二月六日)	欠け	His Majesty in this appointment charged Mr. Burlingame, assisted by his secretaries, <i>with the exclusive control and responsibility of the business of the mission</i> ... On the arrival of the ministers in the United States and other countries, the government there will discuss and decide with Mr. Burlingame alone, all matters that may have to be dealt with; and when Mr. Burlingame has arrived at any decision, Chih-Ta-Chen and Sun-Ta-Chen will consult with him as to the dispatches on the subject to be sent to the Yamnn of foreign affairs in Peking.	皇帝は、この任命において、秘書官たちに補佐された蒲安臣に、使節団公務に関する包括的な指揮と責任を授ける... アメリカや他国を使節たちが訪問した際、現地政府は、全てのことを、蒲安臣のみと相談し、処理すべきである。蒲安臣によって、決定されたことについて、志大臣と孫大臣は、彼はと蒲安臣と相談し、関連案件を文書にして、北京の総理衙門に送ることとする。

表2の英文史料の中には、表1の英文史料に見当たらない“*exclusive control and responsibility of the business of the mission*”との一節が入っている。つまり、英語史料における食い違いをどのように捉えるかが問題である。

⁹FRUS 1867, pp.602-603.

アメリカの研究者ナイト・ビガースタッフ(Knight Biggerstaff)は、蒲安臣は中国語を読めないため、中国語の説明書がよく理解できなかつた¹⁰と説明している。デビッド・アンダーソン (David Anderson) は、蒲安臣を「理想主義者」のあるアメリカ外交官として捉え、中国をより化に導かせるように、彼は自分の権限をより強くしていたと理解している¹¹。さらに、マイケル・ハント (Michael Hunt) は、蒲安臣は完全に清朝政府の説明、中国人使節を無視して、独断で条約を結んでいたと断言している¹²。

上述の研究は、視点、結論には相違があるにもかかわらず、蒲安臣を中心に使節団の研究を展開し、中国の歴史発展の文脈を十分考えていないという点は共通している。

蒲安臣の「権限」に関する中国档案の具体的な説明は後述するが、まず、清朝政府が蒲安臣に与えた官職は「辦理中外交渉事務使臣」¹³であった点を考えたい。使節団が派遣された以前、「辦理中外交渉事務使臣」という官職はなかつた¹⁴。言い換えれば、使節団を派遣するために、新しく創立されたものであると考えてよい。しかしながら、清朝政府は、ゼロから、この職を発想したわけではない。中国档案によれば、「今因蒲大臣公正和平、熟悉中外情形、願代中國辦事、且為中國所素信、是以奏請派為前往有約各國之欽差大臣」（蒲安臣は公正、平和であり、中国と外国の情勢を熟知し、中国のた

¹⁰Cf.Knight,Biggerstaff,《The Official Chinese Attitude Toward the Burlingame Mission》,《The American Historical Review》(41)1936,pp.682-702. Anson Burlingame's Instructions from the Chinese Foreign,《The Far Eastern Quarterly》(1)1942,pp.277-279.

¹¹ David,L.Anderson,《Imperialism and Idealism American Diplomats in China, 1861-1898》,Indiana University Press,1986,pp.38-40.

¹²Michael,H.Hunt,《The Making of a Special Relationship:The United States and China to 1914》.Columbia University Press,1983,p.173.

¹³『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十一、28頁。

¹⁴同行の志、孫は正二品の官位を持っていたが、中国档案には蒲安臣の官位についての説明もない。

めにことを運びたいと願ひ、平素、中国に信頼されているので、彼を欽差大臣にすることを奏上す)¹⁵、あるいは、「中國欽派之員、無論官職大小、均係欽差、一切體制悉與各該國大臣一律平行」（中国欽差之官員、官職の大小に関わらず、均しい欽差であり、全ての礼制においては、各国大臣と一律平行している）と見える¹⁶。

おそらく、衙門は「欽差大臣」をベースにした上で、「辦理中外交渉事務使臣」を作り上げたと思われる。では、「欽差大臣」は如何なる官職であったのか。その権限について、清朝政府はいかに理解していたのか。当時の欽差大臣は“*exclusive control and responsibility of the business of the mission*”を持っていたのかなどの問題を解明するために、外交分野において、欽差大臣制度¹⁷が成立した 1838 年から、使節団が形成された 1867 年にいたるまでの変遷を追わなければいけない。

¹⁵ 『中美關係史料 同治朝上』（編号:550）

¹⁶ 『籌辦夷務始末 同治朝』 卷五十二、3 頁。

¹⁷ 欽差大臣は、非常時（災害時）、常設の監察制度が運行できない時などに、皇帝から指示を受け、中央から地方へ派遣された。これは制度として成立し、活発になってくるのは明の時代からのである。

詳しくは、楊春君『欽差与清代政治変遷（1644-1850）』南開大学 学位論文、2014

(<http://cn.oversea.cnki.net/KCMS/detail/detail.aspx?filename=1015528884.nh&dbcode=CDFD&dbname=CDFD2015> 2017 年 6 月 5 日最終閲覧)を参照。

第2節 先行研究

1970年代から80年代にかけ、ポール・コーエン(Paul Cohen)¹⁸は、ジョン・フェアバンク(John Fairbank)を代表とするアメリカの中国歴史研究者の「ウェスタン・インパクト」(Western Impact)¹⁹、あるいは、「マルクス主義史観」、「革命史観」などの西洋中心主義のアプローチの有効性を批判し、中国の文脈に即して歴史を読みなおす「チャイナ・センター・アプローチ」(China Centered Approach)を主張した。

この西洋中心主義への反動は、外交史研究にも反映されている。川島真は、これまでの外交史研究の基本的な枠組が「夷務」的な観点と「民族主義」的な「外交」の観点の二つに覆われてきたことを指摘した。彼は清末の対外関係の三つの段階、つまり「夷務」、「洋務」、「外務」の時代を経て、中華民国の「外交」²⁰につながっていくと指摘している。二分法的認識の克服については、岡本隆司は「従前の『夷務』的、『民族主義』的観点から編成された事件の体系を、あくまで客観的、歴史的に見直すことである」と述べている²¹。

¹⁸Cf. Paul, A. Cohen, *Discovering History in China: American Historical Writing on the Recent Chinese Past*, Columbia University Press, 1984.

¹⁹その主な特徴は 1. 「西洋文明」＝「近代文明」 2. 中国（韓国、日本を含めた東アジア）文明と西洋文明との異質性。 3. 中国が受動的に西洋の衝突を受けるという「西洋衝突」－「中国対応」のパラダイムの成立という三点があげられる。この「中国」－「西洋」、「伝統」－「近代」の二分法的な構図の下で、清末外交史は「条約システム(Treaty System)」と「朝貢システム(Tribute System)」の対峙、相克、葛藤の中に描かれ、「華夷秩序」が「近代的国際秩序」に包摂、編成されていく変容過程として説明されてきた。詳しくは、Têng, Ssu-yu, Fairbank, John King, *China's Response to the West*, Harvard University Press, 1954. Fairbank, John King, *The Chinese world order: traditional China's foreign relations*. Harvard university Press, 1958. *The United States and China*. Cambridge, Harvard University Press, 1983.

岡本隆司、川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009を参照。

²⁰川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004、16-17頁。

²¹岡本隆司、川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009、12-13頁。

これは新たな研究視角の提示であり、中国研究の比重を中国内部のコンテキストをより重視する経済史、社会史にシフトさせることにつながる反面、外国と深く関わり、「西洋」の影響を受けた清末外交の歴史研究を低調にさせることになった。

つまり、「中国外交史に関する先行研究...自体が全体として少ない」²²が現状であり。蒲安臣使節団に関する研究も、決して盛んとは言えない。

管見の限り、蒲安臣使節団に関する先行研究は、アメリカ、中国、日本において、中国史（特に洋務運動）、外交史研究、アメリカ外交史（アメリカと東アジア関係史、米中関係史）研究という三つの分野で行われてきた。

(1)アメリカ

1912年に、最初の本格的な蒲安臣使節団研究書—*Anson Burlingame and the First Chinese Mission to Foreign Powers*²³がイエール大学の歴史学者フレデリック・ウィリアムズ（Frederick Williams）によって執筆され、ニューヨークで出版された。著者は、駐清元米国公使館の書記官・通訳であったサミュエル・ウェルズの長男である。1861年から1868年にかけて、サミュエル・ウィリアムズ（Samuel Williams、衛廉士）は蒲安臣と親交を持っていたことがこの蒲安臣使節団研究書の執筆理由の一つであることは宮澤真一の研究によって明らかにされている²⁴。本書は、欧文資料（外交文書、雑誌、新聞）を丹念に分析し、蒲安臣の生い立ち、家族関係、教育背景、駐清公使に至るまでの経歴をベースにし

²²川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004、21頁。

²³Williams, Frederick. Wells., *Anson Burlingame and the First Chinese Mission to Foreign Powers*, Charles Scribner's Sons, 1912.

²⁴宮澤真一「アンソン・バーリングゲイム伝記研究（一）—S・ウェルズ・ウィリアムズ自筆書簡に見る初代在北京米国全権公使アンソン・バーリングゲイムの生活と意見」『埼玉女子短期大学研究紀要』(21)2010、243-277頁を参照。

た上で、彼の言動を軸にし、使節団の形成、海外活動、終焉をわかりやすく描き出している。

しかし、本書は「同世代の人に忘却された蒲安臣の生涯と冒険的事業」の記述であるため、使節団研究とはいえ、蒲安臣個人伝記にふさわしいものと考えられる。使節団に関する評価は、蒲安臣個人の評価によって判断されるべきであると、著者は考えている。その反面、著者は清朝政府について、中国は愚かで、変わりようがないという理解を放棄すべきと言いながら、正しい指導があれば、中国は大事業を成し遂げることができるのでという信頼すべきであると言っている。自主的、持続的な外交政策を持つ主体としての清朝政府を認めないことはここから読み取れる。蒲安臣使節団の研究と名付けられた本書は、積極的に、蒲安臣の活動を評価しているが、清朝政府最初の正式遣外使節団であること、蒲安臣が清朝政府に任命された使節であったこと、また、中国人使節の役割などは看過されていると思われる。

この蒲安臣個人伝記が出版された5年後の1917年に、蒲安臣使節団が初めて中国近代外交史研究者の関心と呼ぶ。ホセア・モース (Hosea Morse、馬士) は*The International Relations of the Chinese Empire*(vol.2)²⁵は中国近代外交史的関心から、蒲安臣及び蒲安臣使節団を論じた。ウィリアムズの研究より、モースは使節派遣の時代背景を描き出していた。使節団の成立は「西洋」諸国の対中政策との関連で考えられるべきであると、彼は指摘した。だが、ウィリアムズのアプローチに酷似して、モースもアメリカ人であった蒲安臣の個人活動を強調し、清朝を外交主体性を持つ「国家」として認めず、使節団自体を受動的に描き出した。ウィリアムズとモースの議論の基底となしているのは「西洋中心主義」的な考え方である。

「西洋中心主義」に支えられ、モースは、蒲安臣は「空想家である。西洋諸国に、彼の政策を受け

²⁵Morse,H.B.,*The international relations of the Chinese empire*(Vol.2),Paragon Book Gallery,1917.

入れさせた。だが、中国にとって、このような政策は、早すぎた。彼は、最終的に、失敗した」²⁶と評価した。つまり、使節団は、西洋諸国に対中政策の変化を促したため、中国や世界には良い影響を生み出した。が、中国の指導者の全く根拠のない、盲目的な自信は、その後の中国の発展を妨げた²⁷と、断言している。「西洋的近代化」を絶対のモデルにしたモースは、結論的に、使節団は中国の発展、すなわち、西洋的「近代化」を妨げることで、失敗したと主張したのである。この使節団失敗の論調は、彼の清朝失敗論に関わっている。中国に「西洋的近代」のモデルに従順させ、目指させるかどうかを基準に従い、清朝、さらに使節団の失敗論を首唱したのはモースである。モースこそが英語圏で清朝に「失敗の論述」 (*narrative of failure*) を決めたと、アメリカの中国近代史研究者ウィリアム・ロウ (William Rowe、羅威廉)²⁸はいう。

1936年に、ビガースタッフは、*The Official Chinese Attitude Toward the Burlingame Mission*²⁹において、中国档案『籌辦夷務始末』を初めて利用し、清朝政府が蒲安臣に書面指示を出していないとするウィリアムズに異論を加えた。ビガースタッフによれば、蒲安臣は清朝政府の書面指示に違反し、自分の権限をあえて大きくしたのである。

その後の蒲安臣使節団に関する研究はの中で、特に注目すべきなのは、2010年に出されたジョン・シュレッカー (John Schrecker) の *For the Equality of Men—For the Equality of Nations”: Anson Burlingame and*

²⁶ibid.p.200.

²⁷ibid.p.203.

²⁸羅威廉 (William T.Rowe) 著、林展訳『在美国書写清史』『清史研究』(2)2015、4頁。

²⁹Knight,Biggerstaff.,*The Official Chinese Attitude Toward the Burlingame Mission*,The American Historical Review(41)1936,pp.682-702.

*China's First Embassy to the United States, 1868*³⁰である。シュレッカーは、使節団の受け入れに関して、共和党と民主党の党閥闘争に左右されたことを指摘した上で、南北戦争後のアメリカ社会情勢に合わせて「中米天津条約追加条款」の内容の再検討を行っている。だが、以下の三点において、氏の研究をさらに深める必要があると考えている。第一に、蒲安臣に焦点を当てすぎずに、清朝政府が、蒲安臣、使節団に与えた影響を詳細に分析すること。第二に、中国人使節が書き残した中国使節団のアメリカ社会観察をより詳しく分析すること。アメリカは、中国随員が体験した「近代」社会であり、彼らの観察は意味深いものと思われる。第三に、使節団に関する英文史料（政府文書だけではなく、アメリカ新聞紙の大量の報道）を分析すること。それらが量的にも、質的にも、中国档案（中国使節が書き残した旅行記二冊と『籌辦夷務始末』の档案数篇しかない）をはるかに超えることに注目したい。これらの史料は、使節団の衣食住、行動様式、随行通訳の英語能力、一般市民との触れ合いまでも詳細に記載しており、歴史文献としての価値を持っている。

総じて、蒲安臣伝記を書き、蒲安臣に積極的な評価を下したウィリアムズであれ、「西洋的近代化」を絶対的モデルにして、蒲安臣使節団の派遣は、最終的に、中国の「近代化」（『西洋化』）を妨げたことを理由にして、使節団の失敗論を首唱していたモースであれ、さらに、アメリカ国内の党派闘争が使節団に与えた影響を検証したシュレッカーであれ、蒲安臣の個人的役割を強調することで、中国の外交政策の意向が、いかに使節団の活動を通して反映されていたのかという問題にほとんどの関心を寄せていないという点では同じである。

³⁰John, Schrecker, *For the Equality of Men—For the Equality of Nations*: Anson Burlingame and China's First Embassy to the United States, 1868, *Journal of American-East Asian Relations*(17)2010, pp.9–34.

そのほかの研究を上げておく。

一つは、中国近代史、外交史研究者である徐中約(Immanuel C.Y. Hsu)の研究である。徐は、遣外使節団は、清朝政府が望んだ主要な西洋諸国から、条約改正における自主権を一時的に獲得したが、外交には資金が必要であるとも認識して、使節団に16万両を費やした³¹。これが清朝政府の「保守主義」を助長させ、「西洋的近代化」を阻んだことで、その後の対西洋諸国の条約改正に失敗したと彼は考えている。

また、アメリカ外交史研究者デネット・タイラー (Dennett Tyler)³²は外交的弱者にとって、「協力政策」(後述)は使節団の形成、活動に深く関わっていたことを強調した。理念としての「協力政策」は、アメリカの対中政策の原則に一致していたため、蒲安臣によって実現されたと述べる³³。この使節団に対し、清朝政府は、米、英などの国から、内政不干渉の保証を獲得したことは、政府内の排外主義を助長させた³⁴。タイラーも、「西洋的近代化」を絶対的なモデルにして、使節団を評価した。その他、冷戦構造の下で、使節団を蒲安臣の個人活動に関連させるだけでなく、アメリカの対中政策において評価するマーティン・リング (Martin Ring)³⁵の研究もある。

上述の研究は、使節団に対する賛否両論にもかかわらず、アメリカ人である蒲安臣の言動を中心に、「ウェスタン・インパクト」の枠組みにおいて行われた点は共通している。

³¹Hsu, Immanuel C.Y., *China's Entrance into the Family of Nations The Diplomatic Phase, 1858-1880*, Harvard University Press, 1960, p.170.

³²Dennett, Tyler, 1883-1949. *Americans in eastern Asia*, Barnes & Noble, Inc., 1941.

³³泰勒・丹涅特 (Tyler Dennett) 著、姚曾虞訳『米國人在東亞』 (*Americans in eastern Asia*) 商務印書館、1959、317頁。

³⁴同上、331頁。

³⁵Ring, Martin Robert., *Anson Burlingame, S. Wells Williams and China, 1861-1870: A great era in Chinese-American relations*. Tulane University Dissertations, 1972.

(2)中国と日本

「西洋文明中心論」で展開された研究の修正、新しい視点への転換、史料の使い方の考え直しは、「非西洋」の中国では起こらなかった。長年にわたりマルクス主義史観、革命史観の照射を浴びた中国学界では、この使節団に対する客観的な評価は下されなかった。

1952年、マルクス主義歴史研究者である胡繩は、『帝国主義与中国政治』において、使節団は「外国人」に主導された「滑稽劇」³⁶であると、低い評価をした。1959年に、先述のタイラーの著作“*Americans in eastern Asia*”が中国語に翻訳され、中国大陸で出版されたが、本書は「清朝の反動王朝としての腐朽、愚昧、ヨーロッパの帝国主義者の獐狂を曝した」³⁷と、訳者は説明している。このように、中国研究者は「帝国主義者」を批判する一方でし、清朝を全面否定することでは、タイラーらアメリカの研究者らに同調している。

このようなマルクス主義史観、革命史観の下で展開された蒲安臣使節団研究は、清朝失敗論に繋がると、西洋社会に立脚した社会発展段階論に根付いていたものと考えられる。これは冷戦構造、イデオロギーの対立にもかかわらず、近代という枠組みを自明とすることは、蒲安臣使節団研究の共通の問題点であると考えられる。研究パラダイムの転換が要請される今日、改めてその有効性を考え直さねばならないだろう。

そのように考えてならば、近年、米中関係の発展に伴い、蒲安臣使節団の再評価が起こっていることに注目していきたい。

³⁶胡繩『帝国主義与中国政治』人民出版社、1952、43頁。

³⁷「...说明了清朝反动王朝的腐朽愚昧，也暴露出帝国主义的狰狞面目」-前掲泰勒・丹涅特（Tyler Dennett）著、姚曾虞訳『米国人在東亞』を参照。

コーエンが主張した中国の文脈に即して歴史を読みなおす「チャイナ・センター・アプローチ」に対して、中国研究者汪暉は、現代中国思想に対する再評価の興起は、中国知識人と他のアジアの歴史学者にとって、自らの主体性とアイデンティティを築く中で、絶えず発展してきた主題と方向性であり、西洋の学者ら（とくにフェアバンク派）の自己批判の産物でもあると論じている³⁸。

この研究動向は、中国での歴史研究にも影響を与え、マルクス主義史観の修正が行われるようになってつつある。2007年に、中国社会科学院近代史研究所が編纂した『中国近代通史』（全十巻）が出版された³⁹。この通史は、アヘン戦争が勃発した1840年を中国近代史の始まりとする一方で、五四運動が起こった1919年を近代史と現代史の分水嶺とする元来の歴史発展段階論を反省し、中国の内部発展に目を向けた⁴⁰。中国近代史の捉え方の変化は蒲安臣使節団の再評価を促した。通史の第三巻には、蒲安臣使節団に対し、「蒲安臣使節団は、近代中国の最初の外交使節団として、主に外国人によって構成されたが、その主導権は清朝が握っていた」と評価している⁴¹。

近代史研究に現れた変化は、使節団研究を前進させている。その代表が閔銳武の『蒲安臣使節団研究』である⁴²。閔は、1980年以前の中国学界では、左傾の影響を受け、蒲安臣使節団の評価は殆ど全面否定に近かったとまとめ、改めて使節団の歴史的意義の再検討を試みている。閔は『籌辦夷務始末』などの一次資料だけではなく、中国史学界が編纂した資料集『洋務運動』をベースにして、さらに、英文

³⁸汪暉『現代中国思想的興起』生活読書新知三聯書店、2008、5頁。

³⁹張海鵬(編)『中国近代通史』江蘇人民出版社、2009、以下は『通史』に統一する。

⁴⁰張海鵬『通史・巻一』、55-56頁を参照。

⁴¹「蒲安臣使節団这一近代中国派出的第一个外交使節团的组成虽以外国人为主，但其外交主权仍在清廷掌握之中」一虞和平、謝放『通史・巻三』、68頁。

⁴²閔銳武『蒲安臣使節団研究』中国文史出版社、2002。

の史料も積極的に取り入れている。研究の一貫性、史料の豊富さなどからして、中国における使節団研究の集大成であると言っても過言ではない。

同年、日本人研究者の坂本英樹は『月を曳く船方—清末中国人の欧米回覧』において、随行通訳見習張德彝が書き残した『欧米環遊記』を中心に、主に原文評釈の手法を用いて使節団の考察を行った。著者は、日本の幕末使節団⁴³を意識して、蒲安臣使節団の特徴は、「『団長』格に相当する人物が西洋人であった」こと、また、「物質文明や風俗習慣に対して強烈な関心を示しているが、社会制度や精神文化の面での関心は同時代の日本人と比べて著しく希薄であった」こと、さらに、「旅を通じて、かつての中華を中心に据えた世界観が崩れゆき、代わって新しい世界観が清末知識人の脳裡に形成された⁴⁴」ことを論じている。

関と坂本の研究は同じ年に出版されたのは偶然かもしれないが、両者が新たな研究転換をせねばならないという時代要請に応じようとしていたことは推測できる。中国の「内的要因」から使節団を再評価する動きが生まれてきた一方で、関と坂本は「西洋的近代」のモデルを意識し、それを判断基準としていた新しい研究を進めようとしていたのである。

両者の分析方法をもうすこし見ておくと、関は、日本の岩倉使節団⁴⁵を意識し、日本がより早く、円滑に「近代化」を遂げたことを前提にした上で、以下のように論じている。「洋務派は『中体西用』

⁴³幕末使節団研究について、宮永孝『万延元年の遣米使節団』講談社、2005、『幕末遣欧使節団』講談社、2006、ギュンター・ツォーベル、鈴木健夫、ポール・スノードン『ヨーロッパ人の見た幕末使節団』講談社、2008を参照。

⁴⁴前掲坂本『月を曳く船方』、159-161頁を参照。

⁴⁵岩倉使節団の詳しい研究は、田中彰『明治維新と西洋文明—岩倉使節団は何を見たか』岩波新書、2003、『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波書店、2002を参照。

の政策に奉じるため、さらに、中国には封建保守勢力が強いため、中国の近代化はなかなか前に進まない、東の近隣である日本に比べ、いつも先に一步踏み出したが、最後に、遅れるようになっていた。蒲安臣使節団と岩倉使節団は、まさしくその典型的な例として上げられるが、人を扼腕させ、嘆息を禁じ得ない⁴⁶」と、関はいう。他方、坂本は「使節団に関する中国人側の記録」は洋務運動を中国の「内的要因」から再評価する契機となりうる内容を持つことを認めるが、「仮に、この運動（洋務運動―筆者注）が成功したならば、近代国家への移行に関しては、中国は日本にそれほど遅れを取らなかったであろう⁴⁷」と述べている。

関と坂本の蒲安臣使節団研究はともに、岩倉使節団を強く意識し、それとの比較を行っている。このように、中国の近代化の議論は常に日本を位置づけることを内包している。しかし、日本がより早く、円滑に「近代化」を遂げたということを自明なこととし、十分な検討もせず、中国の「近代化」の試みを捉えている。これは中国近代化研究の一つのパターンでありと考えられ、その典型である。

⁴⁶「由于当时洋务派奉行的中体西用政策，更由于中国封建顽固势力的强大，中国在近代化道路上步履维艰，进展缓慢，与东邻日本相比，中国往往先行一步，结果却总是落在后面。蒲安臣使节团与岩倉使节团相比，也是如此，这不能不令人扼腕叹息」-前掲関鋭武『蒲安臣使团研究』、173頁。

⁴⁷前掲坂本『月を曳く船方』、163頁。

第3節 本論文の目的

総じて、冷戦構造の下で、中国近代史、外交史分野においては、中国大陸とアメリカの研究者が、イデオロギーの対立を抱きながら、「ウェスタン・インパクト論」、「マルクス主義史観」、「革命史観」などのような「近代西洋的」概念に立脚し、「前近代」の後進的な象徴として「清朝」を捉え、それに失敗論をつけることで同調していた。よって、蒲安臣使節団研究は、蒲安臣の個人研究、「西洋的」概念に立脚した中国近代外交史、中米関係史、アメリカ外交史に内包され、評価されるようになっていた。翻って、それは清朝政府の外交政策の受動的な評価であると指摘できる。近年、中国近代史、外交史研究の転換に伴い、蒲安臣使節団研究にもいくつかの新展開が表れてきた。だが、上述のように「伝統—近代」のパラダイムから解き放たれた蒲安臣使節団研究は、決して盛んに行われていないし、また、内容的にも、完全に「西洋中心主義」から脱出していない。

さらに、外交史の研究に対しては、思想史の研究は少ない。19世紀半ばになり、清朝は、内的な危機（帝国南部の反乱）だけでなく、外部から西洋諸国にかけられてきた圧力にも、直面した。「二千餘年一大變局」（李鴻章）と言われた危機に直面した清王朝において、政治の担い手となっていた士大夫は、帝国内部だけでなく、グローバル・スケールで、帝国の正当性を求めることを試みていたと思。総理衙門設立のような体制の改革に伴って、外交姿勢の転換を遂げた一方、彼らは、思想のレベルで、この新たな「局面」に挑んでいた。また、思想面の状況は、彼らの「自・他認識」、また、清朝政府の外交政策ばかりか、諸外国の対中認識、政策にも影響を及ぼしたと思われる。このため、1860年代の清朝の外交関係、及びその延長線に置かれる蒲安臣使節団を考察するため、この思想面における変化も視野に入れねばならない。

以上、蒲安臣研究が抱えている主な問題点を上げてきたが、本論に入る前に、改めて弁明する必要があるのは、蒲安臣使節団の再検討を通して、「西洋中心主義」から「中国中心主義」に置き換えることを目指しているわけではないということである。

「衝撃-対応」パラダイムが抱いた問題は、多様性を持ち、ダイナミック、かつ変化しつつある「中国」を、「西洋」とともに、「静態的、絶対的」に捉え、「中国」自身の歴史文脈を過小視することにあつたと思われる。だが、「衝撃-対応」パラダイムを全面的に否定すべきだとは、筆者は考えていない。戦後の「ウェスタン・インパクト」、「衝撃・対応」パラダイムを築いたフェアバンクは、早期の著作 *China's Response to the West*⁴⁸において、すでに、「衝撃-対応」パラダイムの限界について、ウェスタン・インパクトは、「中国の舞台」 (*Chinese scene*) に登場する数多くの事項の一つにしか過ぎない。「ウェスタン・インパクト」、「衝撃・対応」パラダイムは有効であり、その限界を克服する可能性をある、と述べていた。また、「中国中心主義」 (*China Centered Approach*) を初めて提唱したコーエンも「中国中心主義」をイメージしながら、ウェスタン・インパクト論の有効性を全面否定するのではなく、その有効性を問いなおすことを提起している⁴⁹。

しかしながら、上述したように、コーエンの影響を受けた中国史研究は、中国のコンテクストをより重視する経済史や社会史にシフトする一方、外国と深く関わり、「西洋」の影響を受けた清末外交史を低調にさせたい。完全にウェスタン・インパクトを抜きにして、中国近代史を再検討するのは

⁴⁸Têng,Ssu-yu,Fairbank,John King.,*China's Response to the West*,Harvard University Press,1954,pp.1-21.

⁴⁹“...the main trouble ... is not that it is wrong but that its intellectual reach is not clearly spelled out and delimited...the impact-response approach to late Ch'ing(1644-1912) history can account for some things, but it cannot, as in the instances noted above, tell the whole story...”-Paul,A.Cohen.,*Discovering History in China: American Historical Writing on the Recent Chinese Past*,Columbia University Press,1984,pp.11-12.

可能であろうか。清朝に大きな衝撃を与え、19世紀半ば頃から、体制内の改革を促進させた「西洋」からの「衝撃」を無視し、過度に「中国内在発展の文脈」に目を向けるのは、あまり適切なことではないと思われる。そもそも、「近代」か「反近代」と言う二分法的な歴史の捉え方、これを支えている「近代化」理論自体に問題があると思われる。

これを克服するため、「西洋衝撃・中国対応」のパラダイムの一定の有効性を認めると同時に、「西洋」から「衝撃」を受けた中国が、「西洋」に「衝撃」を与え、西洋側の対応を迫っていたことも念頭におくべきではなかろうか。

中国近代史研究、特に蒲安臣使節団研究にとって重要なのは、「西洋中心主義」から「中国中心主義」への転換ではなく、中国のコンテクストと国際社会の動き、その関連性を動的に把握することである。そのためにも、「近代的国際秩序」に矛盾する、「伝統—近代」のパラダイムで捉えられない要素を抱くこの使節団を研究することは、中国近代史、ないし東アジア近代史のより客観的な描写ことに貢献しうると、筆者は考える。

第4節 本論文の構成

本論文の構成は以下のものである。

第一章「蒲安臣使節団と欽差大臣制度」では、蒲安臣が「越権行為」をしたかどうか、彼に与えられた「権限」の問題を解明するため、「欽差大臣」をベースに作り上げられた「辦理中外交渉事務使臣」という清朝政府が彼に授与した官職を分析する。まず、外交分野における「欽差大臣」制度が成立した1838年から、蒲安臣が「辦理中外交渉事務使臣」に任命され1867年にいたるまでの「欽差大臣」制度の変化を明らかにする。次に、「ウェスタン・インパクト論」の枠組みに置かれ、説明されてきた欽差大臣制度が清朝外交にもたらした変化を考察した上で、使節団派遣を決定した清朝の外政担当機構である「總理各国事務衙門」の設立について再検討する。

第二章「蒲安臣使節団派遣の背景」では、1860年代に入り、特に、衙門設立後、衙門を中心にして行われた中国の外交を、蒲安臣使節団の時代にあった「協力政策」の形成とその実施を中心にして検討をする。具体的には、第一、西洋諸国の在中活動にどのような制限を加えられていたか、第二、西洋諸国間の紛争がどのように調整されていたか、第三、「協力政策」（ないし蒲安臣使節団）の思想的基盤とはどのようなものであったかという三点を考察する。

第三章「蒲安臣使節団の結成と機能」では、上述の議論を踏まえ、1867年に「遣使」の問題を中心として、イギリスとの条約改正を準備するために、總理衙門と地方官憲との間で行われた諮問・回答を分析し、使節団派遣が浮上した理由、及び衙門が考えた使節団派遣の目的・意図を解明する。また、中国外交面の変化に応じ、アメリカ駐清公使として、在中活動を行っていた蒲安臣は、中国の改革

を支持し、ないし深く関与するようになった理由を明らかにする。さらに、蒲安臣が使節に任命された経緯に関して、使節団の経費、構成、権限の面から分析する。

第四章「アメリカにおける蒲安臣使節団の活動」では、使節団最初の訪問先であるアメリカにおける使節団活動を中心にして考察する。今まで、過度に蒲安臣個人の分析に偏った先行研究を批判し、より広い視野から、使節団の歴史的意味を吟味し、蒲安臣の活動を使節団全体活動の下において、再評価する。その際注目するのは、第一に、使節団の訪問によって明らかになった在米中国人問題、第二に、アメリカの新聞報道を利用した使節団の活動である。特に、アメリカ各地（サンフランシスコ、ニューヨーク、ボストンなど）で行われた蒲安臣の演説に分析を加え、彼がいかにして、中国使節団の一人として、総理衙門の指示通りに、中国現状、清朝政府の外交方針などを要求したのかに注目する。第三に、清朝政府が最も気がかりにしていた大統領と会見する際の礼儀や国書の渡し方を分析し、第四に、「中米天津条約追加条款」の調印までの経緯を考察する。

終章では、清朝政府が考えた使節団派遣の意図に照らして、1868年4月から9月に至るまでの5ヶ月間における使節団の在米活動を評価する。具体的には、蒲安臣の権限の問題、「中米天津条約追加条款」の意味を考察し、最後に今後の研究課題を述べる。

第一章 蒲安臣使節団と欽差大臣制度

蒲安臣使節団の形成、特に蒲安臣の任命についていうならば、今までの研究で見落とされていた清朝政府が蒲安臣に授けた「辦理中外交渉事務使臣」とは、いかなる「職」であったのかという問題を考察する必要がある。「序章」で述べたように、清朝政府は「欽差大臣」をベースにした上で、「辦理中外交渉事務使臣」を作り上げていたと推測できる。よって、まず「欽差大臣」とはどのような官職であるのか、蒲安臣が任命された1867年には、“*exclusive control and responsibility of the business of the mission*”を持っていたのかどうかの問題を解明するために、欽差大臣制度が成立した1838年から、1867年にいたるまでの変遷を検討する。

この欽差大臣制度は清朝体制内の変革を促し、最終的には、清朝の対外関係を一新させた総理衙門の設立に繋がっていたと思われる。衙門成立後、清朝の対外関係は一つの専門的機構によって担当されるようになったが、1860年代に「協力政策」の形成、実施、さらに政策の延長線に位置すべき蒲安臣使節団の成立に大きな影響を与えたと考えられる。以下、「欽差大臣」制度と衙門設立の内在的な関連性を論ずる。

第1節 欽差大臣制度と辦理中外交渉事務使臣

1. 欽差大臣制度以前の広東体制

欽差大臣制度は、行政全体に関わる制度であったが、外交分野においては、1838年に林則徐が欽差大臣に任命され、広東に派遣された⁵⁰。

ジョナサン・スペンス (Jonathan Spence) の研究⁵¹によると、それ以前の清朝の外交は少なくとも、理藩院 (北西のモンゴル、ロシアの関係を処理)、内務府 (ヨーロッパからの宣教師を処理)、礼部 (朝貢関係を持つ国を扱う)、広東の地方官僚 (総督)、戸部 (税関) などの管理の下に「広東体制」(Canton System) (海上貿易関係を持つ国々との関係を処理) によって担当されていた。

広東で行われていた貿易に基づき、清朝の対外政策は、坂野によれば、「(アヘン戦争後) 一八四二——一八四四年の諸條約は、条約締結の形式・条約文の書式において所謂『平等條約』の形式をとったばかりでなく、規定の内容において、公行を介在させた従前の間接・不平等の交渉方式を公行制度そのものとともに廃して、清国官憲と外国官憲との間の直接・對等の交渉方式を決めた」⁵²という。

公行制度 (後述) に関する坂野の評価やアヘン戦争を境にして、中国の対外関係を捉えることの妥当性⁵³はさておき、公行制度を含めた広東体制の行き詰まりに気付き、局面を打開しようとしたのは西洋諸国の一方的な行動だけではない。清朝政府も自らの調査、議論の結果、広東体制の困難な局面を

⁵⁰ 「論：内閣湖廣總督兼兵部尚書銜林則徐、著頒給欽差大臣關防」-『籌辦夷務始末 道光朝』卷五、16頁。

⁵¹ Jonathan, D. Spence., *The Search for Modern China*, W.W. Norton & Company, 1991 の第6章を参照。

⁵² 坂野正高「『総理衙門』設立の背景-1-」『国際法外交雑誌』51(4)1952、364頁。

⁵³ 坂野説に対する反論は Jennifer, Marie. Rudolph., *Negotiating Power and Navigating Change in the Qing: The Zongli Yamen, 1861-1901*, University of Washington Dissertation, 1999, pp.31-34 を参照。

打開しようと考え、また、実際に行動した。それは、少なくとも、林則徐が欽差大臣に任命された1838年以前に遡る。林が欽差大臣に任命されたまでの経緯を明らかにするため、公行制度を含めた広東体制⁵⁴について簡単に触れてみよう。

この体制は地方官（巡撫／総督）、戸部官員（海関）と特許商人の公会（略称:公行、Cohong）によって構成されていたが、海洋貿易を広東の一港に制限しようとした乾隆帝が上諭⁵⁵を出した1757年から

⁵⁴この広東体制に対応したのは独占貿易を握ったイギリス東インド会社（United Company of Merchants of England trading into the East Indies）である。モースの研究によると、1600年に、ロンドン東インド会社（Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies）はエリザベス王から独占貿易特許をもらい。これに対抗し、新東インド会社（English Company trading into the East Indies）が新東インド会社（English Company trading into the East Indies）が設立されたが、1698年に議会の批准をえて、ウィリアムズ三世から特許権を取得。1709年に、両社が統合し、合同東インド会社（United Company of Merchants of England trading into the East Indies）成立となった。詳しくは、モースの先駆的研究 *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635-1834(5 Vols.)*, Oxford University Press, 1926-1929 を参照。

⁵⁵外国と貿易関係を持つ寧波、上海、廈門の関税率を大幅に向上させ、海洋貿易を広東一港に制限するようとする1757年の上諭を背景に、東インド会社のジェームズ・フリント（James Flint）が1859年に、広東から北上し、天津まで行ったが、一港貿易による広東当局の不正行為を朝廷に訴えていた。結果としては、①ジェームズ・フリントが投監され、②広東の海関総督が免職され、③改めて上諭して、貿易を広東の一港に制限することを明文化していた。この通説に反論したのはポール・ダイク氏である。“*The daily routines of the trade and administrative networks within customs continued after 1757 as they had before; the conduct of business went on as usual with no change in the structure; and there were no major changes in the way that foreigners and trade were controlled. The new policy did not change the fact that Canton had already established itself as the most favored port in China; nor that the foreigners had decided that themselves*”-Van Dyke, Paul A., *The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast. 1700-1845*, Hong Kong University Press, 2005, p163.

発足していたと、坂野は論じている⁵⁶。しかし、バンダイク・ポール (Van Dyke Paul) は、坂野説は、上からの視点に立って、通信、報道、手紙、などのオフィシャルな文書に依頼することで、「事実」より「政策面」を重視しており、そのアプローチには問題があると指摘している。実際には、広東貿易は朝廷が作り出したルールに従って、動いたわけではない。逆に、朝廷の政策は貿易の現実のルールを追認し、それを条文化したと捉えた方がよい。広東体制は、地方官、戸部、外国商人、水先案内人 (*pilot*)、乗船税関吏 (*tidewater*) などの実際に貿易に参入した者によって作り出された精密な貿易ネットワークであり、その主な枠組みは、18世紀の初頭から形成され、18世紀20年代に完成し、1842年まで続いたと、ポール・ダイクは考える⁵⁷。

この140年間続けられた貿易体制の下では、広範囲にわたる汚職などの問題を抱えられていたにもかかわらず、規模の増大、交流の増加などの面から考察すると、貿易が盛んになっていたのは揺るぎがない事実である。しかし、19世紀30年代に入ると、この体制が内包していた諸問題が爆発して、1842年に終焉を迎えた。

公行制度は広東体制の一環である。広東貿易の繁栄を支え、貿易を円滑に動かしたのは公行制度や公行商人であったと考えられる。その特徴は、第一に、貿易を独占したこと。第二に、徴税を請負ったこと、第三に、外国人の行動に対して連帯責任を負ったことと挙げられる。例えば、外国商人が中国人の官員と通信するときは、直接にはなく、公行商人を経由して、「稟」という形で行われてい

⁵⁶坂野正高『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会、1982、129-137頁を参照。

⁵⁷前掲 Dyke, Paul A., *The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast, 1700-1845* の8章と9章を参照。

た。公行商人は外国商人と中国人の官員との間の仲介人、また緩衝器としての役割を果たす、柔軟性を
持っていた。しかし、公行制度は、貿易の繁栄を支えつつも、構造的な欠陥を抱いた⁵⁸。

実際、公行商人によって、アヘンの輸入、銀の流出などに象徴される癒着的体質を、地方官の力で
剥がすことは、不可能であった。この情勢に対応し、中央政府が考えたのは欽差大臣の派遣であった。

2. 欽差大臣制度の発祥と変遷

1838年12月31日に、皇帝は、「論：内閣、湖廣総督、兼兵部尚書銜林則徐、著頒給欽差大臣關防、
馳驛前往廣東查辦海口事件、所有該省水師、兼歸節制」という論を發して⁵⁹、つまり、林則徐を欽差大
臣に任命し、彼に「欽差大臣關防」（印鑑、シールのことを指す）を授与し、広東に向かわせた。ア
ヘン貿易を取り締まり、処理するため、広東省の軍隊も彼の指示に従わうようにさせた。

つまり、外交分野における欽差大臣制度は、第一に、「欽差大臣關防」が授与されたこと。第二に、
権限を明らかにしていないこと。第三に、特定の目的で設置されたものであり、常設のポジションで

⁵⁸イギリス側は、茶の取引の決済には主に銀が用いられたが、お茶輸入増加に相応する輸出額が増えていな
いため、イギリス側から中国に流出する銀は膨大な額となっていた。この貿易赤字を埋めるため、イギリス
側（主に東インド会社）は清国にアヘンを販売し始めていた。中国側は、戸部に属す広東税関は税金を確保
するため、外交貿易に強く依頼した広東税関の収入、すなわち、主にイギリスとの貿易を維持しねばならな
い。そうすると、アヘンの密輸入、それと同行するアヘン貿易を黙認せざるを得ない、また、沿岸部の民衆
は貿易に直接的に従事し、サービスを提供することで、生計を解決するので、この体制に依頼していると考
えられる。

⁵⁹『籌辦夷務始末 道光朝』巻五、16-17頁。

はないなどの特徴を持っていた⁶⁰。この点からして、蒲安臣に与えられた「辦理中外交渉事務使臣」という官職は、欽差大臣制度は成立した当初の特徴を受け継いでいると思われる。

中国と外国との交流が、より頻繁、複雑になってくるにつれ、欽差大臣制度も、清朝外交政策の調整とともに、紛らわしい変化を呈示してくる。林則徐のアヘン取り締まりを契機にアヘン戦争（1839年）が起こり、林は退けら、英仏連合軍が北上し、直隸総督だった琦善が、1840年に欽差大臣に任命され、イギリスとの交渉に当たることになった。1841年に、交渉の結果として「川鼻仮条約」が調印されたが、道光帝は香港割譲に激怒して、琦善を処罰し、「欽差大臣」の職を杭州將軍耆英、両江総督伊里布に与えた。

イギリス全權公使であったヘンリー・ポッティンガー（Henry Pottinger）は、清朝側の欽差大臣に「全權大臣」としての資格を、絶えず求めた。外国側は、なぜそれを要求していたのか、言い換えれば、皇帝との直接の情報交換、連絡を求めた理由はなんであるのか。ジェニファー・ルドルフ(Jennifer Rudolph)は、欽差大臣が持つ交渉、条約締結の権力の正当性は、皇帝の「皇権」に由来するた、①欽差大臣は、皇帝が有利であるという判断しか下さず。②極端な場合、欽差大臣が受けたことが、皇帝に拒否されることも可能である、と指摘している⁶¹。また、坂野の研究によると、外国側は、欽差大臣を兼任する官員、特に地方の官吏たちは、「地域の利害にのみ拘泥し、また、真実を北京に報告しない」傾向があると考えていた⁶²。

この外国側の要請に対し、清朝政府はいかなる対応を取り組んだのかについて触れて見よう。

⁶⁰前掲坂野正高『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』、

Jennifer,Marie.Rudolph.,*Negotiating Power and Navigating Change in the Qing:The Zongli Yamen,1861-1901* を参照

⁶¹前掲 Jennifer,Marie.Rudolph.,*Negotiating Power and Navigating Change in the Qing:The Zongli Yamen,1861-1901*,pp.45-46.

⁶²坂野正高「『総理衙門』設立の背景 1」『国際法外交雑誌』51(4)1952、373頁。

(1) 「全權大臣」任命の拒否

イギリスの要求に対し、道光帝は耆英、伊里布に、「皇帝降旨：交耆英、伊里布辦理此事、則耆英、伊里布即係欽差大臣。不必再有疑惑、並告以事之通乎情理者、皇帝無不施恩、否則斷難」と諭を下し⁶³、イギリスに対して、耆英、伊里布は欽差大臣である以上、彼らの資格には疑いがないが、情理に叶うならば、許可するが、さもなければ、断るように命じた。

交渉の結果として、1842年の「江寧条約」を始め、のちには締結された中米、中仏条約も加えられ、五つの港(広州・厦門・上海・寧波・福州)の開放が決定された。外国公使と通商事務などの日常交渉を担当していたのは伊里布であったが、彼は1843年に広東將軍の在任中病死したため、同年に、耆英は再び欽差大臣として起用され、広東に向かひ、その後、兩広總督を兼任した。これにより、広州に置かれた兩広總督兼任の欽差大臣が清朝の主な外政を担当するようになった。この制度は、兩江總督何桂清が兩広總督の代わりに欽差大臣に任命される1859年まで続いたと思われる⁶⁴。

(2) 条件付き「全權大臣」の授与

1858年、アロー号事件、フランス宣教師殺害事件をきっかけとして、条約更新を目的にする英仏連合軍が清朝政府との直接交渉を求め、北上した。これにより、「全權大臣」の問題が再び浮上する。同年4月から直隸總督譚廷襄、布政使錢忻、倉場侍郎崇綸、内閣學士烏爾棍泰らは、英仏露米四国公使と交渉を再開した。

⁶³ 『籌辦夷務始末 道光朝』 卷五十七、34頁。

⁶⁴ ルドルフ氏は、1858年に、北上した英仏連合軍との交渉担当として、ふたたび耆英が天津に派遣されたことは兩広總督が「欽差大臣」を兼任する終焉を意味すると考えた。しかしながら、実際に欽差大臣に任命されたのは桂良、花紗納であり、耆英を同行にさせたわけである。

イギリス公使は、「全權大臣便宜行事」、すなわち、両国間のことを定める「全權」を再三、譚廷襄らに要求した。これに対し、譚廷襄は、「天朝法制」では、従来、「全權大臣便宜行事」を授与することはない。我々は、皇帝の命令を受け、交渉を担ったため、要求が合理的であれば、それを皇帝に奏請することは可能であると答えた⁶⁵。

しかしながら、欽差大臣の正当性は「皇權」に由来すると認識した連合軍側は、交渉相手には皇帝からの「全權」委任がないと、交渉自体、締結された条約、条約の実行には差し支えがあると考えた。したがって、イギリス公使は「総須有全權二字方可定議」（「全權」の二文字がないと交渉しない）⁶⁶と、北京政府に「全權大臣」の派遣を引き続き求める。

結果として、中央政府は英仏連合軍の要求に反し、「全權」の資格を持つ欽差大臣の派遣と外国公使の北京駐在を拒否したため、交渉は失敗に終わった。5月20日に、連合軍は大沽砲台を占領し、天津まで進出していた。この段階にいたって初めて「北京政府は第一級の人材を交渉員として派遣」⁶⁷するようになっていた。

大学士桂良、吏部尚書花沙納は欽差大臣として、北京政府によって現地に派遣される⁶⁸。彼ら（委任状には、外国側に要求されつつある「便宜行事全權大臣」との文字がない）が、交渉に当たるため、皇帝からの旨⁶⁹には、以下のように記されている。第一に、以前には、譚廷襄らは、よく対応仕切れな

⁶⁵ 「…再三諄問、臣等能否主持定議兩國之事。臣等答以天朝法制、從無全權大臣使宜行事、我等欽派到此、事若合理、自可代奏」 - 『籌辦夷務始末 咸豐朝』 卷二十一、14頁。

⁶⁶ 『籌辦夷務始末 咸豐朝』 卷二十三、32頁。

⁶⁷ 前掲坂野『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』、241頁を参照。

⁶⁸ 「論：内閣著派大學士桂良、尚書花沙納、馳驛前往天津海口、查辦事件」 - 『籌辦夷務始末 咸豐朝』 卷二十三、7頁。

⁶⁹ 『籌辦夷務始末 咸豐朝』 卷二十三、35頁。

かったが、対外政策に対して、桂良、花沙納を天津に派遣させ、事件の処理を担当させる。第二に、各国代表が、桂、花に疑いを抱いているので、外国代表を説得し、情理にあり、本気で、軍事行動をやめるならば、桂、花に、条約を批准する権力を与える。第三に、桂、花に「便宜全權」に近い権限を与える。第四に、しかし、理に合わないことは、批准し難く、すべてを任せたのではないことを、外国側に告げる。

結果として、桂、花は英仏米露四国と「天津条約」に調印した。署名欄には、「欽差東閣大學士、総理刑部事務吏部尚書、鑲藍旗漢軍都統、便宜行事全權大臣桂良、花沙納」と記された。

(3) 「全權大臣」の授与

「天津条約」には、「署名の日から一年以内に条約批准書の交換」と規定されていた。ただし、交換場所は中英、中仏、中露条約の中には、北京で行われると書かれたが、中米条約には、場所は特に規定されていない。条約交換のため、1859年6月18日に、英仏公使が艦隊を率い、再び天津の白河口に現れた。中国と英仏は、上陸の場所を巡り、意見相違し、交渉は破談となった。再び、戦火が交える。清朝側が連合軍に大損害を与えたため、連合軍はやむなく、撤退していた⁷⁰。翌年の8月に、英仏は復讐のため、2万人余りの軍隊を中国に送り、大沽口砲台を制圧し、北京政府にプレッシャーをかけた。

前線からも、一刻も早く、身分尊い大臣に、關防、便宜行事全權の委任状を与えて、派遣してもらいたいという報告⁷¹を受けた皇帝は、内閣桂良、恆福に欽差大臣を授与し、天津に派遣する⁷²と上を発

⁷⁰ 同時に、英仏連合軍と同行してきたアメリカ公使は、清朝政府の指定したルートに従い、7月21日北京に入り、8月1日に、天津で条約批准書の交換を行っていた。

⁷¹ 「迅賜蘭派職分最崇之大臣前來、並頒給關防、許以便宜行事全權字樣方為該夷所信服、冀可息靜干戈」－『籌辦夷務始末 咸豐朝』卷五十七、6頁。

⁷² 「諭：内閣桂良、恆福均著授為欽差大臣桂良並著馳驛即赴天津」－同上。

した。だが、批准書交換の場所、公使の北京駐在などの問題をめぐって、中国と英仏の合意に至らず、交渉は決裂した。英仏連合軍は北京近郊の通州まで進んでいた。危機に迫られた咸豊帝は、怡親王載垣、兵部尚書穆蔭に欽差大臣を授与し、「全權」ではなく、「便宜行事」として事態を収束させよう⁷³とした。しかし、談判は再び破裂した。英仏連合軍が、北京城下に迫ったのに対し、咸豊帝は熱河の離宮へ向かった。北京を離れる前に、内閣載垣、穆蔭を解任した。恭親王奕訢を「便宜行事全權大臣」とし、欽差を授け、連合軍と和解するよう命じた⁷⁴。

結果として、1860年10月に各国と協定をむすびついた清朝は、英仏米露四カ国公使の北京駐在を認めた。翌年には、清朝の対外関係の面貌を一新させた総理衙門が設立される。このとき、欽差大臣である恭親王奕訢は、衙門についた。

(4) 「欽差大臣」と「全權大臣便宜行事」の同時授与の通常化

その後、プロシア（1861年9月）、ポルトガル（1863年8月）、スペイン（1864年10月）などが清朝と条約を締結するとき、「全權大臣便宜行事」を要求するようになった。

1865年、ベルギーとの条約交渉の際、衙門の恭親王奕訢は、交渉担当の欽差大臣であった五口通商大臣薛煥に「全權大臣便宜行事」を与えるべきかどうかに対して、前年のプロシアなどの条約締結を踏まえて、薛煥を「全權大臣便宜行事」とした⁷⁵。

⁷³ 「内閣怡親王載垣、兵部尚書穆蔭、著授為欽差大臣、便宜行事、辦理條款章程」-『籌辦夷務始末 咸豊朝』卷六十二、2頁。

⁷⁴ 「諭：内閣載垣穆蔭辦理和局不善、著撤去欽差大臣。恭親王奕訢、著授為欽差、便宜行事全權大臣、督辦和局」-同上、34頁。

⁷⁵ 「總理各國事務恭親王等奏：查向來外國與中國辦理事件、其公使皆有全權便宜等字官銜、故於中國會辦大臣亦必有全權大臣便宜行事等銜者、方肯與之商辦。上年布路斯國來津懇請通商、奉旨派臣崇綸會同臣崇厚商辦臣崇綸赴津時、因恐該國請加全權等字樣、曾經奏明於諭旨內敬謹摘錄將全權等字加入、給與該國公使閱看存案。今薛煥辦理比利時國事件、臣等仍擬請比照前案給發上諭一道、將薛煥加全權大臣便宜行事等字樣寄交薛煥遵行」-『籌辦夷務始末 同治朝』卷五、42頁。

その後、外国側の強大な軍事力に迫られ、清朝政府は、その要求を呑み、結果として、総理衙門設立の1861年から、蒲安臣が任命される1867年までの6年間、外国側の要求通り、条約交渉担当の欽差大臣に「全權大臣便宜行事」というタイトルを与えることは、ほぼ通常化した。

欽差大臣およびこの制度は、内外の情勢に合わせて、変化したが、蒲安臣が欽差大臣として、「辦理中外交渉事務使臣」に任命された1867年になると、少なくとも、第一に、任命文書、「欽差大臣關防」を持つこと、第二に、特定の目的で設置されたものであり、常設のポジションではないこと、第三に、その正当性は「皇權」に由来するため、最終決定権を持っていないこと、第四に、その権限が必ず明らかにされることもないようであるが、最終責任を背負うこと⁷⁶、第五に、「全權大臣便宜行事」というタイトルが授与されるのは通常化になっていたのという五つの特徴を持ったと思われる。

他方、この欽差大臣制度は、蒲安臣の任命に関わるだけではなく、より深いレベルで、清朝の政治体制に変化をもたらしていた。欽差大臣は北京政府と外国政府間の橋渡しとして、双方が「外交」、「国家」のあり方に対する理解の相違によって、摩擦を生じた一方、客観的に、情報交換の役割を果たし、結果として、蒲安臣使節団派遣を決定した総理衙門の設立に直接の影響を与えたと考えられる。

⁷⁶“...the imperial commissioner had complete responsibility for the outcome of the specified project, but no real instructions from the emperor as to how to proceed”-Cf. Jennifer, Marie. Rudolph., *Negotiating Power and Navigating Change in the Qing: The Zongli Yamen, 1861-1901*, p.45.

第2節 欽差大臣制度と総理衙門の設立

1.1859年の欽差大臣何桂清の意見書

総理衙門の誕生によって、清朝内務府、礼部、戸部など、各部署が分散的に担当していた清朝外政は、一つの中央政府レベルの機構が対応するようになったため、総理衙門は蒲安臣使節団派遣の決定だけではなく、深く使節団の形成、人員構成、資金調達に関わった。使節団の中国官員志剛、孫家毅は衙門の章京（秘書官）であり、見習い通事は衙門下に設置された同文館学校の学生6名であり、さらに、使節団経費を調達する総稅務処も衙門の下に置かれたのである。よって、使節団の性格を明らかにするため、この新しく成立した部署の設立、およびその性格を検討する必要があると思われる。

まず、研究史を整理してみよう。

坂野正高は、アヘン戦争後の清末外交史を、近代的国際関係の中へ強制的に編入された「旧中国の反撥・適応の過程」として捉えている。「衝撃-対応」のパラダイムにおいて、1861年に、アロー戦争の結果、外国の外交使節の北京常駐に対応して外政を専管する機関として、総理各国事務衙門が設立されていたが、「かゝる意味での反撥・適応の政治的通路としての意味を持ち、近代国家の「外務省」とは著しく性格を異にした」と指摘している。坂野は総理衙門の成立背景について、設立の決定的要因としての外的要因と決定的要因に対する適応たる内的要因と、また内因よりは外因を重視するという二分法的に解釈をしている⁷⁷。

⁷⁷以上、坂野正高「『総理衙門』設立の背景1」『国際法外交雑誌』51(4)1952、360-402頁、

「『総理衙門』設立の背景2」同51(5)1952、506-541頁、「『総理衙門』設立の背景3」同52(3)1953、89-111頁を参照。

これに対し、ルドルフは、*Negotiating power and navigating change in the Qing: the Zongli Yamen, 1861-1901*において、今まで十分重視されてこなかった清朝体制の柔軟性、欽差大臣制度と衙門の連続、すなわち、中国内部に目を向け、衙門設立の再検討を行っている。

ルドルフの研究をまとめると、第一に、総理衙門は「臨時的」な機構として発案されたことは「特定の目的で臨時的に設置された欽差大臣制度」に相通じる。第二に、欽差大臣制度においては、担当者ランキングは高くなり、身分はより皇帝に近づく。北京で英仏連合軍と講和談判を担当し、衙門設立を発案している欽差大臣恭親王奕訢、大学士桂良のような第一級の人材が派遣された。第三に、外国公使の北京駐在を許す前、言い換えれば、外国公使と北京政府との直接交渉が始まる前に、欽差大臣は、外政担当として、外国との交渉において、大量の情報を得ていたと思われる。これらの情報こそ、奕訢らが総理衙門の設立を判断する最も重要な根拠であると指摘し、欽差大臣制度と衙門の設立の内的な関連性を強調している。

ルドルフは衙門の本格的発足を考察するために、1861年1月13日（咸丰十年十二月初一）に、奕訢、文祥、桂良が、咸豊帝に奏上した「通籌洋務全局酌拟章程六条摺」⁷⁸に対する詳しい分析を行っている。だが、当時の中国の情勢に従い、衙門設立を考えるならば、「通籌」より早く、1859年に、欽差大臣を兼任した两江総督何桂清の上奏文まで遡る必要がある。

また、ルドルフは、新設の機構が、いかに既成体制に組み込まれたのかを考察している。しかしながら、衙門の人員構成（内閣、部院、軍機処から選出された章京⁷⁹に、元の職をそのまま兼任させるかしないかという問題）、公文書伝達の仕方（衙門は、直接地方から外交に関する文書を、直接的に受

⁷⁸以下「通籌」の略称に統一する。

⁷⁹章京に関する研究は、李文傑「総理衙門章京の日常生活与仕宦生涯—《懲齋日記》与楊宜治其人」『中央研究院近代史研究所集刊』（70）2010、51-95頁を参照。

け取るか、元の権力中枢軍機処、あるいは元の朝貢関係を担当する礼部を通して転送するかという問題)を巡り、恭親王と咸豊帝との意見の不一致までさらに検討する余地があると思われる。

さらに、欽差大臣制度の発展が、最終的に、総理衙門の設立を促していたにもかかわらず、欽差大臣の責務は、そのまま、総理衙門によって引き換えられることを意味した訳ではない。衙門設立後、制度面には多様な変化を表しているが、欽差大臣は依然として、清朝外交の仕組みの中で働いているし、それが設立していたから、特定目的のために設置された臨時性などの特徴を持ちながら、蒲安臣の任命まで存続していると思われる。

以上の問題関心を持ちながら、何桂清の上奏文に合わせ、欽差大臣制度と総理衙門設立の内的な関連性を再検討したい。

1859年に、上海で英仏米露と、「天津条約」の交換問題をめぐり、交渉に臨んでいる両江総督欽差大臣である何桂清⁸⁰は、現行外政体制が抱いた問題を指摘、さらにその対策について、咸豊帝に上奏文⁸¹を出した。

彼の意見をまとめると、現行欽差大臣制度の欠点として、第一に、外政を担当する地方の官憲は、外国の情勢をよくわからないこと。第二に、広東欽差大臣は、五つの貿易港(廣州・厦門・上海・寧波・福州)の外交事務を担当するとはいえ、実に広東一港の事務のみを処理していること。第三に、外政担当官員の間に、情報の共有がないこと。第四に、新しく締結した条約が公開、刊行されないため、新、旧条約が並存し、実施に混乱をしていること。第五に、地方官(総督)らは、地方公務で多忙と

⁸⁰1859年2月6日に何桂清は欽差大臣に任命されたから、清朝の外政担当は両江総督兼任欽差大臣から、両江総督兼任するようになっていた。坂野正高「『総理衙門』設立の背景1」『国際法外交雑誌』51(4)1952、367—368頁を参照。

⁸¹以下引用した何桂清の上奏文は『籌辦夷務始末 咸豊朝』卷三十五、14-17頁。

なっており、さらに、外務を担当の欽差大臣を兼任することに困難があることの五点があげられる。

彼は、その対策として、次の三点をあげている、第一に、上海で外交を担当する官員、すなわち、欽差大臣を設置すること⁸²、第二に、外政に関わる官員の間で情報交換を行うこと⁸³、第三に、外国に接する際、礼を持ち、信を示すこと⁸⁴である。

上奏文を受けた咸豊帝は、まず、広東は北京からかなり離れ、外国の情報が直ちに入手できないため、欽差大臣を広東から上海に移すと命じた。何桂清が適任である、さらに、両広総督が欽差大臣を兼任するという旧制に従い、欽差大臣として何桂清を任命すると述べた。何桂清の意見書に対しては、元来の制度を維持する立場を示した一方、対策に関しては、（天津）条約交換した後、改めて指示を出すので、その指示に従い、処理すべしと命じた。

しかし、事態は、咸豊帝が予測した通りには収束されず、前節で説明したように、1860年に、連合軍との講和談判は合意に至らず、破裂し、ついに、北京は英仏連合軍に占領された。咸豊帝は、恭親王らに「全權大臣便宜行事・欽差大臣」を任命し、北京に滞在させ、破局を収束せようと命じたあと、側近をつれて、熱河に向かった。同年10月に、恭親王は清国代表として、外国公使の北京駐在を認める条約を、英、仏、米、露と締結した。

その翌年（1861年）に、恭親王らは、総理衙門の設立を発案する。

⁸² 「...將辦理通商之欽差大臣、由京簡放即在上海設立公署、議給養廉專司其事以崇體制、儻有彼此齟齬之處於督撫二人中酌量一人、飛檄前往為之設法排解、庶可日久相安...」-同上。

⁸³ 「...將欽差大臣並通商各省一切奏牘及欽奉上諭、互相咨會、遇有交卸專案、移交後任同官之將軍、督撫一體和衷熟商、俾事歸畫一而收羣策羣力之效...」-同上。

⁸⁴ 「...馭夷之術、不外待之以禮、示之以信二者...」-同上。

先述した何桂清の意見書、また咸豊帝の上諭には、北京では外交担当機構を創立するまでの意見が見られない。だが、何桂清の外交方針は、ほぼそのまま、1861年1月13日（咸丰十年十二月初一）に、恭親王らが起草した「通籌」に受け継がれたと思われる。

まず、何は上海に専任の外政担当官員を設置することを提言したが、恭親王らによって、外国公使北京駐在に対応するため、中央政府の所在地北京に、新しい外政担当機構を設置することに発展させた。

また、何の意見書には外国に接する際には、礼を持ち、信を示すことが述べられていたのに対し（「待之以禮、示之以信⁸⁵」）、「通籌」においては、条約に従うべしと「按照條約、不使稍有侵越⁸⁶」との一節が入られた。これは、清朝政府が条約締結を拒否する旧来の外交方針を変え、全面的に、条約を遵守することを告げたことを意味しているとルドルフは指摘している⁸⁷。この諸外国と「信頼関係」を重んずる何の態度は、恭親王に積極的に取り入れられたと考えられる。

さらに、「通籌」には、外政担当官員の間、情報の共有をしないという現在の外交体制の欠点を説明するため、何の意見に言及することもあった。

2.1861年における奕訢、文祥らと咸豊帝の意見交換

以上、欽差大臣である何桂清の意見書と総理衙門の設立の内的関連性の説明を行ってきた。続いて、以下の史料（北京にいる恭親王らの上奏文と熱河にいる咸豊帝の上諭）を利用して、さらに分析を進める。

⁸⁵同上。

⁸⁶前掲「通籌」より。

⁸⁷Cf. Jennifer, Marie. Rudolph., *Negotiating Power and Navigating Change in the Qing: The Zongli Yamen, 1861-1901*, p.63.

表 3: 総理衙門の設立における関する奕訢、文祥らと咸豊帝の意見交換に関する史料

番号	名称	年月日	出典
1	欽差大臣恭親王大学士桂良戸部左侍郎文祥等 奏——通籌洋務全局酌拟章程六条摺	1861年 1月13日	『籌辦夷務始末 咸豊朝』卷七十二、17-26頁
2	諭旨	1月20日	卷七十二、1-6頁
3	欽差大臣奕訢等復奏籌設總理衙門事宜摺	1月26日	『中国近代史資料叢刊 第二次阿片戦争 卷5』、356頁
4	欽差大臣奕訢等復奏籌設總理衙門事宜通商事 務關防請節去通商二字以免外人饒舌片	同上	同上、358頁
5	奏總理衙門未盡事宜拟章程十条呈覽摺	2月2日	同上、364-368頁
6	恭亲王复奏總理衙門調用章京事宜	同上	同上、368-370頁

まず、1861年1月13日に、前節で説明した何桂清の意見書に強く影響された奕訢、文祥、桂良が、咸豊帝に奏上した「通籌」から考察してみたい⁸⁸。

衙門の基調を決め、その発足を意味する「通籌」は、第一条、衙門を設置し、王大臣、軍事処大臣に衙門の管理をさせ、さらに、内閣、各部、院、軍機処から、章京を選出すること。第二条、南北通商大臣を設立し⁸⁹、また、「中外交渉」に関すること地方官からの報告を直接的に衙門が受け取ること。第三条、「北京條約」で新しく開放された通商口岸には、税関を設けること。第四条、外務を担当する地方官（将軍、総督、巡撫）の間の情報交換、共有すること。第五条、外国語人材育成のため、同文館を設立すること。第六条、月一回、外国新聞紙を通して集めた情報を衙門に報告すること、という6条によって構成されている。

⁸⁸ 「通籌」の詳細は、Jennifer, Marie Rudolph, *Negotiating Power and Navigating Change in the Qing: The Zongli Yamen, 1861-1901*、呉福環『清季総理衙門研究』新疆大学出版社、1995を参照。

⁸⁹ 南北通商大臣の設立も、欽差大臣に深く関わっている。詳しくは、荻恵里子「北洋大臣の設立——1860年代の総理衙門と地方大官」2014(http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~rcmcc/06_ogi2017年6月5日最終閲覧)を参照。

のちに、恭親王らと咸豊帝の間に行われた通信内容を見ると、その焦点は第一条：「京師請設立總理各國事務衙門、以專責成也...總理各國事務衙門、以王大臣領之、軍機大臣承書諭...兼領其事...應設司員擬於內閣部院軍機處各司員章京內滿漢各挑取八員輪班入直一切均倣照軍機處辦理以專責成」、すなわち、「組織の構成（章京の所属）」と第二条の「外交に関する公文書伝達の方式」と「南北口岸、請分設大臣、以期易顧也...欽差大臣、巡撫...應仿照各省分別奏咨之例、由該大臣（南、北通商大臣のことを指す 著者注）隨時知照總理處...請飭令該將軍等...其中外交涉事件、一併按月咨照總理處察覈」、すなわち、元の清朝内部の情報伝達の流れには衙門を入れ込み、その中枢に置かれることという二点に絞られている。

第一条に対し、北京で、總理各國事務衙門を設立し、王大臣（奕訢）、軍機大臣（桂良、文祥）らによって、統率すると恭親王らは提案した。衙門中枢となっていたのは「王大臣」と「軍機處大臣」であり。また、衙門の章京を内閣、各部、院、軍機處から、満州族、漢族八名ずつを選出し、また衙門と元の所属部署、二箇所、二箇所で、「輪班入直」、つまり、交代で勤務をする（衙門と元の事務を兼任する）ようにと、恭親王は、咸豊帝に提案していた。

第二条に対し、上海と天津で外交担当の官員を設置する。また、地方官（巡撫、將軍らも含め）は、「中外交渉事件」を、總理衙門に直接的に報告すると、恭親王らは考える。

なぜ恭親王らは、王大臣と軍機處大臣が衙門の統領を兼任すること、言い換えれば、何故、章京の交代制を提案していたのかを考えると、重要な理由の一つは、恭親王らは、外交に関する情報を、効率的に、収集し、処理する部門として衙門を発想していたからである⁹⁰。王大臣と軍機處大臣が衙門統領の兼任、および、衙門章京に、元の軍機處、礼部の仕事を交代制でやらせること、さらに、直接的

⁹⁰外交に関する機密情報は、まず軍機處に集約されるというのは伝来の情報伝達の流れであった。

に、地方から外政情報を衙門に集約させることのいずれも、衙門は、迅速に、さし障りなく、情報を
収取するのを確保するという恭親王の考えが読み取れる。

しかし、外政に関する文書は、軍機処、礼部によって、皇帝に転送、処理されるという元来の体制
に、恭親王らの考え方に直接的に衝突している。1861年1月20日に、「通籌」を受けた咸豊帝は「上
諭」⁹¹を発して、衙門設立、および王大臣（奕訢）、軍機大臣（文祥）らによって統率することに、特
に異議ないと拘っていた。以下の点において、第一に、各部署から選出された章京は、元の仕事をや
め、専門事務員として、衙門に勤務すること、第二に、「中外交渉」に関する文書が、直ちに衙門に
集約されるのではなく、礼部によって、転送されること、第三に、衙門の名称について、恭親王らが提
案した「総理各國事務衙門」に「通商」との二文字を入れ、礼部に命じ、「欽命総理各國通商事務」
關防を授与すること、これらの三点は「通籌」と異なっていた意見であった。

これに対し、1月26日に、恭親王らは、咸豊帝の意思を反対する意見を上奏していた⁹²。彼らは、衙
門の章京に元の部署の仕事を兼任させること、重要性が高くない文書（「將無甚關礙者」）を、礼部
によって転送させ、機密文書（「其事宜機密者」）は、当事大臣、將軍、督撫、府が、まず総理衙門
に諮問すること⁹³、「通商」という二文字を入れずに、元の名称「総理各國事務衙門」とすることという
姿勢を堅持した⁹⁴。

これを受け、熱河に移動していた咸豊帝は、北京で講和談判、善後処理を担当する恭親王らの主張
に譲歩し、「総理各國事務衙門」という名称を認め、総理衙門章京が、元の部署に預かる機密文書を

⁹¹表3史料2。

⁹²表3史料3。

⁹³「擬將無甚關礙者、仍由禮部咨照、其事宜機密者、即令各該大臣、將軍、督撫、府尹、一面具奏一面徑咨
総理衙門」-同上。

⁹⁴表3史料4。

調べる許可を出した（「亦可飭章京往返查覈要件」）との上諭を返していた。その一方で、衙門と軍機処の章京を兼任させるならば、彼らの「勤務評価」、「舉薦彈劾」は、どちらによって行われるかという問題を、恭親王らに問いかけていた。

このように、軍機処に衙門「章京」を兼任させるのが許されるのは、衙門が迅速に、何らかの障りもなく、情報を収取するのが確保できるであると認識した恭親王らは、直ちに、秘密文書は、衙門に諮ることもなく、旧制のとおり、軍機処に集約する⁹⁵という咸豊帝の考えに同意する姿勢を示した。

北京から離れ、熱河にいた咸豊帝にとって、各省の機密、外政に関する文書は、旧制に従い、衙門に諮らず、軍機処に奏するとなれば、地方からの情報を、軍機処に流れすことは、軍機処が行政体制の中核としての地位が守るだけでなく、それが持つ「皇権」が帝国の最高権力であることを保っていると思った⁹⁶。

恭親王らは、後に「総理衙門未尽事宜擬章程十條呈覽摺」⁹⁷と名付けられた上奏文において、元の「通籌」と咸豊帝の上諭をベースにした上で、衙門設立のディテール（事務所の場所、規模、組織の構造、章京の評定、昇進の制度、同文館の教師、生徒の募集など）に対する意見を述べた。中でも、衙門の経費に注目すべきである。新設組織、また、そこで勤務するものは、各部署から選出され、元の職も兼任するため、国家財政（戸部）はこの新設部署に事務用具以外の経費提供の計画を立たずに、經常費は新しくできた南、北通商大臣によって、税関の税金から調達された。これに対し、咸豊帝は各税関から調達するのは困難であることを理由にし、戸部から経費を支給しようと命じていた。本章の始めに説明したように、各通商港の税関は、戸部に直属するため、咸豊帝は、この新しくできた

⁹⁵「機密緊要之件...必須收集軍機處、以昭嚴密。其外省情形...照各部奏咨之議。而事宜慎密者向例奏而不咨、此次亦應援照辦理未可悉行咨報」-表3史料6。

⁹⁶詳しくは前掲呉福環『清季総理衙門研究』、28-43頁を参照。

⁹⁷表3史料5,以下「十條」にする。

衙門が、戸部に通さず、直接的に帝国の税金を使用するのを事前に防ぐという意味が読み取れる。帝国行政体制の中枢である軍機処における章京の働き方、評定について、恭親王らにさらなる詳細な意見を求めた。以上の二点を除けば、「十条」に対して、咸豊帝は基本的に同意した。

恭親王らが、章京の働き方、評定について、改めて意見書を出して、恭親王らと咸豊帝は最終的に合意ができた。その後、恭親王らが、正式的な総理衙門の關防を得、元の欽差大臣關防を礼部に返した。恭親王らが、衙門關防を取得するまでに、欽差大臣としては、衙門の発想、設立に従事し、關防授与されたことで、総理衙門の成立が、正式的に、告げられたと思われる。

欽差大臣制度の上で、新機構設立を発想した恭親王と、現行体制を維持しようとする咸豊帝の間に生まれた齟齬及びその解決の説明は、以上のようなものである。

本章の内容をまとめると、以下のようなことになる。外交分野における欽差大臣制度は林則徐が欽差大臣に命ぜられ、広東に派遣される 1838 年をもって、始まる。1861 年に総理衙門ができるまで、23 年が続いた。欽差大臣制度は成立されたから、任命文書、「欽差大臣關防」關防を持つこと、特定の目的で設置されたものであり、常設なポジションではないこと、その正当性は「皇権」に由来するため、最終決定権を持っていないこと、その権限が必ず明らかにされることもないようであるが、最終責任を負うことなどの特徴を備えている、また、国内外の情勢に従い、この制度は、新しい変化を表している。具体的には、外国側が武力を持つ要請に迫られ、欽差大臣に「全權大臣便宜行事」を授与するようになっていた。1860 年に、咸豊帝は初めて、付属条件なしの「全權大臣便宜行事」を、欽差大臣とともに北京で英仏連合軍と講和談判に臨む恭親王らに授けた。その後、1860 年代に入り、総理衙門を

設立した 1861 年以降、新しく任命された欽差大臣に「全權大臣便宜行事」のタイトルを授与するのは、ほぼ通常化した⁹⁸。

他方、先述したように、清朝政府の主な外政担当であった欽差大臣制度は、橋渡しとして、双方の情報交換を確保し、最終的には、総理衙門の設立を促していた。蒲安臣使節団の派遣が決定された 1867 年には、総理衙門は王大臣（奕訢）、軍機大臣（桂良）に統率され、北京の事務所以外、同文館学校（1862 年）、総稅務司（1865 年）、南、北通商大臣⁹⁹も、その管理の下に置かれるようになった。このように、衙門は、清国の外交から、内政までに、新しい展開をもたらした。

⁹⁸これがいかに蒲安臣の任命、権限の解釈に波紋を及ぼしているのかを後述する。

⁹⁹ももとは総理衙門と同格として設置されたが、1867 年の時点においては、衙門のトップは地位が尊いため、南、北大臣が実際に衙門に公文をするとき、「咨」という下から上に報告するに近い文体を使用するのは多い。

第二章 蒲安臣使節団派遣の背景

第1節 「協力政策」論

中国の南方において、1853年3月19日に太平天国軍は南京を陥落させ、太平天国の王朝を立てた。そして、1860年9月20日に、咸豊帝は熱河の離宮に移動し、北京は英仏連合軍に占領された。翌1861年8月22日に、咸豊帝は結核によって30歳で崩御した。その後、「便宜行事全權」と「欽差大臣」に任命された恭親王奕訢、内閣大学士文祥らは、北京で英仏連合軍との談判し、「北京条約」を締結することで、連合軍を撤退させた。その直後、恭親王らは同治帝の実母であった西太后と結んで、同年11月に、クーデターを起こし、政権を掌握していた怡親王派を倒した¹⁰⁰。

1860年代の始まりに立って見ると、内憂外患を抱いたこの恭親王派の政権が、より安定な10年間に迎えるとは誰も思わなかったであろう。しかし、実際には、この政権は、これまでの対外関係を統合し、国内を安定させ、後に洋務運動と呼ばれる自強運動までも実行した。

前章で説明した「総理衙門」の設立は、上述のことを成功させる要因の一つであったと考えられる。衙門は中央政府レベルで、改革を起こす重要な部署であり、外交はもちろん、税制、軍事などの面で、深く改革に関与していたため、それを抜きにして、1860年代の中国歴史を語ることは困難である。いかに、中国の歴史発展の文脈に従い、中国内外の情勢を把握する上で、蒲安臣使節団を再評価するの

¹⁰⁰前掲坂野『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』、273頁、羅威廉（William T. Rowe）著、李仁淵、張遠訳『中国最後の帝国:大清王朝』（*China's Last Empire: The Great Qing*）国立台湾大学出版社、2013、208頁を参照。

かを念頭に置きながら、本章においては、使節団の時代背景をなしたとも言われる「協力政策」¹⁰¹の形成、実施を検討するつもりである。具体的に、いままでの先行研究に再検討を加え、総理衙門を中心にし行われていた中国の外交政策が西洋諸国の対清政策、ないし「協力政策」の形成、実施へ影響したかを検討する。これをベースにした上で、アメリカ駐清公使の蒲安臣の活動に焦点を合わせ、彼が清朝に協力する立場に立つようになった理由、彼と衙門との（公的、個人的）信頼関係の構築の経緯を明らかにしていきたい。最終的に、蒲安臣使節団の形成に導いたと思われ、次章で詳細に説明する。

この使節団は「協力政策」をベースにして形成されたと蒲安臣自身も、のちの研究者も論じてきた。しかし、この「協力政策」の研究は、長期間にわたり、「西洋中心主義」の照射を浴びることになり、英仏露米などの「西洋諸国の対華政策」として捉えられ、清朝は受け身であって、主導的に、この政策の形成、および実施に参加していなかったと考えられてきた。

洋務運動の研究者であるメリー・ライト (*Mary Wright*) は「協力政策」は西洋諸国間の協力と、西洋諸国と清朝政府との協力の二つの部分によって構成されたと指摘している¹⁰²。しかし、話は単純ではない。イギリスは、「『協力政策』を維持する支柱の地位を保ち続けたが、アメリカは、徐々にフランスの代わりに、二番目になりつつあった¹⁰³」と述べ、「同治中興期の中国官員は、この政策の裏

¹⁰¹ 「協力政策」は英語“*Co-operative Policy*”の日本語訳である。しかし、*Co-operative* という言葉がもつ意味は、以後、「協力政策」に統一する。

¹⁰²“*The term “Co-operative Policy” was originally used in two senses: first, co-operation among the Western powers having interests in China; and second, their co-operation with the Chinese government*”-Wright, Mary Clabaugh, *The last stand of Chinese conservatism: the T'ung-chih restoration, 1862-1874*, Stanford University Press, 1957, p.21.

¹⁰³“*...the British government remained the mainstay of the Co-operative Policy, the United States gradually replaced France as the second supporting power...*”-Ibid, p.22.

に何があるのか、一度も明白に理解したこともない」¹⁰⁴と論じている。ライトの研究は洋務運動失敗論を背景にして展開されていたため、総理衙門を中心とする中国の外交政策が「協力政策」の形成、実施へ与えた影響を過小視していると思われる。

また、「協力政策」を完全に西洋諸国の対清政策として理解している坂野の研究を考えて見よう。

坂野は「...一八六一年のクーデターは、これまで中国の内乱に対して多かれ少なかれ日和見的な態度をとっていた英国政府の清朝支持を決定的なものにした。かかる情勢変化を背景にして一八六〇年代、ことにその前半には、英仏露米の四国が互いに協力して一致して総理衙門に外交圧力を加え、北京政府と協力することによって中国の漸次的近代化に期待する政策がとられた¹⁰⁵」と、「協力政策」を解釈している。だが、このような捉え方は妥当であるだろうか。

ライトの論じるように、「協力政策」の概念を、明確に、かつ簡潔に、述べていたのはアメリカの駐清公使であった蒲安臣に相違ない¹⁰⁶。1862年5月18日に、蒲安臣が米国务長官であったウィリアム・スワードに送った報告書においては、条約に規定された利権を守り、これ以上、中国の司法、領土主権が侵されないように、中国国内の紛争には、アメリカの国益が脅かされないかぎり、参与しないと¹⁰⁷、「協力政策」を説明している。だが、各国間の協力について、イギリス公使であったフレデリック・ブルース (Frederick Bruce、布魯斯) との交渉を説明した後、「今までのイギリスの言動を見て、将来には少し不安を思う」 (“...still I felt, looking to British antecedents, a little distrust about the future...”)

¹⁰⁴“Chinese officials of the Restoration period were never quite certain what was behind the Co-operative Policy”-ibid,p.41.

¹⁰⁵前掲坂野『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』、275頁。

¹⁰⁶Cf. Wright, Mary Clabaugh, *The last stand of Chinese conservatism: the T'ung-chih restoration, 1862-1874*, p. 21.

¹⁰⁷“The policy upon which we are agreed is briefly this: that while we claim our treaty right to buy and sell, and hire, in the treaty ports, subject, in respect to our rights of property and person, to the jurisdiction of our own governments, we will not ask for, nor take concessions of, territory in the treaty ports, or in any way interfere with the jurisdiction of the Chinese government over its own people, nor ever menace the territorial integrity of the Chinese empire. That we will not take part in the internal struggles in China, beyond what is necessary to maintain our treaty rights. That the latter we will unitedly sustain against all who may violate them”-Mr. Burlingame to Mr. Seward, June 20 1863, FRUS 1962, p.939.

と書いている。ここから、蒲安臣が力説した「協力政策」の裏側にはイギリスへの不信があったことが分かる。

先行研究では、1860年代において、西洋諸国の対清政策が統合されるようになっていたことが強調された一方、諸国間の摩擦、特に、各国商人が貿易港で行われた紛争、紛争の処理、各勢力間の利益の調整する清朝政府の役割は、研究対象外に置かれることになった。

しかし、1868年4月14日にアメリカ新聞デーリー・アルタ・カリフォルニア (Daily Alta California) は、シャンハイ・レコーダー(Shanghai Recorder)の記事を引用し、「協力政策」には、少なくとも、諸外国間の協力の他に、清朝の協力する「意欲」(willingness)、それを実行する「能力」(ability)が不可欠である¹⁰⁸と論じた。だが、協力の「意欲」は、清朝と外国側のどちらかが、先に提案し、動き出したのかを解明することは、困難である。むしろ、それより、「意欲」を、実際の行動面に表した「能力」とともに、考察する方が有意であると思われる。

第一章で論じたように、清朝の外交は、衙門の設立によって、一つの中央機関の下で統合的に行われるようになった。清朝政府内部には、条約遵守を前提にし、外国の力を利用し、太平天国などの反乱を平定すること、すでに条約関係を結ぶ英仏米に依頼し、清朝と条約関係を求めて相次いでくる国々を阻止させようとする動きも見える¹⁰⁹。このような中国外交面の変化、それが西洋諸国の対中政策に与えた影響を無視、あるいは、過小視すると、より客観的に「協力政策」を理解することを阻害

¹⁰⁸“The two elements essential to the success of the cooperative policy are not only unity of design on the part of foreign nations, but also willingness and ability on the part of the Chinese Government to carry out the terms of the treaty to which they have pledged themselves. Indeed, without this latter condition, the former is impossible”

—1868/04/14 Daily Alta California.

¹⁰⁹『中国近代史資料叢刊 第二次阿片戦争 巻5』、355頁。

することに間違いない。よって、この実証的に研究されていない「協力政策」の上で、築きあげられた蒲安臣使節団研究も大きな欠点を抱いているというしかない。

本章では、筆者は、先行研究に反し、総理衙門は「協力政策」の土台を作り出し、その実施に深く関与していたと考え、具体的には、以下の三点が必要であったと思う。第一に、清朝側の捉え方で条約を理解し、それに従い、西洋諸国の活動を規制する（領事に正式官員、中国語能力を要求する）こと、第二に、中国における西洋諸国の紛争を調整する（貿易港で外国商人の紛争を調整する）こと、第三に、「協力政策」の思想基礎を整えること。総理衙門は使節団派遣を発案するだけでなく、使節団の形成には不可欠な環境（「協力政策」の形成と実施、蒲安臣との信頼関係）を作りだしていたと思われる。

第2節 西洋諸国の在中活動制限

本節で使われる主な史料は、表4のようである。

表4: 衙門は西洋諸国の在中活動制限に関する史料

番号	年月日	件名	出典
1	1858年11月5日（咸豊八年九月三十日）	大學士桂良致美使列威廉 ¹¹⁰ 照會	『中美関係史料 嘉慶道光咸豊朝』（編号:449）
2	1862年2月1日（同治元年正月三日）	総署行江蘇巡撫薛煥文	『中美関係史料 同治朝上』（編号:1）
3	1862年3月12日（同治元年二月十二日）	総署行江蘇巡撫薛煥文	『中美関係史料 同治朝上』（編号:7）
4	1862年3月20日（同治元年二月二十日）	署理欽差大臣薛煥致美使蒲安臣照會	『中美関係史料 同治朝上』（編号:10）
5	1862年9月3日（同治元年八月十日）	総署給美大臣照會	『中美関係史料 同治朝上』（編号:37）
6	1862年10月21日（同治元年潤八月二十八日）	総署給美大臣照會	『中美関係史料 同治朝上』（編号:48）
7	1862年10月24日（同治元年九月二日）	総署收美使蒲安臣照會	『中美関係史料 同治朝上』（編号:50）
8	1862年10月31日（同治元年九月九日）	総署給美大臣照會	『中美関係史料 同治朝上』（編号:54）
9	1862年11月10日（同治元年九月十九日）	総署收美使蒲安臣照會	『中美関係史料 同治朝上』（編号:60）
10	1864年2月13日（同治三年正月六日）	総署給美使蒲安臣照會	『中美関係史料 同治朝上』（編号:168）
11	1864年2月18日（同治三年正月十一日）	総署收美使蒲安臣照會	『中美関係史料 同治朝上』（編号:170）
12	1864年5月27日（同治三年四月二十二日）	総署收上海通商大臣江蘇巡撫李鴻章文	『中美関係史料 同治朝上』（編号:205）

¹¹⁰ウィリアム・リード(William Reed、列威廉)

13	1864年7月15日（同治六月十二日）	総署行上海通商大臣江蘇巡撫李鴻章等文	『中美関係史料 同治朝上（番号:217）』
14	1864年9月19日（同治八月十九日）	美使蒲安臣致総署照會	『中美関係史料 同治朝上』（番号:235）
15	1862年5月19日	Mr. Burlingame to Mr. Seward	Dispatch 16 FRUS, 1862
16	1862年10月25日	Mr. Burlingame to Mr. Seward	Dispatch 26 FRUS, 1863
17	1863年2月4日	Mr. Seward to Mr. Burlingame	Instruction 26, FRUS, 1863

「北京条約」締結後、アメリカは新しく開放された貿易港（天津，九江，和口，牛莊）に領事官を派遣するようになった。1864年2月13日に総理衙門は、外国領事駐在を制度化するため、各国北京駐在の大使に、領事の名簿を提供するようと要求していた¹¹¹。これに応じ、1864年2月18日、蒲安臣が衙門に照会を与えたが、これに基づいて、アメリカは駐清領事の名簿を提出した¹¹²。

表 5:1860年代アメリカ駐清領事の名簿

名前（本名筆者注）	職名	時間
スワード(Geo.F.Seward、西華 勺主)	上海総領事官	(1860年)咸豊十一年選
ペリー(Oliver H. Perry、彼理 丫利化)	広州市領事官	(1855年)咸豊五年選
クラーク(A.L. Clarke、賈績他 韋廉)	福州領事官	(1860年)咸豊十一年選
孟恩 威理(欠け)	寧波領事官	同上
巴刺佛 丫刺化(欠け)	廈門領事官	(1862年)同治元年選
ポメロイ (S.W.Pomeroy 伯默勒)	天津領事官	同上
ウィリアム・ブレック (W.M. Breck、畢理格、派克、咄嚨唳)	漢口領事官	同上
ブリッジ(H.G. Bridge、稗治士 顯利)	九江領事官	同上
鼯番西士 (欠け)	牛莊領事官	同上
汕頭，登州，鎮江，臺灣，淡水，現未設領事		

¹¹¹表 4 史料 10。

¹¹²表 4 史料 11。

総理衙門設立直後、中央と地方官員は上下統一の外交政策として、上海、福州、寧波、廈門、天津、漢口、九江、牛莊などのアメリカ領事官に中国語能力の有無を訊ね、正式官員の資格（商業活動に参入していないこと）を要請するようになった。

1862年2月1日「総署行江蘇巡撫薛煥文」¹¹³においては、領事の中国語能力を明らかにしようとした。また、正式官員の資格（商業活動に参入していないこと）を確保しようとする。1862年3月12日「総署行江蘇巡撫薛煥文」¹¹⁴も、「…相應一併知照貴撫查明，美國漢口、牛莊各領事官，是否係該國公使札派，是否係商人充當…並曉諭該國公使，勿令商人充當領事官，以杜弊端」と同様な内容である。

1862年7月20日に、蒲安臣が北京に到着後、総理衙門（恭親王の名義）は、9月3日¹¹⁵、10月21日¹¹⁶に、現在領事官が貿易に参与することは前任アメリカ駐清大使の書面回答に一致していないため、正式官員の任命を求め、蒲安臣に正式な照会を送り、返書を求めている。

衙門は、蒲安臣前任のウィリアム・リードの文書を引用し、アメリカを牽制しようとしていた。その原文は見つかっていないが、リードのと交渉をしていた中国側の照会¹¹⁷には、「至貴國新開通商貿易港，自須每口設一領事官，稗得妥為管束而昭慎重」、アメリカは、新しい貿易港で行われた活動を管理するため、領事館を設けべしということが、9月3日の衙門照会文には記載されていた。

¹¹³表4史料2。

¹¹⁴表4史料4。

¹¹⁵表4史料5。

¹¹⁶表4史料6。

¹¹⁷表4史料1。

衙門は、以上の理由で、蒲安臣に正式な官員派遣を要求するが、答えが得られないため、1861年10月21日に、再び照会した¹¹⁸。特に、牛莊のアメリカ領事が貿易会社を経営することは各国と結んだ条約に違反し、制限を加えようと、蒲安臣に呼びかけていた。

これに対し、10月24日に、蒲安臣は、以下のように返信した¹¹⁹。第一に、中国とアメリカ間の諸条約には、商人が領事を兼任することを禁止する規定がないことと、他の国（ロシア、フランス）の場合、商人が領事を兼任することもあると指摘した。第二に、前任大使の「照覆」については、北京条約以前、開放された五つの貿易港に限定されていた。新しくできた天津、漢口、牛莊などの正式な領事はまだ置かれていなかった。しばらく、誠実な商人を選び、領事業務を担当させるのは、領事官がいないよりはましであることは明らかなことであると主張している。

1862年10月31日に、蒲安臣は再び、衙門から照会された¹²⁰。衙門は、蒲安臣があげた上記の理由を批判し、第一に、「商人が領事を兼任することを禁じる」というリードの意見は、新しい貿易港の開放が決められた以後に、出されたものであり、以前の五つの貿易港に限って論じているわけがない。第二に、中米の諸条約には、牛莊を貿易港として開放するという条目がないが、中英と中仏の条約を援用し、牛莊において、アメリカ商人の商業活動が許されるようになっていた。もし、中国と英、仏の条約には、領事資格の要求があるとならば、アメリカもこれを遵守すべきである。すなわち、米商人は牛莊で貿易をしない限り、議論する必要もないが、もしするならば、各国の条約に従い、商人の

¹¹⁸表4史料6。

¹¹⁹「本大臣查條約內載，並無以開行之人不能領事之說，況俄法兩國，亦有以生理之人而領事者」、「前次列大臣照覆，其照會所開是前時五港口之領事言也。因前時之五港，國家曾備俸祿而設官，今新開天津，漢口，牛莊等處，國家尚未設官頒祿，倘不選舉至誠之人暫作領事，則天津，漢口，牛莊各口，美國船隻往來之多，將委何人而理事乎。是知有人之勝於無人也明矣」-史料7。

¹²⁰表4史料8。

領事兼任を禁じて、（諸国に対する清朝政府の外交政策）を画一化することを明らかにしていきたい¹²¹と、衙門は考える。また、早めに、本国政府に報告し、正式官員を牛莊に派遣させようと、蒲安臣に促していた。さらに、今後、今回の案件に従い、商人を領事に従事することを禁じるように¹²²と、強く主張した。

蒲安臣は、1862年10月25日に、直ちに本国政府へ報告した¹²³。彼は、清政府が前任アメリカ駐清公使の正式文書を援用して、商人の領事兼任に反対しているとした事情を説明したのち、彼自身も、商人が領事を兼任することは妥当ではないと考え、本国政府に正式官員の派遣を要請した¹²⁴。

当時の通信状況では、アメリカと中国の間の文書往復は数週から、3、4か月かかった。本国政府からの答えを得られないまま、蒲安臣は、1862年11月10日に、総理衙門に照会文を送り、現段階では、現状維持より妥当な案はないと、清朝政府に伝えた¹²⁵。

1863年2月4日に、国務長官であったウィリアム・スワードが蒲安臣に与えた照会文¹²⁶は、まず、前任アメリカ公使であったリードが誤っていたことを認めている。また、正式官員派遣が困難であると述べて、続いて、“*You will insist upon the allowance of an exequatur, in the usual manner, to the persons holding*

¹²¹ 「如貴國恪遵條約，商人不到牛莊貿易，則無庸多議。倘到牛莊貿易，即當照各國辦理，不准商人充當領事，以昭畫一」-史料 8。

¹²² 「此後貴國商民所到通商各口岸貿易，所有各該處領事，應照此次議定辦理，不得再以商人充補，致滋辯論貴國」-同上

¹²³ 史料 15

¹²⁴ 「...*the business houses, not having consuls, imagine that they are taken at a disadvantage, and complain. I, therefore, earnestly recommend that, at the ports of Hankow, Kiukiang, and Tientsin, the consuls should be salaried...*」-史料 15

¹²⁵ 「如果列大臣謂買賣人不准作領事官，此是列大臣錯誤於前，雖然貴國將列大臣照覆刊入善後章程，本國人亦不能當條約遵行」-史料 9

¹²⁶ 史料 17

the office in these ports, unless some personal objection shall be laid against them”と、蒲安臣の判断とほぼ一致する指示をだした。

その後、アメリカ側は現状維持を主張していたが、清朝側も、妥協する姿勢をとるわけでもなかった。表4の史料12、13、14によると、アメリカの漢口領事ブレックは、同時に、「旗昌行」（アメリカの貿易会社）の持ち主であった。総領事衙門は領事咄囃が公権を私用し、海関が「旗昌行」の貨物（磁器）の監査を妨害し、不正行為を行っているという地方官員からの報告を受け、蒲安臣に照会文を送った。蒲安臣は、衙門の要請に応じ、事情を調査し、咄囃の領事の職を解任した。

清朝政府が商人の領事兼任を反対したことは、新しい「条約を結ぶにおいて、中国側が拘泥した問題」¹²⁷と、坂野は理解している。この問題に関して、中国側が「拘泥」したことをめぐり、中米間の交渉が行われたこと自体に、何らかの意味があるのではないかと、筆者は考える。

まず、中米条約には、牛荘でアメリカ商人の貿易を許可する条目がないが、アメリカ側は、1858年に締結した「中米天津条約」の第30条¹²⁸、すなわち「片面最惠國待遇」を援用して、「中英北京条約」の関連規定に従い、牛荘で貿易を開始した。

だが、「片面最惠國待遇」に対して、清朝側は、アメリカ側と異なる捉え方を持つと思われる。前述で説明したように、史料5によると、清国は、条約上に規定された諸権利を各国に与えたと同時に、各国にそれなりの義務を担わせるべきであると、考えていた。条約の捉え方には相違があるにもかかわらず、衙門と蒲安臣が、何らかの形で、理性的に対話を行っていたことは揺るぎもない事実である。

¹²⁷前掲坂野『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』、280頁。

¹²⁸「現經兩國議定,嗣後大清朝有何惠政、恩典、利益施及他國或其商民,無論關涉船隻海面、通商貿易、政事交往等事情,為該國並其商民從來未沾,抑為此條約所無者,亦當立準大合眾國官民一體均沾」-王鉄崖編『中外旧約章彙編（第一冊）』三聯書店,1957、95頁。

これらの交渉は、何をベースにした上で行われていたのか。言い換えれば、清朝側が、条約に従い、自分の利権を主張するようになったこと自体に何らかの意味があるのではないか。先述したように、外国と交渉する方法としては、1858年に、欽差大臣、両江総督何桂清は、「不外待之以禮、示之以信二者」¹²⁹、つまり、礼を持って待ち、信を持って示すことと論じている。そして、1860年に、総理衙門の設立を提案した際、恭親王奕訢が、何の意思を受け継ぎ、それを具体化させたが、恭親王らは「按照條約、不使稍有侵越、外敦信睦而隱示羈縻」（前掲）と述べた。清朝の外交担当である総理衙門が、条約は遵守すべきものであるということを、共通認識として、外交方針に入れたことこそ、上述の交渉を可能にさせたものと思われる。そして、彼らにとって、主要問題は、条約に従うかどうかの問題から、条約の捉え方、また、条約を利用し、利権を守り、さらに、条約を修正するように移行しつつあったと考えられる。

また、法律上には齟齬があるが、蒲安臣であれ、アメリカ政府であれ、清朝側主張の正当性を認めざるをえない。さらに言うと、近代の象徴として取られてきた「条約」は、生まれつき正当性を持つわけでもなく、自分の都合のいい解釈し、あえて歪んだ理解をするという面を持っている。こうしたことを体験した蒲安臣にも刺激を与えているに違いないが、彼の中国の捉え方、ないし「近代」そのものについての捉え方にも影響していたと考えられる。ライトは「北京に駐在した外国大使たちの中国化」（*The Sincization of Foreign Diplomats in China*）を指摘するが、上述の視点からの説明はされない¹³⁰。結論的に言うと、近代的な考え方を孕んだ条約体制が、清朝にとって「衝撃的」なものであると

¹²⁹ 『籌辦夷務始末 咸豐朝』卷三十五、15頁。

¹³⁰ Cf. Wright, Mary Clabaugh, *The last stand of Chinese conservatism: the T'ung-chih restoration, 1862-1874*, Stanford University Press, 1957, pp.37-41.

したら、近代の偽善的な一面を体験した米の公使にとって、「近代」そのものに対する反省、これに繋がる「前近代的」清朝に対する捉え方が変化したことは推測できる。

最後に、本節の冒頭に述べた清朝政府が領事に中国語能力を監察したもう一つの結果は、元来、教育に関心を持つ蒲安臣に新たな刺激を与えていた。マーティンの研究¹³¹によると、中国で教育施設を設立することを始めて提案したのは蒲安臣就任以前の代理アメリカ駐清公使サミュエル・ウィリアムズであった。彼は、中国から獲得した戦争賠償金の50万両のうちから、20万両を使い、学校を作ることを考えた。サミュエル・ウェルズ・ウィリアムズは、就任後の蒲安臣の書記官、通訳として、アメリカ大使館で働いていた。マーティンは、アメリカの対中政策に従い、理想主義を懐いたアメリカ外交官として、ウィリアムズを理解していた。

蒲安臣は、同僚であるウィリアムズの影響を受けていたが、中国側からのプレッシャーを感じたことも間違いない。1862年5月19日に、彼が国務長官に送った報告書において、ウィリアムズの提案を支持するほか、英仏などの国と比べて、新しく開放された貿易港に置かれた米国領事館には中国語に堪能な人材が不足している¹³²と述べたが、戦争賠償金により、人材育成を目指して、教育機構の設立することを本国政府に訴えていた。1868年7月25日に、使節団はワシントンで、アメリカと「中米天津條約續増條約」を締結し、第7条に両国国民は、相手国の公立の教育施設を利用し、学校を設けることが記入され、教育面の交流を法律上で確保しようとした使節団の意図が読み取れる。この条目を評価する際、蒲安臣を理想主義者として評価する一方、清朝政府が領事の中国語能力を要請し続けたこともその背景の一つとして、忘れられるべきではない¹³³。

¹³¹ Cf. Ring, Martin Robert, *Anson Burlingame, S. Wells Williams and China, 1861-1870: A great era in Chinese-American relations*. Tulane University Dissertations, 1972, pp. 54-57.

¹³² 史料 15。

¹³³ 詳細は後述する。

総じて、清朝政府と外国との争いの焦点は条約に従うかどうかから、条約の解釈をめぐって、展開するようになっていた。その前提として、条約体制を守る点においては、総理衙門に代表された清朝政府は英米などの諸国と共通の認識ができていたと考えられる。共通認識があったからこそ、「協力政策」を生みだされたと思われる。

第3節 西洋諸国間の紛争調整

1860年代における中国の対外関係、さらに、蒲安臣使節団を検討するため、中国における英米の利益紛争を一見する必要がある。さらに、これを調整する清朝政府の役割を検討すべきである。しかし、これまで、列強間の紛争、およびそれを調整する清朝政府の対策が、決して、十分研究されてきたとは言えない。

2000年にマカベ・ケレハー（Macabe Keliher）は、タイラーが主張していた19世紀以来のアメリカと東アジア諸国との関係は、西洋列強、特にイギリスとの協力の枠組みの中で展開されるとの捉え方に反論し、西洋列強間の衝突を強調している¹³⁴。グローバルヒストリー、あるいはアジア史的な視点を持ち、新しい歴史像を提示する点において、マカベはアメリカ外交史だけではなく、アジア史研究にも貢献していたと考えられる。しかし、マカベの研究は19世紀50年代に止まり、後に、中国国内情勢の変化に伴い、展開された英米間競争や清朝の対応を検討せずに終わっている。

1860年代に入り、特に、北京条約締結以後、開放貿易港の増加に伴い、米、英などの西洋諸国はより多様、複雑な活動を行うようになっていた。この西洋諸国間の紛争もより顕著となってきた。これらの利益紛争の調停役をするのは清朝政府であると思われる。

また、清朝政府内部にも、新しい情勢に対応する展開が行われた。第一章で説明したように、王大臣恭親王、内閣大学士文祥らは、今まで臨時的に派遣された欽差大臣、各部署、地方官によって、

¹³⁴“...I have argued that US China and East Asia policy grew out of a conception of a new spatial order of the earth, and was impelled by the rivalry with Great Britain...”-Keliher, M., *Americans in Eastern Asia, revisited: Anglo-American rivalry and the China market*, MA Thesis Harvard, 2006, p.140.

分散的に行われてきた外交関係を、上から統合することを目指し、総理衙門を発想していた。衙門設立当初、既存体制を維持する咸豊帝との間に、政府内文書の伝達、調べの仕方などの問題を巡り、論争が行われていた。最終的には、恭親王、文祥らは清王朝権力の中枢である軍機処の章京に総理衙門の仕事を担当させることで、機密文書にアクセスすることが実現した。他方、恭親王、文祥らは、文書の流れ方で、咸豊帝に譲歩し、固有体制を維持した。これによって、双方合意ができ、衙門の成立が考えられる。

しかし、1861年8月22日（咸豊11年7月17日）に、咸豊帝は結核によって30歳で崩御した。同年11月に、恭親王らは、6歳の皇帝の実母であった西太后（孝欽顕皇后）と結び、クーデターを起こし、怡親王派を倒した。その後、攝政王に任命された恭親王は、実権を握った。吳福環氏の研究によると、設立当初の体制と違い、地方官員は皇帝に上奏しながら、総理衙門との関係を深めた¹³⁵。

そればかりか、各貿易港での活動が頻繁、多様化するに伴い、各地の領事と中国の地方官、領事の間、領事と母国公使、公使と総理衙門、中国の地方官と総理衙門、公使の間には、大量な情報交換が行われるようになった¹³⁶。総理衙門は、清朝中央政府の外政担当として、上述の情報を収集、交換、処理するプラットフォームとして、機能していたと思われる。

¹³⁵さらに詳細に、総理衙門はいかに清朝政府の固有体制に位置づけられたのか、また、衙門と地方行政体系との関係について、前掲 Rudolph, *Negotiating Power and Navigating Change in the Qing: The Zongli Yamen, 1861-190*, を参照。

¹³⁶清朝政府内、及び中国と外国との間で取り交わされた書簡は、文体から、上下関係を読み取ることができる。主には、以下の通りである。外国大使↔総理衙門（平行照会） 外国領事↔道（平行照会） 道↔総督（兼） 総督↔総理衙門（咨／函）

本節においては、まず、1866年に、北京条約に新しく開放された貿易港汕頭における外国商間の土地紛争事件を通して、清朝が、条約責任の履行の拒否から、条約の枠組みにおいて、それを利用し、利権を守るような外交方針へ転換をしたことを述べ、清朝が外国商人間の紛争を調整していたことを描く。

また、アメリカ公使であった蒲安臣からの要請に応じ、日本に武器を輸出するアメリカの商船を巡る英米間の衝突を処理する総理衙門の対応法を分析し、「協力政策」の形成、実施において、清朝政府（総理衙門）が果たした役割を解明する。

(1) 汕頭の土地紛争

『中美関係史料 嘉慶道光咸豊朝』、『中美関係史料 同治朝上／下』によると、各貿易港で、初めて土地をめぐる紛争が始まった時期は以下のようになっていた。

表 6:各貿易港土地紛争開始の時期

場所	年次
広州	道光二十四年（1844）から
福州	咸豊二年（1852）から
漢口	咸豊十一年（1861）から
九江	咸豊十一年（1861）から
奉天・牛莊	咸豊十一年（1861）から
山東	同治三年（1864）から
揚州	同治五年（1866）から
汕頭	同治五年（1866）から
天津	同治十三年（1874）から

貿易港で行われた土地紛争は、アヘン戦争後に、外国商人と現地土地所有者（中国人）との間で、起った。しかし、天津、北京条約締結後、新たな貿易港の開放にともない、外交商人の数の増加により、紛争がより頻繁的に起きるようになった。また、土地をめぐる紛争は、地方の商人、郷紳、外国

の商人、宣教師、地方官員などの参入によって、より多様な形で展開するようになった。ここでは、汕頭で行われたアメリカ商人とプロシア商人の土地紛争をケースとして分析し、争いを調停する清朝（地方）政府の役割を明らかにして行きたい。使用する資料は表7のようである。

表 7:汕頭における徳記洋行と廣孚洋行の土地紛争に関する史料

番号	年月日	件名	出典
1	1866年12月4日(同治五年十月二十八日)	総署收兩広総督瑞麟函	『中美関係史料 同治朝上』(番号:459)
2	1866年6月15日(同治五年五月初三日)	兩广总督收惠潮嘉道张銑稟	『中美関係史料 同治朝上』(番号:459) 附件六
3	1866年10月7日(同治五年五年八月二十九日)	廣州府訊過陳玉嘉供詞	『中美関係史料 同治朝上』(番号:459) 附件十
4	1866年12月4日(同治五年十月二十八日)	総署收兩廣総督瑞麟函	『中美関係史料 同治朝上』(番号:460)

この事件は、米国の会社「徳記洋行」とプロシアの会社「廣孚洋行」が、汕頭において、隣接する土地の所有権の争いから起こった。汕頭に領事を設けていない「廣孚洋行」は、イギリス領事に依頼したことで、事態は複雑化し、最終的には、清朝政府の介入によって、収束された。

史料 12「兩廣総督である瑞麟（地方政府）から総理衙門宛ての報告書」と「徳記洋行」の通事である陳玉嘉の供述書によると、1862年（咸豊十一年）に、米の商人は、通事の陳玉嘉に、王洲から、澄海縣にある「海坪地基」（長36丈、闊30丈）を買わせ、土地契約書を締結していた。「海坪地基」とは、海辺の湿地である。1863年に、20丈あまりが徳記洋行によって埋め立てられ、その上で、屋舎が建てられた。

1865年12月、プロシア会社「廣孚洋行」は、まだ、埋めてもらえない湿地の埋め立てを強行し、もう一つの土地契約（「廣孚洋行」の通事であった李清合が、地元住民李鋼秀から購入したもの）を示

し、その所有権を主張していた。これは、いわゆる、両会社の隣接土地所有権をめぐる訴訟である。

しかしながら、事態は、「廣孚洋行」が、（汕頭にプロシア領事ないため）イギリスの領事に頼んでいたことによって¹³⁷、激化していった。英米両国の領事からの照会をもらった惠潮嘉道¹³⁸は、事態を両広総督に報告した。

土地の争いについては、惠潮嘉道張銑、澄海縣の官吏、などの清朝政府側が総合に判断し、広孚洋行が埋め立てた十余丈の土地を、「廣孚洋行」のものにして、公衆の船着き場として、新たに契約書を作りあげていった。また、政府所有の土地（濶六丈、長十八丈）を徳記の土地にして、新契約書を発行していた。

しかし、この事件は、平素、英米両国の領事が齟齬を抱いたため、より複雑となっていたことがわかる。「兩廣総督である瑞麟（地方政府）から総理衙門宛ての報告書」によると英駐広州代理領事ウィリアム・フレデリック・メイヤーズ（William Frederrick Mayers、梅輝立）は、再三、「徳記洋行」の通事である陳玉嘉を処罰することを要請し、アメリカの駐汕頭領事を困らせた¹³⁹。このイギリスの意図に反発し、米領事は、アメリカの艦隊数艘を汕頭に派遣し、イギリスに勝つと主張していた¹⁴⁰。

報告書では、中国としては、公平を保ち、事情を酌量して決定するしかできないが、争いを止め、両国の友好を修めることを期すのみであると、事件において、中国の立場を説明している。結果とし

¹³⁷表 7 史料 3。

¹³⁸惠潮嘉道は惠州府、潮州府、嘉应府によって構成された。

¹³⁹「英國駐廣州代理領事梅輝立,再三請將陳玉嘉拘押懲治...其意欲與溫領事作難」-表 7 史料 4。

¹⁴⁰「美國溫領事遂將伊國水師,調取數船來汕頭,有求勝英國之意」-表 7 史料 2。

ては、中国地方政府の干渉によって、今回の外国会社、さらに、汕頭に駐在した英米両国領事間の紛争が無事に収束された。

このように、新しく開放された貿易港で行われる外国間紛争の処理において、清朝政府が果たした役割をいかに評価するかが必要である。微視的に、北京駐在の米英公使によって提案され、名付けられた「協力政策」を考察する際、清朝地方政府が、各勢力のバランスを保ち、諸外国の紛争を調整する役割をも視野に入れるべきであろう。また、第一章で説明したように、総理衙門は、このような地方で行われた案件を収集し、定期的に、地方政府から報告を受けるようになっていた。これは、衙門を発想した恭親王が提案した通りである。そうすることで、衙門は、より全面的に、迅速的に、情報収集ができ、国際関係に関する認識も深まっているに相違がないであろう。さらに、このような案件は、清朝中央政府が列強間の紛争を処理する際、情報源と手本となっている。

(2) 「スコットランド号」事件

「スコットランド号」事件に関する史料は、表 8 のようである。

表 8:1863 年の「スコットランド号」事件に関する史料

番号	時間	件名	出典
1	12 月 19 日	Mr. Burlingame to Mr. Seward.	Dispatch 60 FRUS, 1864
2	12 月 15 日	Mr. Burlingame to Prince Kung.	同上
3	12 月 15 日	美使蒲安臣致総署函	『中美関係史料 同治朝上』 (番号:147)
4	12 月 15 日	総署致美使蒲安臣函	『中美関係史料 同治朝上』 (番号:148)

アメリカ商人であるウォルシュ (T.Walsh) の証言によると、1863 年 9 月、彼は、長崎から、武器の購入の依頼を受け、同年 10 月に、マカオで購入した武器を、アメリカ在籍の貨物船スコットランド (Scotland) 号を雇い、長崎まで発送した¹⁴¹。スコットランド号は、10 月 22 日に、香港から出発し、23

¹⁴¹表 8 の史料 1。

日にマカオに着いた。マカオ港は貨物船が接岸するできる水位に至らず、また、海面暴風の影響で、ラッシュ船によって、スコットランドの貨物が積み下ろしされるのは困難であった。代わりに、10月24日から、マカオから18マイル離れる金星門で、貨物の積み込みをした。だが、30日に、イギリスのスカウト (Scout) 号は、スコットランド号に接近し、「搜索令状を示さず」 (“*without showing any warrant*”) に貨物の検査を行い、さらに、作業中のラッシュ船に発砲までした。31日に、スカウト号は、黄埔の中国税関に報告した。11月2日に、中国税関の官員は、スコットランド号に上船し、捜査を行った。そして、スカウト号と砲艦クラウン (Clown) 号は、中国税関の捜査に協力し、スコットランド号と作業中のラッシュ船三艘 (途中、武器を持つ二艘が暴風のため、沈没した) を黄埔港まで連れていった。そして、広東税関がアメリカ駐広州領事に与えた公文書によると、スコットランド号とウォルシュは天津条約の第14条 (開放された貿易港以外のところで貿易に従事することが禁止されること)¹⁴²、通商章程善後の第3条 (武器に関する貿易することが禁止されること)¹⁴³に違反することで、全ての貨物を査収するようにと判定された。

ウォルシュとアメリカ駐広州領事であるペリー (Oliver H. Perry) から、事件を知らされた蒲安臣は、12月15日に、総理衙門に公文を発している。公文は、上述の事件経緯、すなわち、中国に武器を密輸

¹⁴² 「大合眾國民人,嗣後均准摯眷赴廣東之廣州,潮州, 福建之廈門、福州、台灣、浙江之寧波、江蘇之上海、并嗣後大合眾國或他國定立條約准開各港口市鎮。在彼居住貿易、任其船隻裝載貨物、于以上所立各港互相往來。但該船隻不得駛赴沿海口岸及未開各港,私行違法貿易。如有犯此禁令者,應將船隻,貨物充公,歸中國入官。其有走私漏稅或攜帶各項違禁貨物至中國者,聽中國地方官自行辦理治罪,大合眾國民官民均不得稍有袒護。若別國船隻冒大合眾國民旗號作不法貿易者,大合眾國民自應設法禁止」-王鉄崖編『中外旧約章彙編 (第一冊)』三聯書店、1957、92頁。

¹⁴³ 「凡有違禁貨物,如火藥、大小彈子、礮位、大小鳥槍、並一切軍器等類、及內地食鹽,以上各物概屬違禁、不准販運進出口」-同上、138頁。

入するわけでもなく、日本政府の依頼に応じ、武器を長崎まで調達しようとしたアメリカ商人、貨物船の無罪を力説する一方で、イギリスは日本と対立するため、日本の諸侯がアメリカの武器を入手するのを恐れ、今回の武器購入を阻害しようとの狙いを持ち、そして、スコットランド号の密輸入の話を作り、中国税関に報告したと、事件の裏におけるイギリス働きかけを強調している。最後に、広東税関に公文を出し、船主と貨物の釈放をするように、総理衙門に懇願している。蒲安臣の要請を受けた衙門は、同日に、速やかに、対応した。条約に違反して不正行為をしたと指摘する一方、蒲安臣の説明を受け入れ、今回は特別な事件として扱い、スコットランド号及びその貨物を釈放するようにと、衙門は広東税関に指示を出した。また、今後、このような条約違反事件を根絶するよう、蒲安臣に要請した¹⁴⁴。

スコットランド号が密輸入に参加していたかどうかは判明し難い。だが、注目すべきなのは、まず、この事件の裏で動いていた東アジアにおける米、英国の利益摩擦¹⁴⁵、また、この事件の収束、米英間の衝突を調整する、さらに言うならば、東アジア情勢のバランスをとっている総理衙門が代表とする清朝政府の果たした役割である。

表9の衙門と蒲安臣の通信を内容的に考察すると、その英語版は忠実に、中国語原文を訳したものと思われる。

¹⁴⁴表 8 史料 4。

¹⁴⁵英米の利益摩擦を重視するのは、先述したマカベの研究から示唆を受けたが、マカベは東アジア国際情勢のバランスをとる清朝政府の役割を欠落したと指摘できる。

表9:アラバマ号事件に関する衙門と蒲安臣の通信

総署致美使蒲安臣函（中国語）	英語版
<p>惟既據貴大臣查明該商係運礮往日本、本大臣等因兩國和好日增、自當惟貴大臣之言是信、准將該船釋放</p>	<p>But as your excellency has ascertained that Mr. Walsh was really putting the guns into her to carry them to Japan, we have accepted your representation of the case, and, in regard to the increasingly friendly relations now existing between our countries, are willing that the ship should be released.</p>
<p>惟嗣後遇有此等防約之事、不得藉口運往他國、援此次為例、希冀寬免、仍望飭知各該商、以後務遵條約、勿得有違為要</p>	<p>Yet we ought to add, that another case of similar violation of treaty rules cannot again be excused under the plea of a transshipment for other countries, nor will it be permissible to quote this case as a precedent in hopes of being treated as leniently. We therefore trust that you will inform American merchants of this, and enjoin upon them the strictest observance of all the requirements of the treaty.</p>

実際には、このような（中国語と英文の翻訳作業も含め）事件をめぐる両国間の交渉が、蒲安臣と総理衙門の間で、頻繁に行われたようである。上の表9にも示されるように、双方の情報交換は、言語が通じないことで問題が起こるわけでもなく、よりスムーズに行われたようである。清朝政府（地方政府と総理衙門が代表とする中央政府）は、列強間の紛争を調整し、重要な役割を果たしていることが分かる。以上二つのケーススタディによって、これまでの研究に十分重視されてこなかった「協力政策」における清朝政府の役割を伺えるであろう。

現実的に、日々増加する中外交流に伴い、総理衙門の対外認識も深化しつつあった。使節団訪米中、蒲安臣が再三論じた「協力政策」の思想的基礎である中国と西洋の融合性、言い換えれば、より普遍的な文明観が、総理衙門によって、提起されたことが分かる。

第4節 「協力政策」の思想構築

19世紀半ばになり、清朝は、国内的な危機だけでなく、外部から西洋諸国からの外圧にも、直面せねばならなかった。外交、行政などの面において、新しい体制を取り入れ、専門機構を樹立したと同時に、清朝政府と士大夫は、思想のレベルでも、新しいチャレンジを行った。この思想面の対応は、彼らの「自・他認識」に関わっており、清朝政府の外交政策にも影響を与えたと思われる。このため、1860年代の「協力政策」形成、実施、ないし蒲安臣使節団の形成を考察するため、この思想レベルでの変化を念頭に入れる必要がある。

時代の中に「思想」を理解し、また「思想」を、ただ歴史の所産、あるいは解釈対象として捉えるのではなく、歴史に深刻な影響を与え、その構成を成した一部として、把握し、この問題を検討した汪暉の『現代中国思想的興起』から考えてみたい。同書上巻の第二部「帝国と国家」において、汪暉は、19世紀半ば、国内において、太平天国の乱が王朝を支える文化への挑戦となり、さらに、西洋諸国からかけられた外圧に応じ、清初顧炎武、また乾嘉学派の戴震などの経学伝統を批判的に、受け継いだ莊存与、孔広森、劉逢祿、龔自珍、魏源などの今文経学の系譜を回顧している。また、経学の伝統から、19世紀半ば、今文経学の勃発、興起、さらに、清末の変法運動との内的関連性を考察している¹⁴⁶。

結論的に言うと、宋明理学への反動は清代経学の伝統の一つとして受け継いだ他、乾嘉学派を代表とする考証学は、時勢への強い関心を持ちながら、経典を機械的に取り入れることに反対し、復古の方法を以って、現実制度を改革した。これは、乾嘉学派への反発として、内外危機に直面した19世紀半ばの今文学の勃興の思想的な源流となっていた。今文学者らは、批判的に、乾嘉学の伝統を受け継

¹⁴⁶以下は汪暉『現代中国思想的興起』生活 読書 新知三聯書店、2008、478-736頁を参照。

いた他、ある程度で、少数民族である清王朝が多民族である帝国を統治するという現実を認めるようになったため、明末清初の顧炎武らのように、強い「夏夷の別」（「夷夏情節」）と「正統主義の裏に隠した反叛の傾向」（「隐藏在正统主义背后的反叛倾向」）を持ぬ代わりに、その問題関心、あるいは、思考の起点を王朝統治の合法性と歴史の変遷（「承认王朝合法性和历史演变」）に置くようになっていた。新しい現実（内外の危機）に直面し、今文経学者らは、早期経学、理学思想の強い民族意識を解消しながら、制度面の歴史的変遷に留意し、少数民族が多民族を統治している王朝の正当性は礼儀（事実は、制度と法律）の同一性にあると根拠付けていた¹⁴⁷。

今文学者らの関心は「反抗性的民主思想」（乾嘉学派）から、「功利性的禮儀制度」へ移り変わっていた。具体的には、中国社会同一性の基盤は、民族の概念を中心とした「夏夷の別」から「内外無別」へ、民族国家的な編成から「至大無外」の「大一統」の方向へ転向したことを意味する。この思想的な基礎を背景に、十九世紀後半の中国において、深刻化しつつある内、外危機に直面し、清王朝の政治を担い、現実的に、改革を試みていた士大夫らは、伝統の「内外関係」を改造し、新たな国際秩序に適応させた。

この上で、汪暉は、魏源の思想を取り上げている。魏は、方法論として、莊存與、劉逢祿、龔自珍らの経学伝統を受け継ぎ、人種、民族の問題に対しては、ある程度の柔軟性を持っていたと考えられる。しかし、今までの経学学者と違う現実に直面した魏源は、中国内部だけではなく、グローバル・スケールで帝国の正当性を、また、より広い範囲で、「文明」そのものを考えないといけなかった。

¹⁴⁷しかし、上述の学者らは、このような思想的な経営は王朝正当性の根拠となる一方、同時に、国家意志に相反し、あるいは、政治体制への批判を抱いていることを指摘した。前掲汪暉『現代中国思想的興起』、550-552頁を参照。

したがって、魏源は、西洋からの異文化、宗教に対し、儒学の正当性を堅持する姿勢を示していたと、汪暉は指摘している¹⁴⁸。

中国の士大夫は中国固有の思想をベースにし、他文化や異なる宗教の問題を中国伝統の思想系譜に取り入れることで、それを理解、解釈しようとした。このアプローチは、佐藤慎一が、『近代中国の知識人と文明』において、「附会」と名付け、考察している。だが、この中国士大夫らの思想的な作業はなぜ、あるいは如何にして可能であるかを考えていくと、これらの問題は、他文明、異なる宗教と儒学との融合性を探り、さらに、儒学思想の系譜において、より普遍的な文明観の存在、あるいはそれを再構築する可能性があることを、士大夫たちに迫っていたと思われる¹⁴⁹。

無論、この問題は、思想史だけではなく、外交史研究にも十分に関心を寄せる必要を求めている。だが、これ以上の検討は本研究の範囲を超えている。ここで、強調しておきたい点は、この中国内部に起こった思想的変動が、決して、中国一国内に止まるわけでもないことである。

清朝外交分野において、このアプローチが援用された一例をみよう¹⁵⁰。

1865年2月24日、蒲安臣が、一時帰国する前の総理衙門の中国人官吏恆祺と蒲安臣の会談の記録がアメリカの外交公文書資料に記載されている。恆祺は、中国が直面した外交の難局を蒲安臣に訴えている。具体的には、イギリス人が、許可なしに、強行的に、皇帝の霊園に入ったことである。イギリ

¹⁴⁸汪暉氏の問題意識を、外交分野に応用し、清朝側は外国と接した際、何より礼儀を重んじるのは、文化的には、自分の優勢を保つという思想的な考えが見える。

¹⁴⁹佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会、1996を参照。

¹⁵⁰以下の引用は前掲 Davids, Jules. American diplomatic and public papers, the United States and China: Series 2, the United States, China, and imperial rivalries, 1861-1893 vol.1, pp.36-39 より

ス側は皇帝の靈園を開放することを持ち出した。恆祺は、「条約体制」を尊重しながら、全ての要求には協力するのには困難があるという清朝政府の立場を表明した。

続いて、恆祺は「文明」そのものに対する彼の理解を述べた。彼は表現の形が異なるにもかかわらず、文明そのものに対する私たちの主張は同様であると述べる。中国と西洋の融合性、よりリベラル、普遍的な文明観を蒲安臣に提示した。総理衙門官員である恆祺が理解した文明観の影響、有効性を、思想的に、検証するのは困難である。だが、これに対して、「全ての真理は一であり、最終的に、真理は全てに行き渡る」 (“*All truth is in one, and in the end the truth will entirely prevail*”) と蒲安臣は回答していた。彼は、「その普遍的な寛容」を持ち、リベラルな文明観に、共感をえて、その理念の実現には自信を持っているようである。また、蒲安臣の理念に共感したアメリカ宣教師ウィリアム・マーティン(William Martin 丁韞良)は、中国古典(『春秋』、『尚書』)から、『万国公法』と中国固有思想の関連性を探りだした¹⁵¹。このように、マーティンの試みは、先述した中国側が「西洋文明」を受容する際、採用した「付会」と言うアプローチと比較すると、方向性において、一致するところはある。

このアプローチ、これを支える恆祺が蒲安臣に提示した「普遍的文明観」は、蒲安臣のような外国の外交官、また、宣教師たちが理解した「文明」と共鳴し、実に、本章の始まりに述べたライトが指摘した北京駐在外国大使たちの「中国化」(*The Sinicization of Foreign Diplomats in China*)を促し、1860年代において、中外が遵守した「協力政策」の形成、実施、最終的には、蒲安臣使節団形成の思想的基礎となしたと思われる。この線に従い、清朝政府を代表とする総理衙門官員の理解した文明観が帯びている「普遍性」は、使節団の形成に思想的背景として重要な役割を果たしたばかりか、使節団の

¹⁵¹以下の引用は前掲汪暉『現代中国思想的興起』、710-721頁、佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』、60-77頁を参照。

海外活動を支える主軸の一つとなったため、アメリカ各地で講演を行う蒲安臣によって、繰り返し強調されたようである。第四章で、これらの事項を改めて検討する。

結論的に言うならば、中国士大夫と「西洋」からの外交官、宣教師らの間に行われる情報交換、文明観の共有する一方、両者の動機、目的が相違することは指摘できる。また、「西洋」から「衝撃」を受けた中国思想界が「西洋」へ投げ返した「衝撃」に対し、西洋側も対応することが迫られていたと思われる。この中国からの「衝撃」は、ついに、蒲安臣使節団によって、グローバル・スケールで響いていくようになったと考えられる。

第三章 蒲安臣使節団の結成と機能

1860年代に入り、内外情勢変動に伴い、特に総理衙門の設立以降、衙門を中心に、地方の行政担当らとともに行われていた中国の外交政策が西洋諸国の対清政策に「衝撃」を与えた。その結果として、中外共同遵守する「協力政策」が形成、実施されるようになった。これを背景にし、蒲安臣使節団を捉えるべきであると考えられる。

だが、1867年に、使節団派遣を決めた衙門が、何を目指したかという問題を念頭に置きながら、本章では、漢、英文の資料を駆使し¹⁵²、蒲安臣の在中活動、特に、彼と衙門との信頼関係の構築に合わせ、総理衙門が蒲安臣を選出した理由及び任命に応じた蒲安臣の認識を解明する。さらに、使節団の経費、人員構成、蒲安臣の権限などの問題も検討する。

1867年10月末¹⁵³に、6年間中国で過ごしたアメリカの駐清公使である蒲安臣が解任され、帰国することを知った恭親王は、総理衙門で、送別会を開いた¹⁵⁴。その際、「帝国リーダーの一人」 (*a leading man of the empire*) である文祥は、「公式に、我々の代表にならないか」 (*Why will you not represent us officially*) と蒲安臣に提案し、友好的 (*friendly*)、かつ「進歩的」 (*progressive*) な外交を貫徹しようと清朝側の願望を、諸外国に説明してくれるように求めていたのである。¹⁵⁵ 蒲安臣は、それを冗談に

¹⁵² 翻訳の問題であるのか、意図的な操作がなされているかはさておき、先行研究に十分注意されない同じ事件に対する漢、英文史料がニュアンスを帯びた記述に留意すべきである。

¹⁵³ 収集した史料には、正確な日付に関する記録を見つけないことができる。

¹⁵⁴ “*The knowledge of this intention coming to the Chinese, Prince Kung gave a farewell dinner, at which great regret was expressed at my resolution to leave China...*”—*Mr. Burlingame to Mr. Seward*, 14 December 1867, FRUS 1968, p.494.

¹⁵⁵ “... urgent requests made that I would... state China's difficulties, and inform the treaty powers of their sincere desire to be friendly and progressive. This I cheerfully promised to do.”—*ibid.*

捉え、拒否して、話題を他に変えた¹⁵⁶。以上が、アメリカ外交史料に収録され、蒲安臣が書き残した使節団の起源を示したシーンである。だが、中国档案にある「總理各国事務恭親王等奏 1867年 11月 21日（同治六年十月二十六日）¹⁵⁷」を見ると、様子はやや異なっている。

档案は次に述べている。「蒲安臣...此時復欲言歸。臣等因其來辭款留優待、蒲安臣心甚感悅。自言嗣後、遇有與各國不平之事、伊必十分出力、即如中國派伊為使相同。臣等因遣使出洋、正苦無人、今蒲安臣意欲立名、毅然以此自任、其情洵非虛妄、臣等遂以送行為名、連日往其館中、疊次晤談、語極慷慨」、つまり、恭親王ら（奕訢、文祥らのことを指す）は、再び帰国することを告げにきた蒲安臣を歓待した。恭親王らの歓待に対しては、蒲安臣は大変喜んだ。今後、各国と揉め事が生じれば、必ず、彼は中国の使節として、中国に努力すると述べた。このため、恭親王らは、送別の名目を借り、連日のように、蒲安臣のところへ行き、様々な相談をしたとされている。その際、蒲安臣の言葉は極めて慷慨である。

蒲安臣の記述と違い、中国档案から、總理衙門の要請を受けるほか、蒲安臣は中国を代表しようと自ら主張することに注目すべきである。この相違点については後述するが、使節派遣が總理衙門によって提起され、最終的に、衙門と蒲安臣の合意の上で決まったものであると思われる。1867年 10月末の時点で¹⁵⁸、何故「遣使」の問題が浮上したのか、總理衙門に、「遣使」を決心させたきっかけはな

¹⁵⁶“*I repulsed the suggestion playfully, and the conversation passed to other topics.*”—*ibid.*

¹⁵⁷以下は「上奏」と記す。『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十一、26-28頁。

¹⁵⁸明確な時間点は記載されないが、「1867年 10月末」という時間帯という説は使節団に深く関わっていた総稅務司総長ロバート・ハート（Robert Hart、赫德）の証言にも一致するため、信憑性は高いようである。

んであるのか。この問題を解明するため、「上奏」を分析しながら、総理衙門の使節派遣の目的から考えてみたい。

第1節 使節団派遣の目的

「上奏」の始めには、使節団派遣の背景及び緊迫性が次のように記されている。

「竊臣衙門前因、通商各國將屆修約之期、所有一切事宜必須籌備、業於本年九月、恭摺縷晰具奏、請旨飭令：濱海、沿江地方將軍、督撫、大臣、各抒所見。並由臣衙門擬具條說、密切函寄」

つまり、衙門は、外交関係¹⁵⁹を持つ各国との条約を改正の時期に迫られているので、全てのことを事前に準備しなければならない。よって、(1867年)今年の9月に、濱海、沿江地方將軍、督撫、大臣らに、答申を求められたいと、皇帝に懇願した。また、臣の衙門が起草した「意見書」¹⁶⁰を、役人達に送った。

「通商各國將屆修約之期」というのは、1858年に、締結した「中英天津条約」の第二十七款に¹⁶¹、今後、互いに、再びその改正を欲すならば、十年を限にし、その前6月に、交渉に入ると記されている。この点に関しては、坂野は「一八六八年の条約改正の時期に英国がさまざまの要求を出してくるのを予想していた総理衙門は、一八六七年に入ると、前任の通商大臣李鴻章に諮問を発し、また、現任の通商大臣曾國藩を通じて、各海関に改正意見を求めた」¹⁶²と述べている。また、ビガースタッ

¹⁵⁹ 清朝政府は「外交関係」の代わりに「通商」を使うことは多い。

¹⁶⁰ 今後、「意見書」に統一する。

¹⁶¹ (1858年4月)『中英天津条約 第二十七款』：「此次新定稅則並通商各款，日後彼此兩國再欲重修，以十年為限，期滿須於六個月之前先行知照，酌量更改。若彼此未曾先期聲明更改，則稅課仍照前章完納，復俟十年再行更改。以後均照此限此式辦理，永行弗替」-王鉄崖編『中外旧約章彙編（第一冊）』三聯書店、1957、99頁。

¹⁶² 坂野正高『近代中国外交史研究』岩波書店、1970、232頁。

フは、1860年代の半ばに、条約修正をめぐって、外国政府の要求と清朝政府の対応に関する議論があったと説明している¹⁶³。

続いて、「上奏」は「原奏内、遣使一即本係必應舉行之事、止因一時乏人堪膺此選、且中外交際不無為難之處、是以明知必應舉行、而不敢竟請舉行、尚待各處公商、以期事臻妥協」と述べている。つまり、「上奏」には言及した「原奏」は、先述した1867年（9月）に衙門が起草した、地方官に送った「意見書」のことを指す。「意見書」は、大使は派遣なければならない派態度を打ち出した。ただ、適任者に欠け、外交的には、難しいので、さらに、議論を重ねて、万全を期したいことが求めていると述べている。

「意見書」において、総理衙門が注目したのは、第一に、「請覲」（公使の召見）、第二に、「遣使」、第三に、「銅綫鐵路」（電信・鉄道の建設）、第四に、「内地設行棧内河駛輪船」（内地に倉庫を設けること及び内河の汽船航行）、第五に、「販鹽空煤」（塩の輸出と炭鉱の開発）、第六に、「開拓傳教」（キリスト教伝道の問題）¹⁶⁴である。

「遣使」に関しては、意見書は条約を締結した後、互いに外交官を派遣し、駐在させるのが通常である。だが、中国はこの措置をとっていないので、各国公使が、なんども、外交官派遣を求めたと書かれている¹⁶⁵。坂本は、「『遣使出洋』...は、公使の北京駐在が実現した後に、西洋列強が清朝朝廷に求めたもう一つの要望であった」と論じた¹⁶⁶。『籌辦夷務始末』、『清實録』等史料などの中国档

¹⁶³ Knight, Biggerstaff, *The Secret Correspondence of 1867-1868: Views of Leading Chinese Statesmen Regarding the Further Opening of China to Western Influence*. *The Journal of Modern History*(22)1950, p.124.

¹⁶⁴ 『籌辦夷務始末 同治朝』巻五十、24-25頁。この問題について、前掲 Biggerstaff の論文、坂野正高『近代中国外交史研究』、232-237頁を参照。

¹⁶⁵ 「西洋諸國、自立約後、遣使互駐、交相往來各處皆然、而中國則並無此舉。疊據各使臣來、請奏派前往」- 『籌辦夷務始末 同治朝』巻五十、32頁。

¹⁶⁶ 前掲坂本『月を曳く船方』、22頁を参照。

案を調べると、中国は外交関係を有する国々に、使節派遣を勧められたのは1865年11月6日に、総稅務司のロバート・ハート、イギリス大使館に勤めた中国語通訳トーマス・ウェイド（Thomas Wade、威妥瑪）によって、書かれた『局外旁觀論』、『新議論略』が総理衙門によって、皇帝に報告された¹⁶⁷からであると考えられる。

しかし、外国側は中国で通商、宣教を行う為に遣使すべきである。中国は、外国に赴く必要がないので、遣使する必要がない¹⁶⁸と述べて、衙門は、外国側の要求を拒否した。しかし、その結果は外国のことをよく理解できなかったが、諸外国と紛争を生じた際、直接その国の政府と交渉できなかったと説明された¹⁶⁹。

何故、より早く「遣使」できなかったのかを考えると、その理由として次の二つも考えられる。第一に、資金の問題である。使節団を派遣し、駐在させるのは負担であり、資金の調達は容易くではなかった。第二に、通訳の問題である。閩雲に派遣することには、慎重でなければならなかった。続いて、1866年、衙門は上奏し、斌椿と同文館学生鳳儀らを、船に乗せ、欧羅巴に遊歴させ、その風習と人情を触れさせた¹⁷⁰。しかし、この回覧は、情報収集を目的にしたため、正式な外交使節団ではなかったため、今回派遣の参考にはならなかった。

意見書は、最後に、遣使団派遣は、緊急であるので、今後、共同討議すべきであると述べている¹⁷¹。

¹⁶⁷ 『局外旁觀論』、『新議論略』は『籌辦夷務始末 同治朝』卷四十、3-21頁、23-37頁に収録された。

¹⁶⁸ 「以各國至中華通商傳教有事可辦、故當遣使。我中國並無赴外國應辦之事、無須遣使駁之」
-『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十、32頁。

¹⁶⁹ 「第十餘年來、彼於我之虛實無不洞悉、我於彼之情偽一概茫然。兵家知彼知己之謂、何而顧不一慮及。且遇有該國使臣倔強任性不合情理之處、惟有正言摺之、而不能向其本國一加詰責、此尤隔閡之大者」-同上

¹⁷⁰ 1866年2月22日(同治五年正月初八日)に、漢族官員である斌椿は総理衙門から「即令其沿途留心、將該國一切山川形勢、風土人情隨時記載、帶回中國、以資印證」と欧州各国を遊歴するように命ざれ、子息の廣英、同文館の学生鳳儀、彦慧、張德彝をつれ、総稅務司ハートの帰省とともに、1866年3月7日から1866年10月26日にかけて、欧州を回覧したことを指している。

¹⁷¹ 「此後遣使一節亦關緊要、未可視為緩圖。究應如何、亦希公商酌定」-『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十、32頁。

この意見書は、各地官憲に送られた。それにした、この総理衙門の諮問に対し、表9のように、17人から、返書が寄せられた。17人の内訳は、満族籍4名、回族籍1名、漢族籍12人である¹⁷²。

彼らの意見について、坂野は、次のようにまとまる。「総理衙門の意見書の議論の立て方や方向にほぼ沿いながら意見を述べていることで、総理衙門と同じ論法や表現を繰り返して用いながら、さらに多少付け加えるとか、あるいは全体の調子なり重点のおきどころにニュアンスをつけて自分の考え方を示すというような場合が多い¹⁷³」。

¹⁷²表 10:1867年における衙門と地方官憲の意見交換

(前掲 Knight, Biggerstaff, *The Secret Correspondence of 1867-1868: Views of Leading Chinese Statesmen Regarding the Further Opening of China to Western Influences* を参照した。)

名前	年月日	出典	官職	族籍	出身地
左宗棠	1867年11月20日	『籌辦夷務始末同治朝』 卷五十一、18-23頁	陝甘総督	漢	湖南
瑞麟	12月10日	卷五十二、16-21頁	両広総督	満	内蒙
都与阿		同上、21-23頁	盛京將軍		北京
丁宝楨	12月14日	同上、25-28頁	山東巡撫	漢	貴州
李瀚章	12月16日	同上、30-28頁	江蘇巡撫	漢	安徽
沈葆楨	12月16日	卷五十三、1-7頁	総理船政前江西巡撫	漢	福建
梁鳴謙	沈葆楨附呈		吏部主事	漢	福建
葉文瀾			広東補用道	漢	福建
黄維煊			同知	漢	福建
呉仲翔			訓導	漢	福建
王葆辰			舉人	漢	福建
蔣益澧	12月17日	同上、30-33頁	広東巡撫	漢	湖南
曾国藩	12月18日	卷五十四、1-4頁	大学士両江総督	漢	湖南
英桂	12月20日	同上、6-12頁	福州將軍	満	内蒙
劉坤一	同上	同上、12-15頁	江西巡撫	漢	湖南
崇厚	12月21日	同上、15-21頁	三口通商大臣兵部左侍郎	満	北京
呉棠	12月28日	卷五十五、1-5頁	閩浙総督	漢	安徽
李鴻章	12月31日	同上、6-17頁	湖広総督	漢	安徽
丁日昌	李鴻章附呈		藩司		
馬新貽	同上	同上、26-29頁	浙江巡撫	回	山東
李福泰	同上	同上、29-37頁	福建巡撫	漢	山東
郭柏蔭	同上	同上、37-41頁	湖北巡撫	漢	福建
官文	1868年1月16日	卷五十六、9-16頁	直隸総督	漢	湖南

¹⁷³前掲坂野正高『近代中国外交史研究』、235頁。

今回の諮問一返答は、時期的には、蒲安臣使節団の形成に重なっており、ほとんどの回答は、蒲安臣の任命状が作成された11月21日、北京から出発した11月25日から、外国元首に謁見する礼儀などの使節団のディテール、国書作成（12月24日）、また、中国人使節が北京から出発（1868年1月5日）するまでの間に衙門に届いていた。返信した際、すでに蒲安臣使節団の派遣を了承した官員は使節団を評価していた。さらに、外国元首と面会際する礼儀、国書交換の仕方などの使節団のディテールを議論したのもあった。よって、彼らの意見は、蒲安臣使節団の形成に影響を与えていたと思われる。衙門と各地官憲の「遣使」に対する態度は、彼らの中国と諸外国との関係の認識に深く関わっている。よって、「遣使一節」は、「銅綫鐵路」（電信・鉄道の建設）、特に「請覲」（公使の召見）などの事項に連続的に捉えられるべきであるが、ここでは、「遣使」問題に限って、代表的な意見を考察していきたい。

全体的に見ると、衙門の意見を敷衍し、遣使を実行すべしという主張が多い。「遣使」のみに関する態度から、地方官憲の意見を分類すると、それを「急務」と認識しているのは：李福泰（1名）。遂行すべしと認識しているのは丁寶楨、李瀚章、曾国藩、郭柏蔭、吳棠、李鴻章（6名）。条件付きで遂行すべきであると考えるのは左宗棠、瑞麟、馬新貽、英桂（4名）、「緩行」として認識するのは沈葆楨、官文、崇厚、刘坤一、蔣益禮（5名）となる。したがって、全体では、賛成意見は7人、条件付き賛成意見は4名、（都興阿は態度を明らかにしないものの）批判的意見は5名となる。坂野が言うように、各地の官憲は「遣使一節」に関して、賛成意見に一致していた点と捉えるのは妥当ではない。

より細かく見ていこう。まず、賛成意見である。李瀚章は、「遣使常駐、則專對之才、必慎其選。毎年使臣四出經費亦屬不貲。考春秋嘗有王臣下聘諸侯之禮、或酌定年限、輪流遣使赴泰西各國聘問一次」という。つまり、衙門の意見書に従って、所見を述べ、大使派遣に関して、春秋時代の王は、諸侯に

下聘を例えにし、年限を酌定し、替で、一回西洋各国を訪問すべきであると論じた。続いて、李鴻章の所見を見てみよう。すでに、使節団に肯定的意見を述べた上で、大使派遣がもたらす利益を、二点をあげている。第一は、外国と紛争する際には、使節を、その国の元首に面会させ、その国の法律などを使わせ、紛争を解決する。第二に、1860年代に、清朝政府が起こした「自強運動」の「根基」が、諸外国の兵制、武器に学ぶことにあったので、使節団派遣による技術を学ぶことは重要な意味があると説明していた。

一方、反対意見をみてみよう。弱肉強食の国際秩序を意識したため、現在の外交難局打開には、重要なことは、形式的に外交官を現地に派遣するのではなく、また、使節団を派遣しても中外交渉における不条理なことが解消される保証はどこにもないと考える。例えば、沈葆楨が論じたように「彼之持我短長者、恃其兵力財力耳、非恃住京之使臣也」彼らが持って、我にないのは、軍事力であり、経済力である、首都に駐在した使節ではないと述べて、使節団よりも、軍事力や経済力を重視し、また、崇厚も使節団を派遣するために強力な経済力が必要であると述べている。

「遣使」をめぐる衙門の諮問と地方官の回答を念頭におきながら、本節の冒頭にも言及したように、1867年11月21日の蒲安臣使節団の最初の提案の内容を考察してみよう。「上奏」は、基本的に、「意見書」を敷衍したうえで、使節派遣は断行すべきであるという認識を持ち、使節派遣の目的を、第一に、「知彼知己」、すなわち、彼（西洋）を知ることが、己を知ること¹⁷⁴であり、第二に、天津条約修正の期限が近づいたために、改正向けの準備を開始することをあげた。

¹⁷⁴ 「中國之虛實、外國無不洞悉、外國之情偽、中國一概茫」－「上奏」

しかし「意見書」が指摘した経費の問題、適任者の不在を解決しない限り、上述の目的を達成するのには困難があった。これらの問題が解決された経緯、また、蒲安臣が衙門によって選出された経緯を、次に、明らかにする。

第2節 蒲安臣の使節任命

「上奏」は、蒲安臣を「其人處事和平、能知中外大體」（その人は穏やかな態度で、公平に、事を処理し、中国と外国の大局を知る）と評価している。衙門は何故、アメリカ駐清公使であった蒲安臣に高い評価を与えたのか。本節では、蒲安臣と総理衙門との信頼関係の構築に注目し、蒲安臣が中国使節団の一員、「辦理中外交渉事務使臣」に任命された経緯を検討する。

(1) 蒲安臣の中国認識の到達点

1867年10月27日、蒲安臣は、徐繼畬に、公函を出した。徐は1795年に山西省五台县東冶鎮に生まれ、1840年アヘン戦争後に、福建巡撫となる。その後、『瀛寰志略』を書いている。小林寛によれば「しかし、これによってかえって『妖言惑衆』、『有損國體』との批判を受ける...1852年職を解かれて二品から四品に降ろされた¹⁷⁵」という。衙門設立後の1863年に衙門に再起用され、京師同文館の校長になり、1866年に太僕寺卿まで任命されたのは周知のことである。

なぜアメリカ帰りの直前、蒲安臣は、徐に手紙¹⁷⁶を書き送ったのか。6年近く、中国に駐在した蒲安臣が、この手紙を通して、中国の現状、将来に関する思惑を述べたと考えられる。

蒲安臣は、まず、徐の見識や文才を高く評価する¹⁷⁷。

徐は『瀛寰志略』において、ワシントンは天下を公と為し、駸駸たる三代の遺意。米国は、幅員萬里、王侯の號を設けず、世襲の規に循せず、公器を公論に付し、古今未曾有の局を創す、奇なり！泰

¹⁷⁵小林寛「『瀛寰志略』における日本の記述」『つくば国際大学 研究紀要』(17)2011、117-124頁、また『清史稿・徐繼畬傳』、中華書局、1998を参照。

¹⁷⁶以下の引用は、「美使蒲安臣致総署大臣徐繼畬函」、「徐繼畬覆美使蒲安臣函」『中美關係史料 同治朝上』（編号:536、編号:537）より。

¹⁷⁷「前時約二十年前、兄臺著有瀛寰志略一書、詳明各洋國之地勢民俗、著此鴻篇、必有大疑且胸懷透澈、非華國之博學鴻才、何以能成此書乎」-「美使蒲安臣致総署大臣徐繼畬函」

西古今人物、華盛頓を首としないことはできない¹⁷⁸と、アメリカ国父とも呼ばれるワシントンが高く評価する。

蒲安臣は、『瀛寰志略』の一節に注目して¹⁷⁹、ワシントンの理念である「善」は儒教の「善」とは異なるので、中米の人民は互いのことを思い、考えることができると論じた¹⁸⁰。さらに、孔子が講じた恕の道、及び己の欲せざる所は人に施すことなかれということは、己の欲せる所を人に施すというキリストの教えと同様であるとして、儒学とキリスト教の近似性を提示した¹⁸¹。

この考えは、前章で述べた総理衙門官員恆祺の文明観と共鳴するところがあるだろう。中国文明は「西洋文明」にの適合性を持っていることで、異文明が融合する可能性があるとして衙門は考えた。整合させた「協力政策」思想の基礎は、中国と米国文明の融合性の上で、両国の友好関係を示す蒲安臣に影響を与えた。徐に書き送った手紙を通して、蒲安臣は、中国、中米関係、「文明観」そのものへの理解を、衙門に打ち明けたと考えても良いであろう。思考の方向性においては、衙門意見にほぼ一致し、時間的に考えると、リベラルな精神が溢れる手紙が彼の中国使節任命直前に送られたことを念頭に置くと、「上奏」において、衙門は蒲安臣を高く評価した。彼の任命には、この手紙が影響したことは無視し難い。実際に、使節団の活動を考察すると、このような普遍的文明観に支えられ、彼は出使中に、中国文明と西洋文明との親近性を繰り返し主張していた¹⁸²。次に蒲安臣の在中活動を見よう。

¹⁷⁸「華盛頓...天下為公，駸駸乎三代之遺意... 米利堅合眾國...幅員萬里，不設王侯之號，不循世襲之規，公器付之公論，創古今未有之局，一何奇也！泰西古今人物，能不以華盛頓為稱首哉」-徐繼畲『瀛寰志略』、上海書店、2001、291頁。

¹⁷⁹「書内講明各國之記，詳述各國士人君子，則推華盛頓為冠，不但勝外邦之士，並超越中華各前代之賢師勇帥，所稱華盛頓幾于天下為公，駸駸乎三代之遺意，因思此三代聖人大德光輝，照耀于四千載之久。」-「美使蒲安臣致總署大臣徐繼畲函」

¹⁸⁰「華盛頓甚願將此理宣天下，統觀此數端，頓之善與儒教之善無殊，我兩國之人何不互相思想乎」一同上

¹⁸¹「前二千三百年，中國孔夫子論恕道，及已所不欲勿施於人等語，與耶穌吩咐人說，凡欲人之施諸己者，亦如是施於他人等語相同。」一同上

¹⁸²ニューヨーク晩餐会で蒲安臣の演説は後述する。

(2) 在中活動

1861年10月、蒲安臣は、アメリカ領事館の所在地マカオに着き、12月21日に、上海に到着した。

ウィリアムズの研究によると、冬になると、北京に入城する必経の海河が凍結したため、彼は、直ちに、首都に行くことはできなかった¹⁸³。そのため、彼は、中国南部に、6ヶ月近く滞在した。

同年11月に、太平天国は、政府軍を破り、南京を制圧し、さらに、商業都市である寧波、上海を脅かしていた。この太平天国の支配に対して、1862年1月9日に、本国政府あての報告書において、太平天国は外国の商業施設に甚大なる被害を被らせたばかりか、太平天国側は、上海への進軍を停止するようにという外国側の要求を断固として断っている(*refused utterly*)¹⁸⁴と、蒲安臣は述べた。1862年1月23日の報告書には、1月10日に太平天国占領中の寧波を訪れた時、目撃した悲惨な光景を書き残している¹⁸⁵。

それと対照的であったのは、総理衙門が代表とした政府側の外国商人に対する扱い方である。3月3日(同治元年二月初三)に、衙門の欽差大臣である薛煥はアメリカ駐清公使である蒲安臣に照会を出した。中には「寧波は賊に占領された。官軍は直ちにそれらを勦討するべきである。その所の貴国商民は、誠に総理各国事務衙門からの指示の通り、彼らに一律遠避させ、『體恤』(思いやり、心がけ)を昭す」¹⁸⁶と説明する。政府軍は、軍事的には、太平天国に制圧されたにもかかわらず、外国の商民に対しては、責任を果たす姿勢を見せていた。おそらく、蒲安臣の目にうつった政府と反政府勢力は、

¹⁸³Williams, Frederick Wells, *Anson Burlingame and the First Chinese Mission to Foreign Powers*, pp.20-22.

¹⁸⁴*Mr. Burlingame to Mr. Seward*, Jan 9 1862, FRUS 1962, p.831.

¹⁸⁵*As in all places taken by them, there was presented a scene of utter desolation, for they destroy everything and consume nothing. I was heads and bodies of dead lying unburied in the streets?*—*ibid*, p.832.

¹⁸⁶「査寧波既為賊據、官軍應即堵剿。貴國現在該處商民，誠如總理各國事務衙門來文，須令一律遠避，以昭體恤」——「署理欽差大臣薛煥致美使蒲安臣照會」『中美關係史料 同治朝上』（編號:5）

非常に対峙的な存在であり、政府と比べ、太平天国は、非文明的、非人道的な存在に見えたに違いない。

1861年年暮から1862年7月24日に北京につくまでの間、蒲安臣が目撃した中国の情勢、自らの中国体験は、その後、彼が清朝政府に協力する意欲を決めたと言っても過言ではない。彼は、また、本国政府から今後の対中外交方針に関する指令も受けていた¹⁸⁷。それは第一に、反政府的な言動、叛乱へ援助、激励などを行わない、清国政府に不利なことはしない（“*…it is your duty is to lend no aid, encouragement… to sedition or rebellion against the imperial authority*”）。この責任の前提として第二に、アメリカ国民の安全、財産を守る（“*This direction, however, must not be followed so far as to put in jeopardy the lives or property of American citizens in China*”）。すなわち、アメリカ政府として、自国の利益を十分保護するために、太平天国より、清朝政府との関係を保ち続けるようにと蒲安臣に支持した。

また、第二章ですでに説明したように、清朝政府は西洋諸国の対華政策、乃至「協力政策」の形成、実施には、具体的には、外国の在中勢力、その活動に規制を加えるだけでなく、紛争が発生した際、仲立ちとして、各勢力のバランスを保つことに力を入れ、客観的には、そのことが重要な役割を果たしたと思われる。さらに、蒲安臣の主な交渉相手である総理衙門はプラットフォームとして、中外交渉に関する情報収集、より迅速に処理し、「西洋文明」に対して、より柔軟な姿勢、また、明言してないにもかかわらず、中国文明がもつ西洋文明への適応性を示した。このような事情を念頭に置きながら、米国駐清公使である蒲安臣にとって、総理衙門は清朝政府中に最も責任を持ち、信頼できる存在だったに違いない。よって、彼が本国利益を最大限に保護しようとしたら、清朝の行政体制に頼る、言い換えれば、北京にある総理衙門と協力せねばならなかったのである。

¹⁸⁷Mr. Seward to Mr. Burlingame, March 6, 1862, FRUS 1962, p. 839.

以上、自ら目撃した政府軍と反乱軍の違い、本国政府の指示、また実際に交渉するさいの中国側の言動に基づき、6年近く中国に滞在した蒲安臣は、アメリカ公使として、清朝政府に協力し、清朝政府の正当性を主張し、その改革を支持するようになった。彼は、清朝政府（総理衙門を中心に）が行った「自強運動」の軍事、外交などの面に深く参与したようになっていた。中国公使に任命された時点において、彼は総理衙門と公式的な外交関係を超える信頼関係を構築することができたのではなからうか。具体的に、彼は、『万国公法』の翻訳と刊行に力を入れ、また、外国と交渉する際、『万国公法』に従い、自分の主張を正当化にすることを清朝政府に勧めた。また、租界で、清朝政府の司法主権を侵害することに反対意見を出すこともあった¹⁸⁸。

本論文において、清朝が「近代化」に導かれたという今まで一般的に論じてきたイメージではなく、清朝政府の要請に応じた蒲安臣が、積極的にその改革に関与、協力し、最終的に、清朝と信頼関係づくりあげたことに注目し、両者の内的関連性を明らかにしたい。

蒲安臣は、中国南部で6ヶ月を過ごしたあと、7月20日に、北京につき、8月25日に、正式に、総理衙門を訪問し、国書を恭親王に呈示した¹⁸⁹。カリフォルニア州在住華人の生活状況、また、太平天国との戦争などの話題が中国側に取り上げられた¹⁹⁰が、今後協力するなどの話で、共通の認識ができたため、面談はより順調に進んだようである。

面談が終わるや否や、清朝政府は、太平天国がアメリカ商人から武器を購入することを阻止するよう、蒲安臣に要請した。彼は積極的に動いたようである。1864年に、清朝政府は、蒲安臣の要請に

¹⁸⁸Cf.Samuel,S.Kim.,*Anson Burlingame:a study in personal diplomacy*,Columbia Dissertation,1966.

¹⁸⁹『籌辦夷務始末 同治朝』巻八、44-46頁。

¹⁹⁰同じ内容は、“*The interview lasted for two hours, and was marked by great freedom and cordiality of expression on both sides. I spoke to them of our long continued friendship, and said that our policy was one of peace... The Prince and suite'...inquired kindly after their people in California.We discoursed of the rebellion in China, and of the means of overcoming it*”-Mr.Burlingame to Mr.Seward,Aug 24 1862,FRUS 1963,p.847を参照。

従い、アメリカ南北戦争の南軍の軍艦が中国に入港することを禁止した。この案件について考察して見よう。

1862年9月20日に、50万両を持って、太平天国がアメリカから武器の調達をするという報告は、江蘇巡撫によってなされされ、それを受けた衙門は、蒲安臣あてに、武器の提供をせぬように、アメリカ政府に協力をしてくれるようにという旨の公文を發した¹⁹¹。同年10月25日に、蒲安臣は、本国政府に投函し、清朝政府の懸念を伝え、協力を求める一方、衙門に、武器調達に関しては、太平天国に協力しないという姿勢を清政府に表明した¹⁹²。

1864年3月8日に、蒲安臣は総理衙門あてに書簡を送り¹⁹³、アメリカ南軍の戦艦アラバマ号が、アラバマ号が中国の港に入ること、および、アラバマ号に物資の補給を行うことを禁止するように、衙門に要請した。このアラバマ号事件は、「1862年春、イギリスは厳正中立を犯してリヴァプールの造船所で南部側のために建造した二艘の巡洋艦アラバマ号とフロリダ号を進水せしめた。この二艘の船は南部が北部商業の破壊活動に使用することを目的として建造されたものであり、当時、合衆国の駐英公使であったアダムスが、イギリス政府に対して合衆国に対して使用されないことが証明されるまで抑留するよう、厳重に警告を發していたものであった」¹⁹⁴。だが、その後、アラバマ号は中国沿海にやってきて、アメリカ北軍の船舶に甚大な被害を与えた。照会を受けた翌日3月9日に、総理衙門はアメリカの南北戦争は、中国の内戦に相当するので、...それがアメリカの商船に危害を与えるのを阻止するのは当然であり、現に、沿海の総督、巡撫にこの旨を傳達したと（「...查貴國南方逆命，與中

¹⁹¹「總署致美使蒲安臣照會」、『中美關係史料 同治朝上』（編号:44）

¹⁹²「美使蒲安臣致總署照會」、『中美關係史料 同治朝上』（編号:52）

¹⁹³「美使蒲安臣致總署照會」、『中美關係史料 同治朝上』（編号:176）

¹⁹⁴山岸義夫『南北戦争』近藤出版会、1972年、200頁。

國現在之叛賊情事大略相同...自當禁阻該逆船攪害貴國商船，現已咨行沿海督撫轉抵地方官...」)と述べ、蒲安臣の要請に応じた¹⁹⁵。1860年代の中国とアメリカが、同じように内戦に苦しめられたことが、蒲安臣と衙門と相互理解のバックグラウンドとなっていたと思われる¹⁹⁶。

さて、蒲安臣は初め衙門を訪問したさい、衙門が提起したカリフォルニア州での中国人問題を考察してみよう。

顔清滄は『出国華工与清朝官員—晚清時期中国对海外華人的保護』¹⁹⁷において、19世紀半ばに中国東南沿岸部の苦力貿易の発祥と変遷¹⁹⁸を分析し、元、明の海外華人の政策と清朝政策を連続的に捉え、1851年から1911年に至るまで、清朝政府のこの問題への対応を考察している。

1860年代に入り、特に衙門の設立以後、海外中国人に対する清朝政府の対応も変わっていたようであると、彼は指摘する¹⁹⁹。1860年10月25日に、調印された『中英北京条約』には、中国人の移民権、すなわち、イギリスが中国の労働力を募集する条目が入れられている。だが、中国国内において、中国人が海外に行くことを禁じる法令は、1656年、順治帝によって、公布され、1893年に9月13日に総理衙門が海外の華人を内地の中国人と同一視することを明言した上奏によって、正式的に廃止されるまで、その有効性を保ち続けたと、顔は指摘した。

¹⁹⁵ 「総署致美使臣蒲安臣照會」『中美關係史料 同治朝上』（編号:179）。

¹⁹⁶ この事件は、使節団訪米中に、アメリカの新聞に言及された。“*The fact of the selection of Mr. Burlingame to head the first Chinese Embassy to the civilized nation. We cannot fail to draw still closer the bonds of that friendship which was exhibited in so marked a manner when the Alabama was denied in Chinese ports...*”-1868/04/02 Daily Alta California.

¹⁹⁷ 顔清滄『出国華工与清朝官員—晚清時期中国对海外華人的保護』中国友誼出版社,1990.

¹⁹⁸ 19世紀半ば、苦力貿易の発祥は、国際的には、英米両国は奴隷貿易の廃止、国内には、人口の増加、自然災害、反乱、また、アヘン貿易の影響によるものであると、顔は指摘する。詳しくは同上、35-80頁を参照。

¹⁹⁹ 同上、102-114頁を参照。

にもかかわらず、衙門は、確かに、海外にいる中国人の運命に関心を寄せていたことは間違いない。

蒲安臣は初めて衙門を訪問したさい、カリフォルニア州の中国人の待遇が問題であるとして恭親王が提起したことは、その一例である。顔の研究によると、1860年代の初には、清政府が統一的な移民管理計画を実行しようとする兆候が見られた、衙門設立当初、衙門は北京に駐在した外国公使の対応、新たに開放した貿易港などの問題を処理することに忙しく、苦力問題の解決に本格的に、着手するのは、中国の内戦が終結した以降であった。

1864年7月、政府軍は、太平天国の首都南京を陥落させ、国内情勢回復に伴い、総理衙門は、強制的に、労働者を海外に連れている労働者募集の問題に目を転じた。1865年9月7日に、衙門は、総務司のハートを苦力貿易の拠点である広東に派遣し、現地官員と、この問題を商議させた。その結果として、「招工章程」が起草され、その下書きは、英仏両国に送られ、その批准と実行が中国側に要請された。その後、半年近い交渉を続けたが、1866年3月5日に、英仏公使は、北京で、清朝政府の主導で起草された「続訂招工章程條約」に調印した。この新しい章程は、労働者募集会社の資格として、合格したものに経営許可書を与えること、中国地方官員が検閲した上で、労働条件を含めた契約書を、応募者に十分に理解させること、清朝政府は専門官をもうけ、労働者の身柄を登録すること、さらに、労働時間、契約期限などの点について、詳細に規定されたと、顔は指摘する²⁰⁰。

この動きに応じ、一時的に、米国公使を解任され、帰国した蒲安臣は、新章程調印直前の1866年2月28日に、個人名義で、米国国務長官に手紙を書き送った。彼は、苦力貿易に関わる中国系移民は、現行中国の国内法律に違反することを主張した²⁰¹。この蒲安臣の働きかけと上述英仏調印の影響で、

²⁰⁰ 『続訂招工章程條約』を実行する際、難航することようである。詳細は、同書110-114頁を参照。

²⁰¹ *Mr. Burlingame to Mr. Seward, Feb 28 1866, FRUS 1866, p. 492.*

米国务長官は、8月21日、米国駐清大使に復任した蒲安臣に「続訂招工章程條約」を支持するとの指示を出した²⁰²。

総じて、蒲安臣は、アメリカ駐清公使として、清朝政府が直面したもっとも重大な内戦の問題に対し、断然、北京政府を支持した。また、アラバマ号事件における、清朝政府の迅速な対応、指示を受けていた。国内戦争に苦しむ両国は、内戦問題において互いにできる限りの支援をしていたことがわかる。最終的に、この問題におけるアメリカの支持を得たことに、役立っていたと思われる²⁰³。

よって、「上奏」においては、蒲安臣に対して、「處事和平、能知中外大體」という評価が下されたのは適切であると思われる。

上述の案件における蒲安臣の活動は、ある程度、総理衙門から信任を得たことは相違がない。そのほか、蒲安臣が、外交面において、清朝政府への支援を与えた²⁰⁴。だが、そのこと、蒲安臣の使節任命に決定的であったわけではなく、使節団の経費調達にも深く関わっていた李国泰艦隊(Lay Osborn fleet)事件の方が決定的であった。「上奏」には、従来英国人レイ(H.N.LAY,李泰国)が起こした数多くの事件において、蒲安臣は、全面的に中国に協力し、その後、帰国した際、中国に不利なことを除去し、困難を解決するのに努めた（「従前英人李泰国所為種種不合、蒲安臣曾經協助中國悉力屏逐。迨後回轉西洋一次、遇有中國不便之事、極肯排難解紛」）との一節があった。したがって、この案件を考察するのは本使節団形成の解明には重要であると考えられる。

²⁰²Mr. Seward to Mr. Burlingame, Aug 21 1866, FRUS 1866, p.557.

²⁰³中国人使節団の一員として、アメリカ訪問中の蒲安臣はこの問題を再び提起したことは後述する。

²⁰⁴中国とデンマークの条約締結に関する史料は、「総署自美使臣蒲安臣照會」、『中美關係史料 同治朝上』（編号:87）、Mr. Burlingame to Mr. Seward, May 16 1863, FRUS 1863, p.935、Mr. Seward to Mr. Burlingame, Oct 26 1863, p.962 である。

(3) レイ・オスボーン艦隊(Lay Osborn fleet)事件²⁰⁵

外国からの艦砲の購入のきっかけは、中国档案によると、1860年7月15日に、太平天国と戦っていた曾国藩の『預籌准揚寧國太湖三艘水師摺』であった²⁰⁶。

井上裕正によれば、レイ・オスボーン艦隊の発祥は1861年7月4日の、総理衙門名義で、上奏文によって、太平天国を鎮圧するために、投入されると提唱した²⁰⁷。その後、衙門は、ハートと相談し、艦隊の規模、経費で合意ができた。1861年7月7日に、艦隊形成を許可する上諭が出された。そして、上諭を受けた曾国藩は、8月21日に、再び『覆陳購買外洋船砲摺』²⁰⁸を提出し、今日の事態を救う「第一要務」と述べ、艦隊計画を支持する意見を表明した。ここでは、特に注意すべきなのは、艦隊の人員配置である。これに対し、外国人兵士を操縦の担当にしに、湖南出身の水軍兵士にその操縦の技術を学ばせ...その統領は、水軍の中から選抜されるべきである²⁰⁹と曾国藩は述べた。しかし、こうした艦隊の人員配置、あるいは艦隊指揮権は、のちに事件に発展する。

艦隊計画の実行は、勞崇光（両広総督）とハートによって、商議され、ハートは1862年3月14日の手紙で、一時的にイギリスに帰国した総稅務司のレイに、およそ65万両をもって、「艦隊の購入並びに編成を依頼した」のである²¹⁰。1861年12月に、太平軍は寧波を占領し、1862年年初、杭州を陥落さ

²⁰⁵事件に関する先行研究については、Morse,H.B.,The international relations of the Chinese empire(Vol.2.),Paragon Book Gallery,1917.

Gerson,Jack.J.,Horatio Nelson Lay and Sino-British relations,1854-1864.Harvard University Press,1972.

井上裕正「レイ・オスボーン艦隊事件の外交史的意義について」『東洋史研究』34(2)1975、165-192頁を参照。

²⁰⁶『曾國藩全集 奏稿上』京華出版社、2001、288頁。

²⁰⁷前掲井上裕正「レイ・オスボーン艦隊事件の外交史的意義について」、167-168頁を参照。

²⁰⁸楊家駱主編『洋務運動文獻彙編卷2』世界書局、1963、225-226頁。

²⁰⁹「...每船酌留外洋三四人，令其司舵，司火，其餘即配用楚勇水師之丁勇學習駕駛...其統帶大元，即於現在水師鎮將中遴選...」-同上

²¹⁰前掲井上裕正「レイ・オスボーン艦隊事件の外交史的意義について」、169頁

せた。戦局が緊迫しつつある中、先述したように、太平軍が 50 万両で、アメリカから武器購入の動きを知った清政府も、蒲安臣に購入を阻止すべくように要請するとともに、艦隊計画を急がせた。

1862 年 8 月 30 日にイギリス政府は枢密院の勅令によって軍艦売却を正式に発表した²¹¹。その後、李国泰は、海軍大佐であるオスボーン (Sherard Osborn、阿思本) を、艦隊司令官に任命した。二人の間で、1863 年 1 月 16 日、ロンドンにて、艦隊運営に関する十三ヶ条の同意書を交わされた²¹²。同意書には、司令官として、すべての艦隊の全指揮権は、オスボーンにあることだけではなく、その第四条では、さらに、“*Osborn undertakes to act upon all orders of the Emperor which may be conveyed direct to Lay, and Osborn engages not to attend to any orders conveyed through any other channel*”²¹³、すなわち、艦隊長官オスボーンは、レイを通じて清国皇帝の命令にしか従わないという規定が入られた。

だが、中国にいるハート並びに中国側の官員は、この同意書の存在は知らなかった。艦隊計画は、李国泰が中国を離れた間に決められたものであり、中国側がそれを急がしたためである。李の権限に厳密な制限を加えなかったし、当時の通信条件の元では、レイ・オスボーン側と清朝政府側は、艦隊の指揮権を巡り、話し合うことができなかった²¹⁴。

蒲安臣が国務長官に当てた報告には、中国到着以来、艦隊計画は最も厄介な問題である (“*the most difficult question that has arisen since my arrival in China*”²¹⁵) と説明した。また、衙門の意見聴取に対し、「この艦隊が、蒸気戦艦を求める日本の大名、海賊、あるいはアメリカの南部反乱軍の手に落ちたら」 (“*the Daimios in Japan, seeking war steamers; the lawless men on the coast, into whose hands they might fall, to be*

²¹¹ 同上 170 頁

²¹² 前掲井上裕正「レイ・オスボーン艦隊事件の外交史的意義について」、170 頁

²¹³ " AGREEMENT ENTERED INTO BETWEEN INSPECTOR-GENERAL. H.N. LAY AND CAPTAIN SHERARD OSBORN, R.N., C.B. "London, Jan. 16, 1863. (<http://www.pdavis.nl/Osborn.php> 2017 年 6 月 5 日最終閲覧).

²¹⁴ Cf. Gerson, Jack J., *Horatio Nelson Lay and Sino-British relations, 1854-1864*. Harvard University Press, 1972.

²¹⁵ *Mr. Burlingame to Mr. Seward*, November 7, 1863 FRUS 1864, p. 343.

*used for piracy;and the confederates,who have agents in China*²¹⁶）、イギリス、中国、ないしアメリカ政府にとっては、厄介な存在となるに違いないと述べた。「事件」の局面打開のため、蒲安臣は、同意書に反対する理由をイギリス側に十分説明し、イギリス公使に頼み、艦隊をイギリスに引き上げ、売却させ、人員などの費用を除き、余った金を中国に送らせるようにと清朝政府に提案した²¹⁷。

同時に、中国内戦の戦況は、政府軍に有利になりつつあって、艦隊へのニーズも低下していた。清朝政府は、1863年11月に、蒲安臣の意見を採用し、艦隊の撤回、売却を決めると同時に、李国泰を総務司から解任した²¹⁸。だが、この中国史上初めての西洋軍艦購入計画は、これで終わったわけではない。イギリス側は、先述したように、南北戦争には中立的立場を堅持し、この艦隊を、交戦中の国の手に落さないことを前提にしたので、艦隊の売却は難航した²¹⁹。

他方、1864年7月19日に、政府軍は太平天国の首都である南京を占領し、13年続いた内戦は収束した。だが、内乱平定に伴い、共通の敵で結ばれた、西太后と恭親王のバランスも微妙に動き、北京政府内の矛盾が浮上するようになっていた。1865年3月30日に、恭親王は、共に1861年クーデターを打ち出した西太后に、翰林編修である蔡壽祺の上奏を原因²²⁰として、弾劾された²²¹。4月2日に、西太后

²¹⁶ イギリスは、アメリカ内戦に対し、中立を宣言したことについては、前掲井上裕正「レイ・オスボーン艦隊事件の外交史的意義について」、172頁を参照。

²¹⁷ *Mr. Burlingame to Mr. Seward, November 7, 1863* FRUS 1864, p.344.

²¹⁸ のちに、レイとオスボーンに対する賞恤金を支給したことについては、前掲井上裕正「レイ・オスボーン艦隊事件の外交史的意義について」、169頁を参照。

²¹⁹ “*Her Majesty’s Government is of opinion that they could not allow the war-vessels of the late Anglo-Chinese fleet to be sold, lest they should fall into the hands of belligerent power*” –“*Wade to Prince Kung, February 27, 1864*”, Nish, Ian Hill.

Woodward, Peter. Bourne, Kenneth. Watt, Donald Cameron., *British documents on foreign affairs--reports and papers from the Foreign Office confidential print Part I, Series E, Volume 19*, University publications of America, 1994, p.279.

²²⁰ Hsü, Immanuel C.Y., *The Rise of Modern China*, Oxford University Press, 2000, p.307.

は、懿旨を発し、恭親王の公務を免じようとした。しかし、恭親王を支持する大臣らの進言や、恭親王自らの謝罪によって、5月8日に、西太后は再び、懿旨を発し、攝政王以外の恭親王の公職を復活させた。

この朝廷内の争いは様々に解釈できるが、恭親王の元で行われた「自強運動」が、「西洋」の文物に、より好意的な態度を示すことも、朝廷内の争いの一つであると思われる。総理衙門の支持をえた上で、計画された艦隊売却の難航は、今回の弾劾の時間に重なっており、恭親王をリーダーとする総理衙門の都合を一層悪くしたことは間違いない。

これを背景に、1865年2月24日から3月25日の間に、衙門と一時帰国する蒲安臣の間には、（すでに説明された1865年2月24日に蒲安臣と衙門の恆祺との会談を含め）5回の面談が行われている²²²。

衙門は、直面する外交面の難局を、蒲安臣に打ち明けた。

アメリカの外交文書によると、5回の会談においては、中国側は、自らのリベラルな外交方針を力説する一方、清朝政府が直面した外交難局を他の国に説明し、特に艦隊売却を急がせたいことなどを蒲安臣に依頼している。

この衙門の要請に対し、蒲安臣はいかなる対応をとっていたのかを考えて見よう。1865年2月24日に、米領事館で行われた総理衙門恆祺と蒲安臣の会談²²³において、艦隊処理の件で、蒲安臣に協力してもらいたいという要請に対しては、蒲安臣は、帰国中に、中国の利益を推進することに力を入れたい

²²¹詳しくは董守義『恭親王奕沂大伝』遼寧人民出版社、1989、243-260頁を参照。

²²²Cf. Davids, Jules. *American diplomatic and public papers, the United States and China: Series 2, the United States, China, and imperial rivalries, 1861-1893 vol. 1*, pp. 36-39.

²²³ 恆祺は後の恭親王と蒲安臣の面会を打診し、先に、清朝政府の開明的な外交方針、艦隊事件において、協力を借りたいという意欲を表明した。

と明言した²²⁴と返答した。3月3日に、総理衙門で行われた恭親王と蒲安臣の会談において、蒲は、帰国しても、中国に役に立てるだろう²²⁵と言ったのに対し、恭は艦隊に言及していると。3月6日に、アメリカ領事館で行われた恭親王、総理衙門の官員（文祥、董詢など）らと蒲安臣との会談において、蒲安臣は、現在中国が直面している外交の問題の解決策として、まず、案件を各国駐在公使に知らせ、彼らに頼んで、各国のマスコミに掲載させ、輿論を起こして、不正行為に向かって戦うべきであることおよび、使節団を「西洋」に派遣することなどの二点を提案した²²⁶。

さらに、条約の規定により、アメリカは、清朝政府が直面している国際紛争の処理には協力することを誓った²²⁷。その後、衙門と蒲安臣の間に、上述の主旨とほぼ一致する面会が二回行われている。

8月14日に、米国国務長官ウィリアム・スワードは、一時帰国した蒲安臣の代わりに、米国代理駐清公使であるウィリアムズに手紙を送った。彼は、上述の会談において、総理衙門が表したリベラル、友好的意見を高く評価し、アメリカ政府は、過度に技術的、かつ厳しいことによって縛るべからず、条約に基づく公正、平和、友好精神をもって、中国との関係を処理すべきと、蒲安臣を支持した姿勢を示した²²⁸。

²²⁴“Perhaps I may still have the opportunity of rendering you some other service after leaving your shores. and you may rest assured that I shall always be happy to promote the welfare of your empire by all the means within my power”—
Davids, Jules. *American diplomatic and public papers, the United States and China: Series 2, the United States, China, and imperial rivalries, 1861-1893 vol: 1*, p.36.

²²⁵“Perhaps, in my absence, I may serve you as effectually as I could if I were here”—*ibid*, p.37.

²²⁶“1. To make sure that they were in the right, and then to send copies of the whole corresponded to each of the other resident ministers, with a request that it might be published in their respective countries... 2. To send a diplomatic mission to the west”—*ibid*, pp.37-38.

²²⁷“If, however, a case should occur in which you find it impossible to agree with the envoy of any nation, I am satisfied it would always be safe for you to submit the question to the judgment of a third party, and America, you know, is bound by treaty stipulation to act as your empire in cases of international difficulty”—*ibid*, p.38.

²²⁸“The government of the United States is not disposed to be technical or exacting in its intercourse with Chinese government, but will deal with it with entire frankness, cordiality, and friendship”—*ibid*, p.40.

蒲安臣はアメリカに帰る途中で、諸外国に対し中国の友好的外交政策、また現状の誤解を払拭することを頼まれた。その中で、最も肝心なのは、イギリスに、一刻も早く、艦隊の売却をさせることだったと考えられる。1865年7月に、ロンドンに到着した蒲安臣は、艦隊売却の件をイギリス政府に相談した。その後、イギリス政府から、艦隊売却の口頭で合意を取り付けた。8月に、イギリス政府は艦隊売却の見積もり額は467,500両であると、清朝政府に通知した²²⁹。この事件において、蒲安臣の果たした役割は、大きかったと思われる。

ここで、注目すべきことは、艦隊売却金の一部が、直接的に、蒲安臣使節団の経費となっていたことである。従来の研究では、使節団の経費に関しては、十分議論されてこなかった。関鋭武は、蒲安臣夫人の手紙を使い、使節団が出発する前に、20万ポンドを、ロスチャイルド銀行 (*Rothschild Bank*) に振り込んでいた²³⁰と指摘しているが、20万ポンドの出所を明らかにしていない。また、徐中約は使節団の経費は総計16万両と言っている²³¹が、その出所は明らかではない。

しかし、『総署奏底彙訂』の中には、「奏銷出使大臣用過經費銀兩數目照錄清單²³²」がある。それによると、使節団の経費は、『輪船變價』に由来し、支給された。1回目に、16.5万両、その後、3ヶ月ごとに、2万5千両が、4回に渡り、振り込んでおり、総計26万5千両であることがわかる。この点は、本論文において、初めて明らかにされた事実である。

²²⁹ *Mr. Wade to Prince Kung, August 18, 1864*, Nish, Ian Hill. Woodward, Peter. Bourne, Kenneth. Watt, Donald Cameron., *British documents on foreign affairs--reports and papers from the Foreign Office confidential print Part I, Series E, Volume 19*, p.289.

²³⁰ 前掲関鋭武『蒲安臣使団研究』、53頁。

²³¹ Immanuel C.Y. Hsiü. *China's Entrance into the Family of Nations The Diplomatic Phase*, p.170.

²³² 『総署奏底彙訂 第三冊』全国図書館文献縮微複製中心、2003、948-949頁。

また、記帳を担当したのは使節団の左協理ブラウンである。使節団の経費は、彼によって記入され、北京に送られた。ハートはそれを、中国語に翻訳し、戸部に送り、最終的には、戸部の審査を経て、皇帝の同意をえたあと、了承されたようであるという史実も明らかになった。

蒲安臣夫人が親族に送った手紙²³³によると、蒲安臣また彼の家族の旅費は、清朝側が負担するほか、彼の年収は少なくとも\$30,000であった。しかし、1868年2月19日のニューヨーク・ヘラルド (New York Herald) 、また1868年3月21日のパシフィック・コマーシャル・アドバタイザー (Pacific Commercial Advertiser) の報道²³⁴によると、彼の年俸は\$40,000であり、当時のアメリカ大統領の年収は\$25,000²³⁵をはるかに超えていると思われる。この点も、従来の研究では知られていないことである。おそらく、清朝政府の任命を受け入れたことには、経済的な問題もあっただろう。

²³³ *Jane Livermore Burlingame to Ned Burlingame* November 23th, 1867 Peking.

²³⁴ 1868/02/19 New York Herald, 1868/03/21 Pacific Commercial Advertiser.

²³⁵ 貨幣レートについては1両≈1.63 アメリカドル (Immanuel C.Y. Hsü. *The Rise of Modern China* Oxford University Press 2000 (6th) を参照)

第3節 使節団の構成と権限

表 11:使節団形成に関する史料

年月日	件名	注	出典
1867年11月21日 (同治六年十月二十六日)	総理各国事務恭親王等奏	蒲安臣に『辦理中外交渉事務使臣』任命	『籌辦夷務始末同治朝』卷五十一、26-28頁
	総理各国事務恭親王等奏	ブラウン・チャンプス任命	卷五十一、28-29頁
11月22日	総署致美副使衛廉士照會	蒲安臣任命の形成知らせ	『中美関係史料 同治朝』(編號:540)
11月26日	総理各国事務恭親王等奏	志剛、孫家穀任命	『籌辦夷務始末同治朝』卷五十二、1-2頁
	給蒲安臣看条款	蒲安臣北京にいた時に、説明された	卷五十二、2-5頁
11月26日	恭親王又奏	同文館学生、使用人の随行	卷五十二、5-6頁
	恭親王又奏	ブラウン、チャンプスに『辦理中外交渉事務使臣左・右協理』授与	
11月27日	総署致美副使衛廉士照會	ブラウン、チャンプス任命の知らせ	『中美関係史料 同治朝』(編號:541)
	総署致美副使衛廉士照會	志剛、孫家穀任命の知らせ	(編號:542)
11月28日	美副使衛廉致士総署照		(編號:544)
12月7日	総署致美副使衛廉士照會	使節団内部人員構成、権限などの問題に関する説明	(編號:546)
12月24日	総理各国事務恭親王等奏	国書授与	『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十四、29-31頁
	給蒲安臣咨會一		卷五十四、31-32頁
	給蒲安臣咨會二		卷五十四、32頁
12月31日	美国国書		『中美関係史料 同治朝』(編號:553)

清朝側が蒲安臣を選んだ理由、また、蒲安臣が清朝を支持し、さらに清朝政府の要請に応じ、清朝政府が直面した外交難局打開に献身するようになったことは、上述のようである。本節は、清朝政府の外交政策が、諸外国の対中政策に与えた影響を検討する上で、蒲安臣の在中活動に合わせ、その対中認識の深化に注目し、最終的に、彼は、総理衙門と構築された、公的レベルではなく、個人的レベルでも信頼関係を構築していたことについて分析する。

本章冒頭に引用した上奏の「蒲安臣...此時復欲言歸。臣等因其來辭款留優待、蒲安臣心甚感悅。蒲安臣心甚感悅、自言嗣後、遇有與各國不平之事、伊必十分出力、即如中國派伊為使相同。臣等因遣使出洋、正苦無人、今蒲安臣意欲立名、毅然以此自任、其情洵非虛妄、臣等遂以送行為名、連日往其館中、疊次晤談、語極慷慨」を読み直すと、今回の使節団の経緯に関して、蒲安臣の個人記述に、若干相違するところがあるにもかかわらず、1865年、蒲安臣は一時帰国する前に、総理衙門との間で行われた5回の会談における恭親王の記述の信憑性は高いといっても良いであろう。

続けて、「...誠信相孚、原無分乎區域...」と、恭親王は言い続けたが、互いに誠意を持って信頼すれば、どこの国の出身であろうという関係ないと言う意見は、第二章の終わりで述べたように人種、民族の問題に対しては、恭親王の態度は、「華夷の別」にある程度の柔軟性を持っている今文経学者の主張や、より普遍的な理念の下で、「華夷」概念が相対化され、厳格な民族の分別から、文化的なものに移り変わっていたという中国思想界に起こった変化に通じるところがあると思われる²³⁶。

さらに、恭親王らは、中国に不利益となることを蒲安臣に阻止させ、中国に益することに、衙門を通じて履行させとし（「凡於中國有損之事、令其力為爭阻。凡於中國有益之事、令其不遂允、必須知

²³⁶ 蒲安臣使節団の形成を了承した李鴻章は、遣使に同意する立場を表明す一方、「此次權宜試辦、以開風氣之先。將來使回、如查看有效、另籌久遠章程、自不宜常令外國人充當」（『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十五、13頁）「華夷の防」をより明確に意識することで、満族出身である恭親王とやや違うようであることが指摘できる。

會臣衙門覆准、方能照行」）、先述した天津条約改正の期限が近づき、事前準備、打診のため、使節団を派遣し、相手国の元首に、清朝政府が直面した困難を打ち明け、友好の理念を伝えることを念頭に置きながら、この使節団の権限に関する基本的な認識を説明した。この上奏に対し、上諭は「派蒲安臣權充辦理中外交渉事務使臣」と、蒲安臣に職を与えた。

以上のように、蒲安臣使節団の最初に提案された 1867 年 11 月 21 日以降を経緯を説明してきた。

ここで、改めて、使節団の形成を、表 12 のようである。

表 12:使節団の形成

年月日	事件	注
1867 年 10 月 12 日	総理衙門は地方官憲に意見書を出し、答申を求める	
11 月 21 日	蒲安臣に「辦理中外交渉事務使臣」任命	
同上	ブラウン、チャンプス任命	
11 月 22 日	中国人官憲志剛（満族）孫家穀（漢族）任命	
11 月 25 日から 11 月 29 日	蒲安臣一行北京から天津（大沽）まで	途中山賊に遭遇 ²³⁷
11 月 26 日	同文館学生、使用人の入団。ブラウンチャンプスに「辦理中外交渉事務使臣左・右協理」授与	
12 月 7 日から 12 月 11 日	蒲安臣一行大沽港から上海へ	アメリカ蒸気（Ashuclot）にのり、1 月 7 日の朝 7 時から、11 日の朝 2 時に上海に到着
12 月 24 日	国書用意	
1868 年 1 月 4 日	孫家穀・志剛西太后謁見	
1 月 5 日	孫家穀・志剛北京から出発	
1 月 9 日	ブラウン涿郡で孫家穀志剛と合流	

²³⁷詳しくは 1868/02/19 New York Tribune を参照。

2月5日	孫家穀、志剛と蒲安臣上海で顔合わせ	
2月10日	右協理チャンプス合流	
2月25日	使節団一行上海から出発	

表 12 から、使節団の形成を考察すると、12月21日（同治六年十月二十六日）に、上諭は発され、総理衙門からの蒲安臣任命の提案が認められ、さらに、彼に「辦理中外交渉事務使臣」という肩書きを与えられた。同日、イギリス大使館に勤めたブラウンとフランス大使館の職員であるチャンプスを入団させた。11月22日に、総理衙門の章京であった満族官員志剛、漢族官員孫家穀²³⁸にも「辦理中外交渉事務使臣」を授与し、蒲安臣に同行させた。11月26日に、同文館学生六名（英、仏、ロシア語通訳二人ずつ）²³⁹、総計30人あまりの使用人を入団することに決め、さらに、イギリス人であるブラウン、フランス人であるチャンプスに左、右協理という官職を授与した。

上述の日付は、総理衙門が上奏を奉り、オフィシャルに、档案に収録された時間なので、実際には、これらの事項は、記録された時間より少し早めに決められたと推測できる。蒲安臣は、北京から発し、上海に赴くようになっていた11月25日前に、使節団の構成をある程度承知していたと推測できる。さらに、衙門は、11月21日に蒲安臣に今回の使節団派遣の説明書—「給蒲安臣閱看條款」²⁴⁰を与えていた。中には、上述の使節団の構成が説明された一方、使節団における中国人使節と蒲安臣の関係を、蒲安臣の権限に合わせて、規定しているが、当時衙門はもっとも関心を寄せた外国元首に面会する時の礼制、また、経費の使い方も説明している。

²³⁸ 彼の詳細な紹介は 1868/09/03 New York Herald を参照。

²³⁹ 彼らの語学力は、十分研究されていないが、実に、中国官員ほどの程度出使中蒲安臣の言動を理解していたのか、また、それに対しいかなる監査、協力の役割を果たしていたのかに関わるので、使節団全体のイメージを描き出すため、次章で再考察する。

²⁴⁰ 「旨：欽派蒲安臣權充辦理中外交渉事務使臣」—『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十二、3頁。以下は「條款」に統一する。

まず、使節団における使節員の関係から考えてみたい。『條款』には「中國派員、會同貴大臣前往各國所辦之事所到之處、該員自必與貴大臣和衷商酌、但無論何項大小事件務、望貴大臣逐細告知、俾該員一切了然以便寄知總理衙門覈定」との一節は、中国人使節と蒲安臣との形式上の平等関係を規定するだけでなく、実際に、より使節団海外活動の責任を蒲安臣に負わせるようにし、また、中国人使節は、全活動を衙門に報告する義務をもち、それを通して、使節団の指導権、最終決定権を衙門が持つことを確保する意図が読み取られる。にもかかわらず、『條款』には蒲安臣の権限を具体化にすることもなく、さらに言うと、その権限をあえて、オープンにしていたと考えられる²⁴¹。

蒲安臣は中国使節である以上、その蒲安臣の権限は、上述の彼と中国人使節の関係において捉えられるべきである。まず、「中國欽命之員（中国人使節）會同貴大臣（蒲安臣）、前赴各國遇有彼此有益無損之事宜、可準則、應即由貴大臣與欽命之員、酌奪妥當、諮商中國總理衙門辦理。設有重大事情、亦須貴大臣與欽命之員、開具情節、誌明中國總理衙門後議、在定准否」。また、「貴大臣為中國出使各國、我大皇帝特頒木質關防以資取信。我中國欽派之員、亦經我大皇帝一體頒給木質關防。此項關防、係專為發遞文書函信蓋用而設、至所辦事件、應准、應駁經貴大臣及欽命之員、咨商總理衙門。均候總理衙門酌定辦理、以總理衙門關防為定、其貴大臣與欽派之員、均給關防以便分別鈐用」と説明している。つまり、出使中には、何らかの問題に出会ったとき、蒲安臣は、中国大臣に相談し、その結果を總理衙門に報告すべきであり、報告には、蒲安臣と中国大臣二名の「關防」が必須とされるが、最終的な決定にはは、總理衙門「關防」が必要であった。この問題は、出使中の活動に合わせて、総合的に考えるべきであるから、第5章で、詳しく展開する。

²⁴¹終章で詳しく検討する。

また、外国元首に面会する時の礼制も説明している。「英國條約第三款内載代國秉權大員覲大清皇上時、遇有礙於圖體之禮、是不可行等語。此次中國所派之員、特來到各國時、似可暫無庸相見、或偶爾相遇、亦望貴大臣轉達。彼此概免行禮、俟將來彼此議定禮節再行照辦」と、イギリスと中国の条約（『中英天津条約』）の第三条²⁴²によると、中国からの使節は、外国元首と面会を回避すること、偶に（会見を）行うことになったならば、礼を免じて、その後、中国との「諸外国」間の礼制が決つてから、遂行すべしと、蒲安臣に指示していた。だが、この問題は、当時衙門はもつとも関心を寄せたものである。さらに、『條款』は使節団荷物の秘密性、また、経費の使い方の説明を行っていた²⁴³。

注意すべきなのは、『條款』には『中英』の条約を使い、清朝側はその主張や行動を正当化する姿勢である。汪暉は、「鴉片戦争後の歴史語境、中国作為主權國家的地位、必須通過一種扭曲的形式——即不平等條約的形式——才能建立」²⁴⁴という。清朝側は、西洋からの衝撃を、受動的に、受け入れるだ

²⁴²王鉄崖編『中外旧約章彙編（第一冊）』、96-97頁を参照。

²⁴³「英國條約第四款内載、大英欽差並各隨員等、皆可任便往來、收發文件行裝囊箱、不得擅行啟拆。泰西各國於此。大臣向為合宜例准應有優待之處、皆一律行各等語此次中國派員應即照英約辦理各國不可稍形薄待至預備館舍採買火食雇備船隻車輛一切事件慮由貴大臣代為照料妥協一切不能盡言之事亦應由貴大臣照約格外保護其資斧均中國自備絲毫不向外國索取」-「條款」、また、王鉄崖編『中外旧約章彙編（第一冊）』、95頁の「中英天津条約：第四款」を参照。

²⁴⁴条約体制、国際法的意味で、「西洋」諸国は、「非西洋」の国は同じく「主權」国家であることを前提にし、それと条約を締結すると思われる。相手に主權国家でもなければ、言い換えれば、相手に主權国家の資格を与えていないと、条約の正当性には問題がある。近代的意味では、中国の主權は、不平等な条約を通してしか確立されない。すなわち、法律上、形式的な平等を与えたことで、現実的には、「不平等」な条約は正当性を持つようにさせると言う仕組みである。前掲汪暉『現代中国思想的興起』を参照。

けでなく、ある意味で、「条約体制」に対する自らの捉え方をもち、西洋にも「衝撃」をやり返していたことに違いない²⁴⁵。

以上のが、蒲安臣が北京から出発した 11 月 25 日以前に、衙門が彼に与えた『條款』の内容はである。11 月 27 日に、衙門は、使節団を派遣すること、その人員構成を、代理アメリカ駐清公使であるウィリアムズに知らせていた。

他方、蒲安臣の一行（妻子とか含め）は 11 月 25 日に北京を發し（途中、匪賊に遭遇し²⁴⁶）、11 月 28 日に無事に天津（大沽）に着いた。12 月 7 日に蒸気船に乗り、12 月 12 日に上海に到着した。その後、上海で、他の団員を待ち合わせ、使節団出港の 1868 年 2 月 25 日（同治七年一月十七日）まで、上海（その周辺地域で、曾國藩に面会したような活動をしたようである）に滞在していた。

12 月 7 日（同治六年十一月七日）に、衙門は、大使三人を、同時に、使節団に入れることの誤解を払拭するため、再び、ウィリアムズに照会文を与えた。今回の照会は、のちに英語に訳され、アメリカ政府に送られたが、その中国語版と英語版²⁴⁷が帯びたニュアンスは、研究者に蒲安臣の越権問題を指摘するきっかけとなった。

表 13:1867 年 12 月 7 日にウィリアムズに照会の日本語訳

中国語版の日本語訳：	英語版の日本語訳：
派遣された欽差（中国人志剛、孫家毅）は貴国に至る時、やるべきことがあるとしたら、もっぱら蒲大臣（安臣）に商議すべしである。蒲大臣に対処法があれば、いかにそれを文書化し	だが、米国においては、帝国コミッショナーの果たすべき全ての義務は、蒲安臣のみに負わせる。二人の中国人コミッショナーは、蒲安臣と相談する上で、北京総理衙門と通信するのに

²⁴⁵さらに言うと、条約体制に対する当時清朝の対抗は、ただ外交面ではなく、重層的レベルでやり続けていたと思われる。このような抵抗は、「条約体制」に対するただの清朝側の認識の間違いとして看過されやすい。にもかかわらず、思想的に、この抵抗とその敗北意味を改めて考え直す必要がある（この問題を第四章で改めて検証する）。

²⁴⁶1868/02/16 New York Herald,

²⁴⁷表 1 を参照。

<p>て、総理衙門に送るかについて、志大臣、孫大臣が、蒲大臣と斟酌させにし、処理する。そうすると、事態は周到であり、両方には窒礙がないである。</p>	<p>精を出し、適切に責任を果たす。そうすると、使節団に全ての必要とするものは備えられ、いづれにとっても、妨げがない。</p>
---	---

その中国語原本とその英語版を比較すると、原本に、蒲安臣と相談し、また、案件の是非を問い、衙門に連絡するのは、行文には主語は明言されていないが、文脈から考えると、中国大使であると推測できる。無論、蒲安臣は相談役として、その能力を十分発揮することが期待されたが、使節団の最終決定権は、中国人使節が握ると、衙門は考えている。だが、英語版では、叙述の主語は、やや蒲安臣に移っていると思われる。さらに、蒲安臣権限の問題を複雑にしたのは、使節団に国書を与えたことである。

12月24日恭親王は、再び上奏をして、国書の準備と外国元首に会見する時の礼儀を説明した²⁴⁸。

「自古中外相交、遣使往来通問、載在史冊。使臣必有国書以達彼此之情、亦屬一定儀制」と、中国の歴史を考えると、大使派遣に国書を持たせるのは礼儀にあう。諸外国は使臣を派遣するさい、国書の有無は信用に関わることである。古今中外の礼儀によると、「設令此典缺如、誠恐各國以禮意未通。於辦理交涉事宜必多不便」である。つまり、外国との交渉において、不便なところを予測し、使節団に、国書を準備していた。たが、礼に対する中外の捉え方には相違があるため、今まで、イギリスなどの国の使節は、中国に赴任する際、その国書は、衙門か、地方の総督、巡撫によって転送されたのを参考にした。今後、外国使節国書呈示のやり方は今回の例に従うと言っている。²⁴⁹以上の方針は上諭によって許可された。これに基づき、衙門は、蒲安臣に二通の「咨會」を用意した。だが、この二

²⁴⁸『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十四、29-31頁。

²⁴⁹詳しくは、次章で説明する。

通は衙門によって直接的に蒲安臣に説明することはなく、後に出発した中国使臣によって、説明された。

使節団の訪問ルートは、少なくとも、中国使節は北京から出発の1月5日（同治六年十二月十一日）には、決められたと考えられる。志剛の『出使泰西記』の記載によると、1868年1月4日に、志剛、孫家穀は西太后に会見された。西太后のルートの質問に対し、「陸路より上海へ目指し、そこから火輪船（蒸気船）にのり、日本を經由し、大東洋（太平洋）を渡り、米利堅（アメリカ）につきます。その後、大西洋を横切って、英吉利に至り、さらに海を渡って、仏蘭西に着きます。そこから、北へ順番に、比里時（ベルギー）、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ロシアを周り、南のプロシアに戻り、さらに南にある仏蘭西を經由して、スペイン、イタリアへ往きます。そして、地中海から大南洋（インド洋）を経て、順番に、広東、福建、浙江の中国沿海を北上して、天津で上陸し、そこから北京に帰還いたします²⁵⁰」と、志剛は説明していた²⁵¹。

使節団の形成、人員構成、経費、上海から出発するまでの経緯は以上のように説明される。だが、蒲安臣の権限（中国語版と英語版の違い）、派遣の目的などの面には、使節団の海外（主にアメリカ）での活動に合わせて、さらなる検討の余地があると考ええる。

²⁵⁰志剛著、鐘叔河校注『初始泰西記』岳麓書院、1985,250頁;前掲坂本『月を曳く船方』,28-29頁の翻訳を参照。

²⁵¹使節団の出使期間は、一年に規定されたが、実際には、2年10カ月となった。

第四章 アメリカにおける蒲安臣使節団の活動

使節団の研究は、2000年前後から、再検討の時機を迎えた。2002年に刊行された関鋭武の『蒲安臣使節団研究』が出されるとともに、坂本英樹の『月を曳く船方——清末中国人の欧米回覧』も出版された。しかし、アメリカでの活動は史実に沿った記述とは言えない

本章では、アメリカにおける使節団の活動に注目する。つまり、中国使節が初めて体験していた「近代社会」であるアメリカは、中国使節たちに「刺激」を与えたことは論を待たない。他方、南北戦争が終わって間も無いアメリカ社会で、遥かなる中国からの使節団は、「刺激」をもたらしていたのも違いがないであろう。このように与え、与えられた「刺激」をいかに捉えるべきであるのか、あるいは、刺激し合うことは、今の我々に何を語っているのかなどの問題を念頭に、どちらから一方的に他方に影響を与えるだけでなく、お互いに刺激を与え、双方向的に行われた「文化のエンカウンター」(*Culture Encounter*) を考えるとする。近代という枠組みに限らず、アメリカ社会の人種差別、政治制度がいかに、中国使節の目に移っていたのかを考察することは、アメリカの新聞に報道された中国使節団の衣食住、行動様式を分析することと、同じ重要さをもつものであると考えられる。

この双方に行われた「刺激」を認め、分析することは、アメリカを訪問した最初の清朝使節団を理解するには重要だと思われる。本章においては、清朝側の遣使の目的から、実証的に、以下の四点において、使節団の在米活動を検証する。

第一に、使節団の訪問によって浮上してきた在米中国人問題。第二に、アメリカ各地（サンフランシスコ、ニューヨーク、ボストンなど）で行われた蒲安臣の演説。第三に、清朝政府がもっともと気

がかりした元首会見、国書の渡しの問題、第四に、「近代外交体制」と「中国固有体制」の齟齬を、
いかに巧みに回避していたのか、「中米天津条約追加条款」の経緯という。

表 14:使節団の行程

年月日 (1868年)	出来事
2月25日	上海出発 ²⁵²
3月4日	日本・兵庫到着 ²⁵³
4月1日	米・サンフランシスコ到着 ²⁵⁴
4月28日	カリフォルニア州知事の晩餐会 ²⁵⁵
4月30日	カリフォルニア出発 ²⁵⁶
5月22日	ニューヨーク到着 宿泊：ウェストミンスター・ホテル (Westminster Hotel) ²⁵⁷
6月1日	ワシントン到着 ²⁵⁸ 宿泊: メトロポリタンホテル (Metropolitan Hotel)
6月2日	米國務長官ウィリアム・スワードに面会 ²⁵⁹
6月4日	ニューヨークからの記者が訪問 ²⁶⁰
6月5日	ホワイトハウスで大統領アンドリュー・ジョンソンに会見 ²⁶¹
6月16日	アメリカ議会訪問 ²⁶²
6月22日	蒲、孫、志などの一行ニューヨークに戻る ²⁶³
6月23日	ニューヨークの晩餐会に出席 ²⁶⁴
7月1日	ワシントンに戻る ²⁶⁵

²⁵²1868/02/17 Lowell Daily Citizen and News.

²⁵³張德彝撰、鐘叔河校注『欧米環游記』岳麓書院、1985、628頁。

²⁵⁴1868/04/01 Daily Alta California.

²⁵⁵1868/04/29 ibid.

²⁵⁶1868/04/30 ibid.

²⁵⁷1868/05/23 New York Herald.

²⁵⁸1868/06/02 ibid.

²⁵⁹1868/06/03 ibid.

²⁶⁰前掲張德彝『欧米環游記』、665頁。

²⁶¹1868/06/06 New York Herald.

²⁶²1868/06/17 New York Herald.

²⁶³1868/06/23 New York Herald.

²⁶⁴1868/06/24 New York Herald.

²⁶⁵前掲張德彝『欧米環游記』、668頁。

7月4日	条約（下書き）完成 ²⁶⁶
7月9日	大統領アンドリュー・ジョンソンは条約にサイン ²⁶⁷
7月13日	国務長官は条約を国会に渡し、審議を求め ²⁶⁸
7月13-14日	蒲安臣はニューヨークに戻り、ヨーロッパへのフェリを連絡する ²⁶⁹
7月14日	蒲安臣はボストン到着 ²⁷⁰
7月18日	使節団はワシントンで記者宴会を開く ²⁷¹
7月25日	条約批准 ²⁷²
7月25日	使節団は上・下院委員、政府、軍隊要人を招待する宴会を開く ²⁷³
7月29日	昼ごろ使節団一行はワシントンから出発、同日にニューヨークに到着 ²⁷⁴
8月3日	ニューヨークから出発オルバニー（Albany）に到着 ²⁷⁵
8月4日	オーバーン（Auburn）にあるウィリアム・スワードの別荘に宿泊 ²⁷⁶
8月12日	ナイアガラの滝に中国人大使観光、歓迎晩宴に出席 ²⁷⁷
8月12日	蒲安臣は帰省。ほかのメンバーはナイアガラで活動 ²⁷⁸
8月19日	ボストンのウスター（Worcester）到着 ²⁷⁹
8月20日	ボストンに宿泊 ²⁸⁰
8月21日	ボストン晩宴 ²⁸¹
8月24日	ケンブリッジ・ハーバード大学訪問 ²⁸²
8月25日	ローレンス（Lawrence）を訪問 ²⁸³

²⁶⁶1868/07/16 New York Herald.

²⁶⁷ibid.

²⁶⁸ibid.

²⁶⁹1868/07/15 New York Herald.

²⁷⁰1868/07/17 New York Herald.

²⁷¹1868/07/19 New York Herald.

²⁷²1868/07/25 New York Herald.

²⁷³1868/07/26 New York Herald.

²⁷⁴1868/07/30 New York Herald.

²⁷⁵1868/08/04 New York Tribune.

²⁷⁶1868/08/06 New York Herald.

²⁷⁷1868/08/17 New York Herald.

²⁷⁸ibid.

²⁷⁹1868/08/20 Boston Journal.

²⁸⁰1868/08/21 New York Herald.

²⁸¹1868/08/22 Boston Journal.

²⁸²1868/08/25 Boston Journal.

8月29日	チェルシー (Chelsea) を訪問 ²⁸⁴
9月1日	ウォルサム (Waltham) を訪問 ²⁸⁵
9月2日	蒲安臣以外の使節はニューヨークに戻る ²⁸⁶
9月4日	蒲安臣はニューヨークに到着 ²⁸⁷
9月9日	使節団は欧州に出航 ²⁸⁸

²⁸³1868/08/26 Lowell Daily Citizen and News.

²⁸⁴1868/08/30 New York Herald.

²⁸⁵1868/09/02 Boston Journal.

²⁸⁶1868/09/03 New York Herald.

²⁸⁷1868/09/05 New York Tribune.

²⁸⁸1868/09/09 New York Herald.

第1節 サンフランシスコ

1868年3月31日（同治七年三月初九日）に使節団一行は、午後4時に、サンフランシスコに到着し、オクシデンタル・ホテル(Occidental Hotel)に泊まることにしていた²⁸⁹。4月30日まで、カリフォルニアに滞在した。

中国人使節志剛は、『出使泰西記』には、日記風に、カリフォルニアのサンフランシスコは、西海岸の港町であると、サンフランシスコを淡々と紹介をしていた²⁹⁰。その地理について、随行通訳である張德彝は、『欧米環游記』においては、朝は暖かく、夜は涼しい。冬は苦くない、夏は暑くない。風は強いく、砂が目に入ることもたまにはある。土地が肥えて、農作物がよくできるが²⁹¹、金鉱が発見され、数多くの金探求者が集まってきたと説明する。

サンフランシスコについたから、演劇鑑賞²⁹²、造船廠、砲台の見学²⁹³をしたほか、使節団は、米国の中国人移民に関心を寄せていた。

(1) 在米中国人問題の浮上

サンフランシスコの中華街について、張德彝²⁹⁴は、「刻下土人二十六万，華人八万九千，…所有閭巷市尘，庙宇会馆，酒肆戏園，皆系华人布置，井井有条。其大街土人称为“唐人城”，远望之讶为羊

²⁸⁹1868/04/01 Daily Alta California.

²⁹⁰前掲志剛『初始泰西记』、258頁。

²⁹¹前掲張德彝『欧米環游記』、637-638頁。

²⁹²1868/04/11 Daily Alta California.

²⁹³1868/04/08 Daily Alta California.

²⁹⁴中国使節と現地中国人交際の逸話は張德彝によって記録された。詳しくは、『欧米環游記』、641頁、644頁を参照。

城也²⁹⁵」と、町の人口は26万、その中に、中国人は8万9千がある。中華街を遠いところから眺めると、「羊城」（広州）に見える」と説明した。志剛も、兄に書き送った手紙には、「金山为各国贸易総匯之区，中国广东人来此贸易者，不下数万。行店房宇，悉租自洋人。因為外国人呼之为“唐人街”。建立会馆六处。司事六人，皆来拜謁，甚属恭敬²⁹⁶」と、サンフランシスコは貿易の町であり、広東からの人の数は、数万人を超える。彼らは現地人から、部屋を借り、店を開いたところは「唐人街」（中華街）と呼ばれる。現地の華人組織である六つの会館の責任者が来訪し、甚だしく恭敬であると説明している。

4月22日（同治七年四月初一日）に、会館の招待に応じて、中国使節である志剛、孫家毅、随行通訳張徳夷も含む一行は、馬車に乗り、崗州會館に訪問し、会館の責任者に面会をしていた²⁹⁷。

現地中国人の代表らはアメリカで不公平な待遇にあつてことを、中国使節に申告していた。その中に、「...惟金山挖矿之人，現約六，七万，每受洋人欺侮。而该处所收丁稅，每名二元，各国俱免，惟华人不免」。また、「如有争端，华与洋訟，如无洋人作证，即不为华人仲理」との二点があげられた、すなわち、第一に、外国人炭鉱労働者税（1852）²⁹⁸、第二にカリフォルニア州最高裁判所は華人には法廷で証言する資格がないと判定したこと（1854）²⁹⁹であった。

²⁹⁵同上、637頁。

²⁹⁶前掲志剛『初始泰西記』、264頁。

²⁹⁷当日の様子について、前掲坂本『月を曳く船方』、62-65頁を参照。

²⁹⁸“1852—California Legislature—“The Foreign Miner’s Tax.” This tax required a monthly payment of \$3 for every foreign miner who did not “desire” to become a U.S. citizen. The Chinese, as a group, were considered ineligible, for even if they desired to become citizens, the Federal Naturalization Law of 1790 reserved citizenship for “white” persons only. The Foreign Miner’s Tax remained in force until 1870 when it was voided by the federal Civil Rights Act. By that time, California had collected \$5 million from the Chinese.”—“Acts and Court Rulings Pertaining to Asian Immigrants”Harvard. (<http://pluralism.org/document/acts-and-court-rulings-pertaining-to-asian-immigrants/> 2017年6月4日最終閲覧).

²⁹⁹“1854—California Supreme Court—People vs. Hall. This case originated in 1853 when George Hall was tried for murder and sentenced to be hanged on the testimony of one Caucasian and three Chinese witnesses. The defendant appealed the verdict on the basis of an existing statute that forbade “blacks, mulatto persons, or Indians” from testifying against white

1860年に入るところから、1865年に太平天国との内戦の平定による中国国内情勢の回復に伴い、海外華人の問題も清朝政府の視野に入ってきた。苦力貿易を中止させ、海外華人の状況への関心、在米中国人の問題、かれらにかけられた不条理な負担を取り除くことは、のちの使節団在米活動の主軸の一つとなっていった³⁰⁰。志剛は、この問題に対して、直ちに、地方官に要請を出すべからず、まず、正式的に外交の手続きを終わらせたから、蒲安臣とアメリカ国務長官と商議すべし（「此皆显然不公之事。便中申诉，欲求办理。因告以现在未递国书，未便遂向地方官办事。应待使事既成，再由蒲大臣与其本国执政徐商辦法，方和于理³⁰¹」）と、問題解決に向け、老練な駆け引きを表した。

(2) サンフランシスコ晩餐会における蒲安臣と志剛の講演

先述したように、中国人移民の問題を念頭に置きながら、使節団は、「外交儀式」に従い、ワシントンで正式的に国書を渡すまで、公的場での言動に慎んだ。

1868年4月29日に、使節団は、カリフォルニア州知事ヘンリー・ヘイト（Henry Haight）が主催した盛大な晩餐会に出席していた。今回のカリフォルニア州が主催した晩餐会³⁰²に、使節団の主要なメンバーが出席し、正式的に、使節団活動の開始を宣言することとなっていたと思われる。清国国旗がアメリ

persons. The Court upheld the appeal, determining that Chinese persons were considered “non-white” and could not be permitted to testify against whites”—ibid.

³⁰⁰1868年4月8日のデーリー・アルタ・カリフォルニアは、使節団自体が「オリエンタル貴族政治国家に迎合」（“...pandering to an oriental aristocracy...”）であるという中国人労働者反対組織（“*The Anti-Collieries of the Ninth Ward*”）の意見を掲載した。

³⁰¹前掲志剛『初始泰西記』、265頁。

³⁰²1868/04/29 Daily Alta California.

カで掲げられ、蒲安臣はスピーチをした後、志剛は、母国政府を代表し、近代中国外交史上初めて海外で挨拶を行ったこと、海外中国人に彼らを保護する清朝政府の方針を伝えるなどの事項から考えると、今回の晩餐会に出席することが持つ歴史的意味は大きいものであったと考えられる。

図1:サンフランシスコ晩餐会の招待状と献立³⁰³



³⁰³ibid.

デーリー・アルタ・カリフォルニア記事の記録によると、1868年4月29日の夜9時に、参加者はリックハウス（Lick House）のダイニングホールへの入場が始まっていた。ホールの大理石の壁、円天井が、石柱に支えられている。全長87フィート、幅64フィート、高さは32フィートという大きな会場の上には、中米両国の国旗³⁰⁴が掲げられていた。メインテーブルは会場の東端に置かれているようである。他の四つのサブテーブルがメインテーブルにつき、東から西へ、順次に設置されている。カリフォルニア州知事ヘイトは真ん中に座り、彼の右側には、蒲安臣、志剛、ブラウン、孫家毅、チャンプス、サンフランシスコの市長、ペール、メキシコなどの国のサンフランシスコ駐在の領事が順次座っていた。ヘイトの左側に座っていたのは、商業関係の官員、商人の代表である。合衆国政府、陸軍、海軍の代表、州知事が順次に挨拶を済ませた後、5番目に、蒲安臣は演説をした。

蒲安臣は、まず、“*I feel a weight of responsibility such as never before rested upon me. I stand between two civilizations for the first time, by their representatives, face to face*”と、今までないような重任を背負わせ、史上初めて、二つ文明の間に立っていると、自分、使節団が背負っている使命、歴史的意味を強調した。だが、彼も、先述した志剛の言うように、正式的に、ワシントンで、外交のプロセスに従い、その任命を果すまで、その言動は自ら、控えめにせねばならないと言う。

続いて、彼は、使節団の形成、また彼に中国大使の任命を承らせた理由について、中国外交方針の転換、またこれによる中国と諸外国関係面の変化、さらに、この変化を促したより普遍的な文明観下での共通利益（*board interest of civilization*）の要請に帰することができる。つまり、この使節団は一国の政治闘争³⁰⁵を超える重要な歴史的意味を持つことを強調することで、使節団の活動がアメリカの党閥

³⁰⁴清国の国旗は、初めて外国で掲げられていた。清国の国旗作り出しと蒲安臣の関係について、別稿を用意する。

³⁰⁵詳しくは前掲 John, Schrecker, *For the Equality of Men—For the Equality of Nations*: Anson Burlingame and China's

紛争に巻き込まれないよう、円滑に行わせていきたいと言う彼の意図が読み取れる。他方、第三章で論じられていたように、彼は、1860年に入ってから、特に北京条約締結後、公使の北京駐在が実現し、言い換えれば、中央政府との直接連絡ができたことは、中国の対外関係、諸外国の対中政策、特に中国の国内情勢に変化をもたらした³⁰⁶ことを議論し、「協力政策」を取り上げ、その延長線に位置付けられる今回の使節団派遣を、外交面における清朝政府の変化、すなわち、「条約体制」の下³⁰⁷で「西洋」との関係改善を求めているようになったことの象徴として捉えている。

だが、第三章で既に説明したように、条約に規定された利権を守り、これ以上、中国の司法、領土主権を侵すことを禁じ、中国国内の紛争に、本国利益が脅かされないかぎり、参与しないなどと宣言した蒲安臣が提案した「協力政策」の形成と実施には、実に、清朝政府を代表とする総理衙門は、第一に、清朝なりの捉え方で条約を理解し、それに従い、西洋諸国の活動を規制する（領事に正式官員、中国語能力を要求する）こと。第二に、中国における西洋諸国の紛争を調整する（貿易港で外国商人の土地紛争を調整する）こと。第三に、「協力政策」の思想基礎を整えることと言う三点において、重要な役割を果たしていたと思われる。

このような中国歴史の文脈に十分注意を払わないとなると、アメリカ研究者であるアンデルソンがいうように、蒲安臣は、中国に対し、西洋の文化的、現実的な優位を認めたという結論に安易に至ると思われる³⁰⁸。だが、シュレッカーの研究によると、西洋文明と中国文明の融合が、蒲安臣演説の特

First Embassy to the United States, 1868 を参照。

³⁰⁶蒲安臣は中国の遂げた進歩は、以下の①貿易の繁栄。②蒸気船、兵器廠の導引。③沿岸燈台の建設。④外国人を官僚体制に取り入れること。⑤国旗の採用。⑥『万国公法』の翻訳と刊行。⑦キリスト教の流行。⑧北京同文館の外国語人材の育成と述べた。

³⁰⁷清朝政府、西洋諸国、「条約体制」に対し、同じ理解を抱えていないが、「条約」に従うという点に限り、合意ができたと思われる。

³⁰⁸David, L. Anderson, *Imperialism and Idealism American Diplomats in China, 1861-1898*, Indiana University Press, 1986, p. 61.

徴の一つとして取り上げられた³⁰⁹。しかし、蒲安臣が、この認識に至るまでの道のりが、今までの研究では欠落されていると指摘でき、数少ない関連研究も、清朝政府が彼に与えた影響の検討にも至らないようである。だが、清朝政府からの影響を、第三章で検証したように、1865年2月24日、蒲安臣は、一時帰国する前に、総理衙門の中国人官吏恆祺との会談において、恆祺が彼に説明した文明観、また、1867年10月に、蒲安臣は中国大使に任命され、中国から離れる直前に、徐に書き送った手紙から、窺うことができる。

このような思想的背景を念頭に置きながら、改めて蒲安臣の講演内容を読み直すとすると、西洋文明と中国文明を取捨選択するよりは、蒲安臣はより広い意味での文明の融合、あるいは異なる文明の接触によって、普遍的文明を生み出すことを期待しているようであると、筆者は考える。このような彼の考え方を形成させたのは、清朝政府からの影響も無視しがたい。先述したように、19世紀半ばになり、中国の知識人（魏源ら）は、方法論として、莊存與、劉逢祿、龔自珍らの經学伝統を受け継ぎ、人種、種族の問題に対しては、ある程度の柔軟性を持ちながら、中国内部だけではなく、グローバル・スケールで、帝国の正当性を考え始めていた。この新たな内外の情勢は、彼らを伝統の儒学に基づき、より「普遍的な文明観」を提示することに迫られた。同時に、以上のような彼らの思想的作業は、中国に滞在した蒲安臣にも影響を与えたと推測できる。

蒲安臣は、カリフォルニア州知事の演説において、“...while opinions differ upon the question of immigration and other subjects, there is and can be no difference of opinion upon the desirableness of unrestricted commercial intercourse with China...”と、中国との経済関係を優先順位にする意見に対し、“I believe this

³⁰⁹“...Burlingame stressed that the cultural values of China and the West were universal and compatible”
-John, Schrecker, *For the Equality of Men-For the Equality of Nations*: Anson Burlingame and China's First Embassy to the United States, 1868, pp.21.

occasion reflects more truly that enlarged spirit which is not alone devoted to trade, but also to civilization and progress—that great and liberal spirit which would not be content with exchanging goods with China, but would also exchange thoughts with her”、つまり、貿易にとどまらず、文明、思想の交流も視野に入れるべきである
と言い返し、具体的には、中国人の真面目さ (*sobriety*)、勤勉 (*industry*)、文明の古さ、安定性、それを支える科挙制度、および学問、学者を尊重する伝統などの面から、中国文明をより深く理解する必要性を来賓に訴えた。この思想面だけではなく、羅針盤、火薬、紙、印刷などの物質文明の成果にも賞賛し、最後に、中国におけるマテオ・リッチなどのような宣教師の活動から、中国文明には抱いたキリスト文明への適性を提示し、今後の文明の融合を期待している。彼の演説の全文は、新聞紙に掲載され、より広い範囲で、人に知られていたと思われる。

最後には、改めて、この使節団の独創性を強調し、またカリフォルニアで盛大な接待を受けたことに感謝の意を伝えた。蒲安臣のスピーチが終わり、次に中国人使節志剛が演説した。これは、中国外交官が、外国で、初めての講演である。使節団が背負う使命、歴史的意義を説明したばかりか、中国語で、在米中国人に、慰問や期待を伝えたのであった。

彼は、まず、*“Honorable Governor: I do not rise with the intention of adding anything to what Mr. Burlingame has said in reply to the toast of this mission, of which he is the responsible chief I would only beg to express for myself, my colleague Sun Tajen, and the attaches of the mission, our sincere thanks, not only for the cordial reception we have received from you this evening, but also for the more than kind attentions that have been paid us since our arrival in San Francisco. We cannot but look upon our passing sojourn in California as a most auspicious and cheering commencement of our diplomatic tour”*と、サンフランシスコに到着以来、この使節団は大変厚く招待をもらったことに対し、感謝の気持ちを伝えた。その後、この使節団の歴史的意義、および、蒲安臣への

信任を説明していた。*“In the case of a pioneer mission such as this is, it is plain that success or failure must depend in a great degree on the character of the persons to whose charge it is entrusted. and the Government of China is fully sensible of the rare adventure”*と、本使節団のような先駆者にとっては、その功績は、大いに責任者の品格によって左右されているのは明白なのである。

志は、聴衆の中国人に向かって、清朝政府は、今回の大使派遣が非常に重要に思っていることを伝えた。*“It has had in being able to place at the head of this, its first mission to Foreign Powers, a diplomatist of Mr. Burlingame's position and ability. With him to lead us we need fear no failure. and my country will have cause to congratulate herself, if this, her first step towards closer intercourse with other nations, be as prolific of good results for her, as your efforts and labors in California have been in attaining to such a pitch of prosperity in the short period of eighteen year”*と、我が国の初めての遣外使節団のリーダーにがついていたのは彼の地位と能力が適任である。彼のリーダーシップの下で、我々は失敗を恐れずにやっている。中国と他国とのより緊密な交流を行うための最初の一步は、カリフォルニアにおける18年間に及ぶ諸君の苦勞が実ったことと同じように、賞賛されるべきものである。

以上蒲安臣との講演の要旨である。その後、さらに、三人演説が行われたようであるが、晩餐会は、バンド生演奏で終わった。この宴会の盛況ぶりは、カリフォルニア州だけではなく、アメリカ全土のマ新聞によって、報道された。

留意すべきなのは、まず、蒲安臣は、在米活動の中でニューヨーク、ボストンなどで行った演説の内容を調整していた。しかし、彼は、総理衙門が考えた大使派遣の主な目的を実現させようという姿勢を堅持していた。また、目的を実現させるため、彼が中国文明と（特にキリスト教が代表とする）西洋文明との融合性、二つの文明は互いに見習い、理解を深める必要性がると繰り返しに強調してい

たという点に、総理衙門からの影響もうかがわれる。「西洋的近代化」を絶対のモデルにして、蒲安臣使節団の派遣は中国の自立な「近代化」、「西洋化」を妨げることを、使節団は失敗したとか、蒲安臣は、総理衙門から与えられた権限を超えるかどうかにかかわって、蒲安臣個人の言動を、使節団全体の評価基準に結びつけて、それに是非を加えるという先行研究においては、中国側の視点が欠落されており、より客観的な考察を妨げていると思われる。

宴会翌日の 1867 年 4 月 30 日に、使節団はサンフランシスコを離れ、ニューヨークへ向かった³¹⁰

³¹⁰“By the Colorado, the pioneer of the Oriental line of steamships, to-day, leaves us the Chinese Embassy, now fairly embarked on a long and delicate mission”-1868/04/30 Daily Alta California.

第2節 ニューヨークとワシントン

1. ニューヨーク到着

1868年5月22日に、ニューヨークに入港した。ニューヨーク港の責任者、蒲安臣の岳父などの少人数によって構成された歓迎団は、使節団を迎えた。19ストリート(19 street)にあるイースト川(East river)の港に上陸した使節団は、馬車に乗り、午後1時に、ウェストミンスターホテルに到着していた³¹¹。当日、蒲安臣は国務大臣ウィリアム・スワードに連絡し、使節団は、アメリカ国内の党閥闘争を超え、より普遍的人類文明の利益に関わっていると改めて強調した³¹²。

張德彝のニューヨークの第一印象、「...居民一百五十万。街道楼房净丽如巴里。人烟凑集，铺户稠密似伦敦。閭巷千百，按数而名者，有自头条胡同至二百二十九条胡同」と、人口は150万、街の綺麗さはパリのものであり、人や店の稠密はロンドンのものである。道路は数字で名付けられ、229があるようである³¹³のに対し、アメリカの新聞紙（Philadelphia Inquirer、New York Herald、The Sunなど）は、初めてのニューヨーク来航した中国使節団の様子、詳細に読者に紹介した。例えば、ニューヨーク・ヘラルド（New York Herald）紙は以下のように報じている³¹⁴。

³¹¹1868/05/23 New York Herald.

³¹²“*In course of an interview yesterday afternoon, Mr. Burlingame explained that it was his wish that all politically partisan ovation should be avoided in any reception that might be tendered him, appearing here as he did as the representative accredited of another nationality*”-1868/05/23 New York Herald.

³¹³前掲張德彝『欧米環游記』、651-652頁。

³¹⁴1868/05/23 New York Herald（以下の引用も含め）

志剛と孫家毅は、二品の総理衙門の章京である。二人とも、官位相応の頂戴花翎を載せている³¹⁵。

二人とも、四十歳を超え、髭を蓄えて...比較的の小柄であるが、非常に小意気、謹厚な人であり、好意を示す観衆にも迅速にお辞儀をする。孫大臣は眼鏡をかけている。その眼鏡の奥には、かなりの知恵と重々しく威厳のあるユーモアが混在した目つきである³¹⁶。志大臣は古代ミレトス人の顔立ちをすするが、豊かなひげが生えているようである³¹⁷。その次に、6名の通事（英語、フランス語、ロシア語2名ずつ）は北京にある同文館で外国語の教育を受け、皆は若く、洗練され、インテリな格好をしていると説明された³¹⁸。彼らの服装（*traveling costume*）も紹介されていた。志、孫両大臣は、足元まで届いた茶色織物のガウンを着用し、後ろにはスモックやジャケットのようなものが、腰骨以下に伸びていた。小さい丸い帽子をかぶり、ベルベットの靴、靴底は白い素材で作られている。彼らの服の色は豊

³¹⁵“*Chinese dignitaries- Chih-Tajin and Sun-Tajin. (they) are mandarins of the second rank, and were Secretaries of State attached to the Board of Foreign Affairs in China. They are, therefore, well for that reason selected for the present mission... They are called Mandarins of the Peacock's Feather, being entitled to wear a peacock's feather in their head-dress.*”-ibid.

³¹⁶“*Sun-Tajin was ornamented with a pair of spectacles... behind which twinkled a pair of very small Mongolian eyes, with a great deal of certain sort of intelligence in them, mingled with a certain grave humorousness*”-ibid.

³¹⁷ “...with an exceedingly Milesian cast of features and of heavier and more burly mould...”-ibid.

³¹⁸“*Next come six interpreters, two speaking English, two French, and two Russian. These are all Chinamen, and have received their education in the Foreign College of Peking, at which various foreign languages are taught. Those-the interpreters whom our reporter saw-are young men of very refined and intelligent appearance. The English-speaking interpreters are named Fung-laoyeh and Teh-laoyeh, the Russian, Tan-laoyeh and Hewi-laoyeh, and French, Lieu-laoyeh and Ting-laoyeh.*”-ibid.

でバリエーションに富んでいる。使用人らは、ジャケットより長く、ガウンより短い衣服を着る³¹⁹。

また、使節団全ての中国人の髪は、足先の地面まで伸びていた。これを持って、ニューヨーク・ヘラルドは、彼らは貴族に違いないと判断していた。ニューヨーク・ヘラルドが報道したニューヨークに到着使節団の初日の様子は以上のようなものである。

また、“*The Chinese Embassy to the United States and its Importance*”という記事の新聞（その名前は判明できない）は、万延元年（1860年）、日本からの遣米使節団と比較し、今回の使節団は、この地球でもっとも古い、傲慢、人口稠密な帝国が、歴史上には、初めて、自主的に、他の国とのより親密な関係を求めに訪問してきたことが持つ歴史的意味はより大きい。さらに、中国出身ではない、「西洋文明」(*the civilization of the Western hemisphere*)を代表する蒲安臣を使節団の首脳陣に入れたこと自体は非常に意味深いことである。むしろ、このこと自体は、「西洋文明」と「中国文明」の融合性を提示すると推測ができると、読者に提示する。最後には、昔のギリシア、ローマ文明より古く、発達した中国文明を賞賛していた³²⁰。

³¹⁹“*Chih-Tajin, and Sun-Tajin had on gowns of a brown stuff, reaching to their ankles; a sort of jackets or smocks, coming below their hips; skullcaps, linen trousers, and shoes of velvet cloth, with very thick soles of a white material. The servants, however, wearing a garment longer than the jacket and shorter than the gown, and answering for both*”-ibid.

³²⁰“*It was thought the arrival of the Japanese Embassy a few years ago was an extraordinary event, and so it was; but what was that compared with this of the Chinese? That, it is ture, was a mission from a proud and exclusive empire, numbering forty or fifty millions of people, but this is from the oldest, proudest and most populous empire on the globe, which for the first time in history voluntarily seeks closer and more intimate relations with the rest of the world ...And, more surprising still, this is sought through the medium chiefly of an ambassador not a native of the country, and who represents in himself the civilization of the Western hemisphere...The Chinese have a peculiar civilization of their own, great people when the nations of Europe were barbarians. Their civilization, power and national unity date back thousands of years before the Christian era.*

さらに、ボルチモアの新聞サン(The Sun)は、中国使節は髪型と身柄は日本人と似ているにもかかわらず、帯刀しないこと、また下駄を履かないため、下駄音がしないこと (*happily absent*) においては、日本人と非常に (*contrast very favorably*) 違っている³²¹と報じたが、特に使節団内の和やかさ、自由さ、家族のような雰囲気が、雇用主と雇用者の関係と、明瞭に違っていること³²²に注目した。

アメリカのマスコミの関心は、公開の場の活動に止まらず、使節の私生活にも寄せられていた。5月25日に、ウェストミンスターホテルで、使節団の夕食の様子を記述していた³²³。

孫と志大臣は、テーブル両端の席に据えている。両大臣の左右に随行の書記官や医者などの使用人が座っている。彼らのマナー、また、席順は「文明的」(*a very civilized position*)である³²⁴。志大臣は先に席に着いたが、そして、“Fung”、“Teh”(同文館学生、見習い通訳)³²⁵もついてきた。彼らは、白いウエストコートと燕尾服を着用している使用人がせっせと出した料理を、興味津々で、観察していると

China was a great empire before that of Rome, Greece, Babylon or Assyria, and perhaps before the early Egyptian dynasties.”

³²¹“*As a body these Chinese contrast very favorably with the specimens of their neighbors, the Japanese. Their heads are shaved alike, the general garb is the same, but the Chinese wear no swords; and the excruciating clatter made by the Japanese in walking is also happily absent.*”-1868/05/25.The Sun.

³²²“*Both mandarins and inferiors intermingle and converse with great freedom and familiarity. There is less of hauteur and reserve between them than is discernible in the relations of our employer and employed*”-1868 /05/25 The Sun .

³²³1868/ 05/26.New York Herald (以下も含め)

³²⁴“*A small and retired dining room in the Westminster has been placed at the disposal of the embassy. At the head of the room, near the table, is the seat of honor, invariably occupied by the first mandarin or tojen chih, and the lower end or “foot” of the table is reserved for his associate Sun. Between these on the right and on the left in chairs, in a very civilized position, were seated their attaches and writers and medicine man, whose importance, doubtless, is greatly enhanced in the eyes of his countrymen by the large pair of spectacles he wears on his nose and in close proximity to his eyes*”-ibid.

³²⁵おそらく、“Teh”は同文館学生張德彝のこと、“Fung”は鳳儀のことをさすと推測するが、誤解を招かないため、今後、英語表記のままにする。

ころ、孫大臣と使節団の他のメンバーがホールに入り、テーブルに近づいてくる。これを察し、先に席に着いた志大臣、“Fung”、“Teh”は、立ち上がり、テーブルの縁に手をつけ、孫大臣たちに、深い辞儀をしたが、相手に同じように辞儀を返していた³²⁶。

中国使節たちは、非常に上品な食べ方をし、お箸を使うのは無論、フォークもかなり使いこなしていたようであることを、読者に紹介している³²⁷。中国人がお茶を飲む時、ミルクと砂糖を入れずに、沸かしたお湯とお茶の元の味を味わうと、一般的に論じられてきた飲茶の習慣と違い、志大臣、孫大臣だけでなく、中国使節たちは、ミルクと砂糖が入手できる限り、それらとお茶と一緒に楽しむようである。さらに、ニューヨーク・ヘラルドは中国使節がスープを飲むことをピックアップしていた。「「夷狄」と(文明化した)教養を持つ中国使節には違いがある。彼たちは、流行に気を使わない

³²⁶“Chih had taken his seat, with Fung and Teh on his right and left; and without touching was closely inquiring into the character of the viands the four European servitors attired in white waistcoat and swallow-tailed coat were industriously piling on the table. At this juncture Sun and other of the embassy entered and approached the table, whereupon his Excellency Chih arose, as also did his attaches, and together over the table, their hands resting on its edge, they made a most profound bow to the new comers; and these, in return, responded with a gravity of manner that would have won the heart of a Chesterheld, a D’Orsay or Brummell had they been alive and present”-1868/ 05/26 New York Herald.

³²⁷“Our Chinese friends, it perhaps is well to remark, eat very much as people who boast a higher civilization. They certainly use their teeth, and when their food has been thoroughly swallow it without fear of indigestion or prospective dyspepsia. Chopsticks they (that is the Chinese of the embassy) certainly use, but limitedly. With these together, between the thumb and first and second fingers of right hand, they take up small pieces of pickles, and when rice was desire the bowl in which it was placed was raised to the chin, and, with sticks, a few grains were taken at a time to the mouth. The chopsticks of the Chinman are a substitute for our fork. When with Chih or Sun it was desirable the dinners could and employ the knife and fork and spoon with as much grace and aptitude as people to “manner born”. -ibid.

けれども、スープを食前に飲むのではなく、主食と一緒にとることは、実に健康的な習慣に一致している。消化しやすくため、胃に硬いものを入れる前に、みずみずしいものを先に食べるのは、彼らの保険医が素晴らしいのか、彼ら自身が健康衛生についてあまりにも熟知しているのかのどちらかに違いない」と評価している³²⁸。

中国使節のマナーに対して、「彼らは、背伸ばし、まっすぐに座っており、愉快地話し合いながら、ミンスマートとチキンを飲み込んでいる。使い方から判断すると、ナプキンは決して北京の朝廷で知らされないわけでもない」³²⁹と述べられていた。最後には、食事を済ました後、また丹念に立ち上げ、お互いの頭が接したぐらい、お辞儀をした後、それぞれに退場していたようであることも記録された

³³⁰。ウェストミンスターホテルの従僕ら 16 人は、中国使節らの清潔 (*cleanliness*)、礼儀正しさ

(*deportment*)、真面目さ (*sobriety*)、丁寧さ (*politeness*) を賞賛し、ニューヨーク・ヘラルドは中国使節のマナーは欧州人を超えると評価している。中国使節たちは、マナーから考察すると、非常に「文明的」な存在に違いがない。

³²⁸“*There is one little difference between our “outside barbarians” and the civilized people of the world. They pay so little attention to fashion that they actually, in compliance with the laws of health, close their principal meal with soup instead of opening with it. Their physicians are either too honest or their patients know too much of hygiene to be caught making dyspeptics of themselves by taking watery preparations into their stomachs preliminary to the introduction of solids*”. –*ibid.*

³²⁹“*The Chinese of the embassy sit straight at the meals, talk pleasantly to each other while swallowing their rice or white their masticators are making mincemeat of chickens... and use their napkins with an air which clearly demonstrates to the looker on that at the table these are not unknown to the habits of the court of Peking*”–*ibid.*

³³⁰“*When the gentlemen of the Orient had satisfied “ the inner man ” they very deliberately rose to their feet, bowed gravely to each other until their heads—all but one covered with skull caps—nearly touched and then went their several ways*” –*ibid.*

1868年5月27日、午後1時に、使節団一行は、馬車に乗り、ニューヨークを見学した。その中に、中国使節の関心はアスター図書館（Astor library）に惹かれたようである。志剛の記録の中には、「本地富人古博尔者，老而无子，乃竭产独立建造大书院。凡西国所应学者，区以别之，各有教师。又各有男女学习之所。藏书之室，融铁为架，依壁成城。可谓善用其富者也」、富豪ジョン・ヤコブ（John Astor）は、図書館建造に力を尽くしたことは、その「富」をよく使ったと記録した³³¹。また、ヘラルドは、“*The literary gentlemen of the party were well pleased on looking at the vast accumulations of books which were piled on the shelves in the alcoves of the north and south halls*”、興味津々に、蔵書を閲覧した使節たちの姿も、アメリカの記者に記録されたという。図書館の見学を終えて、ブロードウェイの主要な店を回ったちの、使節たちは、午後5時に、ホテルに戻った³³²。

1868年5月30日に、首都ワシントンに行く前に、ニューヨーク・ヘラルドは、使節が扇子を大量に購入し、また扇面に書道することが記録されていた。扇子の購入を担当した“Teh”は、ウィンクながら、この書道付きの扇子は、ワシントンに行くため用意したお土産であることを否認していたことがニューヨーク・ヘラルドの記者に報じられた。ワシントンの女性が、もし中国使節から扇子をもらったとしても、それが本当の中国製のものと誤解し、大喜びしないようにと、冗談半分で、注意した³³³。

³³¹前掲志剛『初始泰西记』、268頁。

³³²1868/05/28 New York Herald.

³³³1868/05/31, New York Herald.

扇子を持つ中国使節の姿が、アメリカのマスコミによって、のちに報道されていたことは、後述する。中国使節は、扇子を持つこと、またこれをプレゼントにすることを通して、好意的メッセージを伝え、独得な文明を持つ国のイメージ作りに力を入れたことが推測できる³³⁴。

その翌日、使節団は、ニューヨークに十日間滞在したあと、6月1日にワシントンに向かっていた³³⁵。

2.ワシントンの活動とニューヨークの晩餐会

6月1日の暮れにワシントンに到着したが、直ちにメトロポリタンホテルに入った。

6月2日の午後、蒲安臣、孫、志、ブラウン、チャンプスら一行は、総理衙門の指示の通りに動いた。

指示は、次のように「茲本王大臣奏請欽頒國書、交貴大臣恭齎前往美國、希即仿照從前美國使臣在中國由大臣代遞國書之禮辦理。惟現在有約諸國均各和好日敦、自應一體奏請欽頒國書由貴大臣恭齎前往每抵一國、亦可照在美國辦理之式、由貴大臣交其國大臣代遞、以歸一律³³⁶」述べていた。アメリカの公使が中国で、国書の渡し方³³⁷に倣い、使節団は、大統領の代わりに、外交担当の国務長官に、国書を渡すため、アメリカ合衆国国務省に着た。そこでは、蒲安臣の元上司である国務長官であるウィリアム・スワードが、彼らを待っていた³³⁸。

³³⁴ イギリス大使館の秘書であるウェイドは、中国語に訳された英語の詩が書かれた扇子が蒲安臣を通して、総理が門の董詢にあげた。これは衙門とウェイドの付き合いの始まりという逸話を、ボンストンの使節団の歓迎晩餐会で、蒲安臣はいう。おそらく、中国使節は、扇子を使うことで、相手との交流を開始することを考えていたと推測する。

³³⁵ 1868/06/02 New York Herald.

³³⁶ 『籌辦夷務始末 同治朝』卷五十四,31-32頁。

³³⁷ 先述したように、蒲安臣はアメリカ公使として、1862年8月25日に、総理衙門を訪問し、国書を恭親王に呈示したことを参照。

³³⁸ 1868/06/03 New York Herald.

外国人の使節はスーツを着用した以外、中国人使節は、赤、白、青、紫、黄褐、オレンジ色がかかった長着を身にまとい、長い弁髪、赤羽飾りの帽子をつけ、白底の靴を履いていた³³⁹。アメリカ大統領アンドリュー・ジョンソンへの国書（漢、英の一つずつ）、および使節団の名刺（赤色印紙であり、そこに彼らの名前が中国語で刻まれており、外国出身メンバーのは白い印紙である）が、ウィリアム・スワードに呈示した。その内容は、以下のようである。

「致美總統國書 同治六年十二月初六日 大清國皇帝問大美國大伯理璽天德好。朕寅承天命、中外一家、眷念友邦、永敦和好、特簡選賢能智士、前駐京合眾國使臣蒲安臣、熟悉中外情形、於辦理兩國交涉事宜、可期代達衷曲、並派二品銜志剛、孫家毅同赴大美國、俱膺特簡重任大臣、以為真心和好之據。朕知此三臣均忠勤醇謹、必能辦理妥協、務望推誠相信、得以永臻友睦、共享昇平、諒必深為歡悅也³⁴⁰」
という。

その後、ウィリアム・スワードに、蒲安臣は、志剛、孫家毅などの中国人使節を順次に紹介した。ヘラルドの記者は、英語見習い通訳である“Teh”の英語能力を、“*speaking the tongue of Shakespeare with remarkable clearness*”と、高く評価している³⁴¹。

そして、6月5日に、使節団と大統領の会見が行われた³⁴²。ニューヨーク・ヘラルドの報道によると、午後四時になり、四つの馬車がホワイトハウスの前廊に乗り入れた。国務長官であるウィリアム・ス

³³⁹“...red, white and blue, and purple, buff and orange were among the colors in the costumes, and what with long cues, long skirts, helmets with red feat hers and shoes with white soles, the tout ensemble of the company was delightfully bizarre and picturesque”-ibid.

³⁴⁰『中美関係史料 同治朝上』（番号:553）

³⁴¹使節団総評に関わる蒲安臣の権限を究明するため、中国側は、蒲安臣に与えた任命書の中国語版と英語版の違いをどのぐらい理解していたかを議論する必要がある。よって、中国側の英語能力も考察すべきである。詳しくは後述する。

³⁴²1868/06/06 New York Herald.

ワードの案内に従い、蒲安臣、左、右協理、中国大臣、同文館の学生 6 名、計 11 名は、ブルールーム(青の部屋³⁴³)に入った。蒲安臣と左、右協理は、無地の黒スーツを着用していた。中国人使節の二人は、豪華な模様、念入りに加工されたシルクの長着を身にまとい、宝石の付いたシルクの細引きに囲まれ、官位を表した飾り帯を身につけていた。独特な形の麦わら帽子、赤い縁飾り縫いは上からゆったりと流れるように垂れていた。そして、帽子の真上にあるガラス飾りは宝石に囲まれている。ゆったりしたズボン、いろいろな色に染められ、加工されたシルクとベルベットの靴はとめ金とダイヤモンドに飾られていた³⁴⁴。随行通訳らは、その官位に相応しい格好をしていたが、両大臣に似た盛装をしていた³⁴⁵。彼らは、賢明、かつ威厳のある紳士のように、直立の姿勢で歩いて、落ち着いた目で、大統領に敬礼する際、腰をかがめ、挨拶を行なった³⁴⁶。

蒲安臣は、使節団の説明文を読み上げた。その中に第四章で検討した蒲安臣の「権限」に関する総理衙門の説明文にはなかった “*exclusive control and responsibility of the business of the mission*” というが入

³⁴³主に各国からの国賓や外交官などの重要な来客を大統領が迎え入れるための部屋として使用されています。

³⁴⁴“*The two chief mandarins were attired in gorgeous figured and highly wrought silk gowns, girdled with silk and jeweled cording, and wear sashes of their rank and office, of peculiar richness and brilliancy. Upon their heads, they wore peculiarly shaped sundown straw hats, which were covered with a loose flowing deep red fringing. From the top of the center of these hats was suspended a glass ornament surrounded with jewels. Loose flowing pantaloons of rich colored silks and magnificently worked silk and velvet sandals, with diamond clasped buckle, completed the costume of the two chiefs*”- 1868/06/06 New York Herald.

³⁴⁵“...while the interpreters, who are all high officers of the eighth rank, were nearly similarly attired, the only difference being various marks of rank either about the style of dressing or the color of the clothing”-ibid.

³⁴⁶“...like a set of sensible and dignified gentlemen they walked erect and with steady eyes directly up to his Excellency and steady to him with the most perfect Oriental grace, while each one grasped and warmly shook his head as though he were a long-lost brother”-ibid.

っていた。彼の権限について後述するが³⁴⁷、この説明文は、国務長官ウィリアム・スワードに手渡された。また、スワードは、大統領に変わって、返礼をしたのち、国書を、大統領に渡していた。式が終わり、新聞社や市民代表の入室が許可された。

この記事は、のちに志剛と孫家毅が総理衙門に書き送った報告書と、内容が一致しているので、信憑性が高い³⁴⁸。総理衙門が最も感心した外国元首との会見に際する礼儀に関しては、使節団は衙門の指示³⁴⁹通りに行く。

6月9日、アメリカ合衆国下院を、6月16日に、アメリカ合衆国上院を訪問した使節団の衣服、様子は、新聞に報道されているが、先述したものとほぼ重なっているため、改めて展開することはしない。だが、アメリカの新聞は異国情緒に関心を覚えていたにもかかわらず、中国使節のは、並外れた清潔感を持ち (*preternaturally and painfully clean*)、知性的な表情しているように描かれ (*all look intelligent*)、彼らの行動の背後に整然とした文明が控えていたことを記した³⁵⁰。

他方、中国使節らも、アメリカ社会を観察、理解しようと努め、アメリカの建国や大統領制について学んだ。

³⁴⁷終章で論じる。

³⁴⁸志剛の報告書（『籌辦夷務始末 同治朝』巻六十九、16-17頁）、前掲志剛前掲志剛『初始泰西記』、259頁の記述「蒲使執所拟面陈之洋语述毕、华大臣即执伯理喜顿所拟之洋文向蒲使代述毕、即将国书递与伯理喜顿亲接展视、仍交华大臣捲起」は、“*Burlingame read his letter of introduction and handed it to Secretary Seward, after which the Secretary read the answer of the President. The letter of the Emperor of China, engrossed on yellow vellum and containing the great seal of the empire, was then unrolled and exhibited to the president*”とニューヨーク・ヘラルドの記事とほぼ一致する。

³⁴⁹詳しく記録は『籌辦夷務始末 同治朝』巻五四、29-32頁を参照。

³⁵⁰（日付は判明しにくいため、使節団日程から推測する）1868/06/17 *Cincinnati Gazette*.

第一に、アメリカのアメリカの建国について、張德彝は「合众国自乾隆四十年苦英苛政、叛而自立」と、イギリスの「苛政」に苦しめ、1775年に独立戦争を起こり、国家を作り始まったと説明していた。

第二に、選挙と議会制についても論じられた。まず、選挙は、「民主其国、公立統領一人为首、在位限以四年...統領四年任满、集众议之。领以其贤、则再留四年...凡国人年至冠时、皆有选举之权」全ての国の人は、成人になり、みんな選挙権を持つ、「其举法系众人书其所举之人、投诸匭内。毕则启匭、择其多者立之。或官或民、不拘资格」投票に行く人は、その選んだ人の名前を書き、それを箱に入れる。投票が終わり、箱を開け、より多くの投票にされた人に、大統領として立たせる。官民を問わず、資格にこだわらない。「其退位之統領、与庶民同」任期を終えた大統領は、庶民と一同になると、張は淡々と説明していた。また、議会制に対しては、志剛は「华都有议事之上下会堂。会堂者、取公论之地也、择年老谙练者主之」首都ワシントンでは、上、下議会がある。議会というものは、公論を行う。「美国三十三邦联为一大国。每遇大政、则各邦首领、皆有派在都议会之人。惟赋税处于民者、下堂议之。条约法令处于上者、上堂议之」アメリカは、三十三の州によって、一つの大国を成している。国全体の政治は、州知事や各州に選出された人に議論される。税金などの民生に関わることは、下院で審議され、法令など、上院で議論される。（この制度によって 筆者注）民情は（上に）届け、公道を存すと、彼は論じていた³⁵¹。さらに、張德彝は、この制度実施について、議会では、必ず上下の意見を同にし、あるいは、多数の意見に従い、その後、大統領に実行させるのを批准する。大統領

³⁵¹「其日值议事之期，会堂首领寇法司约往一观。堂前列坐绅耆数十人。中间有坛。坛上会首高座宣讲…民情达而公道存」-前掲志剛『初始泰西记』、270頁。

は相反の意見を持つならば、案件を上議会に差し戻し、再審議を求める。結果を変えない場合は、大統領も、それに従わざるを得ないと論じていた³⁵²。

第三に、南北戦争に関して、張徳彝は、その原因を奴隷制に求めている。奴隷制について、「遂于国初時由阿非利加販黑人为奴...至嘉庆十三年，英以贩人为海盜目之，遂永革禁」³⁵³、アメリカ建国のとき、アフリカの黒人を奴隷にした。1808年、奴隷貿易はイギリスによって禁止されたと説明している。だが、アメリカ南部諸州は奴隷制存続を主張していた。張は、平等の理念に共感し、南北戦争によって、黒人が奴隷制から解放されたのは、合衆国の仁政として、張は、高く評価していた。一方、張はアーリントン国立墓地(Arlington National Cemetery)無名戦没者記念碑の前で、「是时凉风细雨，四顾无人，游子天涯，能无催泪」³⁵⁴と、戦没者への追悼の念を示したとともに、「二党如此争衡，后患恐不免³⁵⁵」と、戦後の党閥闘争による社会の分裂にも目を向けた。

第四に、ワシントンに対して、中国人使節は高く評価した。6月10日に、アメリカ合衆国初代大統領ジョージ・ワシントンのプランテーションがあったマウントバーノン (Mount Vernon) を訪ねた。ボストン・ジャーナル(Boston Journal)によれば、中国使節は、ワシントンの人柄を敬慕し、公的外交任務を終えたのち、まずワシントン旧居や墓を視察することを希望した³⁵⁶。志剛は、「然以一废退武职，崛起于人心思奋之时，卒成数千大业。而乃功成名遂，身退而不为功名富贵所囿，固一世之雄也哉」と、

³⁵²前掲張徳彝『欧米環游記』、663-664頁。

³⁵³同上、654頁。

³⁵⁴同上、661-662頁。

³⁵⁵同上、694頁。

³⁵⁶“*The admiration of the Chinese people for the character of Washington is greater than for any man of his time in any country, and the embassy desired to visit his home and grave as the first act after their official reception by the government, they inspected*”-1868/06/11 Boston Journal.

ワシントンが行った事業、また、分け隔てなく、人々と向き合った人柄を賞賛した³⁵⁷。志剛のこうした捉え方は、前章で述べた徐のワシントンの理解と、同じ流れである。さらに、儒学素養を持つ中国知識人が賞賛したワシントンは、蒲安臣が考えた中国文明と西洋文明の融合性の象徴であり、二つの文明の重要な接点とみなされたに違いない。

6月22日に、以上の活動を終えた蒲、孫、志などの一行はニューヨークに戻り、6月23日でニューヨークの晩餐会に出席した³⁵⁸。ニューヨーク州知事の挨拶の後、蒲は次のようなスピーチを行った。

使節団は持つ意味は、全人類の普遍的利益のために派遣された。儒学とキリスト教には共通性がある。1860年代に入ったから、中国が、陸海軍、教育、科学などの面で進歩を遂げ、外交との友好関係を求め、南北戦争後のアメリカに覚えて、中国も、15年にわたる内戦を経て、経済状況は安定していることに言及したあと、拍手と喝采を博した (“*great laughter and applause*”)。清朝政府の改革に理解と支持をいただきたいが、急進的改革は難しく、過度の改革を求めないで欲しいと述べた。「中国より、中国を知るといふ」 (“*They say that they know better what China wants than China herself does*”)のように中国に改革を強要させる、過度なプレッシャーをかける急進主義者に批判を加えていた。

ついで、次のように述べた。中国は人口が多いにもかかわらず、言語だけではなく、思想も統一され、同質性が高い国民 (*people*) を持つ国家である。何故ならば、学問が重視され、科挙制度によって、国家の行政システムが整理されてきたのである³⁵⁹。

しかし、中華文明は完璧ではなく、世界中の国々と同じように、欠点を持っている。より普遍的な

³⁵⁷前掲志剛『初始泰西記』、271頁。

³⁵⁸1868/06/24 New York Herald.

³⁵⁹“...the power flows forth from that people into practical government through the co-operative system, and they make scholarship a test of merit?”—1868/06/24 New York Herald.

文明観の下で、中国が、自らの伝統文化の上で、西洋文明を受け入れる準備をするためには、今後、中国と西洋諸国間の経済的な交流だけではなく、思想の交流も盛んにされなければならない。中国の自主的な改革を理解、支持するよう述べ、繰り返したあと、スピーチを終わらせた。

蒲安臣は西洋文明特に、キリスト教文明と儒学を代表とする中国文明の近似性を指摘する一方、中国文明をオリエントの異文明として捉えるのではなく、全ての文明に通じる利点と欠点を持っていることを強調することで、中国は国際社会の一員として、平等に受け入れられるべきであることを述べたと思われる。この中国文明の理解、文明普遍性への信念は、蒲安臣の活動、演説に貫かれていると思われる。

7月1日に、蒲、孫、志などの一行は、ワシントンに戻り、早速、「中米天津条約追加条款」の起草に着手した。

3. 「中米天津条約追加条款」の調印

7月4日に、「中米天津条約追加条款」の第一稿は、蒲安臣とウィリアム・スワードの商議の上で、中国側の同意了承と同意を得て、作り出された。同月9日に、条約は大統領アンドリュー・ジョンソンの批准を得た。11日に、大統領は以下のように、“*I transmit to the Senate for consideration with view to ratification additional articles to the treaty between the United State and his Majesty the Emperor of China of 1858 June, signed in this city on the July 4th inst.by the plenipotentiaries of the parties*”. Andrew Johnson July 9th（私は7月4日にワシントンで使節にサインされた「米中天津条約追加条約」を、議会に渡し、その審議を求める。アンドリュー・ジョンソン 7月9日）と述べ、条約の第一稿をアメリカ合衆国上院外交委員会 (the Committee on Foreign Relations)に渡した³⁶⁰。13日に、國務長官であるウィリアム・スワードは、上院

³⁶⁰1868/07/1 New York Herald.

に提出し、条約の最終審議を求めた³⁶¹。条約は、第一稿にいくつかの修正を加えた上で、上院の批准を得た。25日に、アメリカ国務長官と中国大使蒲安臣、孫家毅、志剛が条約に調印した。この過程は、志剛が衙門に送った報告書に一致する³⁶²。

以上が、条約締結の経緯である。同時に、南北戦争後、共和党出身の大統領はレコンストラクションを優先にし、南部の反政府軍に寛大な政策をとったので、党内急進派のメンバーとの矛盾が顕著になっていた。ワシントンの政治情勢は不安定の中にあり、この条約締結のディテールを記した記録は残されていない³⁶³。

25日に中米両代表がサインした条約の内容は、ウィリアムズ、坂野、閔、坂本、シュレッカーによって、詳細に研究されている。その特徴を、改めてまとめると。

第一に、近代的意味で、中国の主権を尊重する。例えば、第一条、中国国内で、外国間の紛争が起こった時は、当事国自ら解決するのではなく、中国政府によって処理されること、また、租界では中国政府の統治権が規定され、中国政府が諸外国勢力在中活動を管理することが再認識された。また、第八条、電信、鉄道導入に関しては、アメリカ政府は、内政不干渉を約束した。これは条約修正をめぐる衙門と地方官憲の間で行われた意見交換の結論と同じである。

³⁶¹1868/07/14 Philadelphia Inquirer.

³⁶²「蒲安臣連日往其總理衙門商酌中國交辦各事及現在應辦事宜、擬成續約八條、經臣等譯出漢文、詳加酌覈、均係有益應辦之事、於六月初九日繕妥同赴其總理衙門、與徐爾德當面畫押蓋印」—『籌辦夷務始末 同治朝』卷六十九、17頁。

³⁶³詳しくは John, Schrecker, *For the Equality of Men—For the Equality of Nations*: Anson Burlingame and China's First Embassy to the United States, 1868 を参照。

第二に、今までの中国と外国と締結した条約に見られた近代国際法の「片面最恵国」とは異なり、中米両国の利害に関する双務的な規定が入られた。第三条、第六条では、両国国民は、相手国に移住すること、第七条では、相手国で官立学校に入学すること及び学校を設置できることが記された。

第三に、中国により有利な外交関係を築くことに努力すること、第三条、米国に中国政府は領事館を設けることを規定する。第五条、両国国民の往来の自由を規定することで、客観的には、1866年3月5日に、清朝政府が起草した「続訂招工章程條約」による苦力貿易の取り締まりを再確した。

だが、ここで、注意すべきなのは、7月4日に起草され、13日に上院に提出され、審議された条約の第一稿と25日に調印された条約と、以下三点の相違点がある³⁶⁴。

表 15:7月4日稿と25日に調印された「中米天津条約追加条款」の相違点

条目	1868年7月4日	1868年7月25日 (同治七年六月初九)	中国語
ART.6	Citizens of United States visiting or residing in China shall enjoy the same privileges immunities or exemptions in respect to travel or residence as may there be enjoyed by the citizens or subjects of the most favored nation, and, reciprocally, Chinese subjects visiting or residing in the United States shall enjoy the same privileges, immunities and exemptions in respect to travel or residence as may there be enjoyed by the citizens or subjects of the most favored nation.	...But nothing therein contained shall be held to confer naturalization upon citizens of the united States in China, nor upon the subjects of China in the United States	美國人民、前往中國、或經歷各處、或常行居住、中國總須按照相待最優之國所得、經歷常住之利益俾美國人一體均沾。中國人至美國、或經歷各處、或常行居住、美國亦以按照相待最優之國所得、經歷與常住之利益俾中國人一體均沾。惟美國人在中國者、不得因有此條即時作為中國人民。中國人在、美國者亦不得因有此條即時作美國人民。

³⁶⁴1868/07/26 New York Herald.

ART.7	The United States and the Emperor of China recognizing in the present progress of nations a favorable tendency towards unity of civilization, and regarding a unity of money and a unity of weights and of measures as favorable to that great object,do hereby agree that they will use their influence and efforts to obtain the establishment, by the general agreement of nations,of representative coins having a common value, and also a common standard of weights and measures for all countries.	削除された。	
ART.8	The United States freely agree that Chinese subjects shall without hindrance on account of their nationality or religion be admitted to all schools, colleges and other public educational institutions, without being subject to any religious or political test; and, on the other hand, his majesty the Emperor of China agrees that citizens of the United States may freely establish and maintain schools in that empire at those places where foreigners are permitted by treaty to reside.	Citizens of United States shall enjoy all theprivileges of the public educational institutions under the control of the Government of China; and, reciprocally, Chinese subjects shall enjoy all the privileges of the public educational institutions under the control of the Governmental of the United States, which are enjoyed in the respective countries by the citizens or subjects of the most-favored nation. The citizens of the United States may freely establish and maintain schools within the Empire of China at those places where foreigners are permitted by treaty to reside; and, reciprocally, Chinese subjects may enjoy the same privileges and immunities in the United States.	嗣後、中國人欲入美國大小官學學習各處文藝、須照相待最優國之人民一體優待。美國人欲入中國大小官學學習各等文藝、亦照相待最優國之人民一體優待。美國人欲入中國按約指准外國人居住地方設立學堂、中國人亦可在美國一體照辦。

表 14 が示したように、7月 25 日版の第六条には、“*But nothing therein contained shall be held to confer naturalization upon citizens of the united States in China, nor upon the subjects of China in the United States*”との一

節があり、当時、すでに在米中国労働者の帰化が禁止されていたのであるが、7月4日版にこの一節が入っていない。

教育に関する条款を比較すると、7月25日版では、合衆国は、率直に、中国人民がその国籍、宗教などに妨げられず、特定の宗教あるいは政治に服従することなく、全ての学校、大学、公教育施設を利用することを認め、他方では、清朝政府も、合衆国の国民が、中国において条約に定められたところで、学校を設け、経営することを認めるとしていたが、7月4日版と比べ、7月25日版では、公立学校（「官学」）しか適応できなくなり、その範囲が大幅に縮小されたことが指摘できる。

そして、条約の第一稿が完成された7月4日から、調印された25日までの間に、使節団が一般公務、政府、軍の要人との会談を行い、訪問、見学を行っていた他、大型宴会を二回開いている。中国使節志剛は、新聞社と議会に対して、彼らを丸め込み、籠絡するのは必須であると、蒲安臣がいったことを記録している³⁶⁵。そして、宿泊先のメトロポリタンホテルで、日を分けて、要人、記者を招待することになった。7月18日に、蒲安臣の提案の下で、使節団は、ニューヨーク、ボストン、ワシントンなどのマスコミの代表を誘い、盛大な宴会を招いている³⁶⁶。7月25日に、使節団は、蒲安臣、志剛、孫家毅の名義で、海軍、陸軍、上・下院の代表、フランス、イギリスの駐米大使などの外交官まで招待状を出していた、合計1400人（出席の家族も含め）大型レセプションを開いていた³⁶⁷。

そして、正式的に、条約締結の手続きを済めたのち、29日に、使節団は、熱狂的に見送られて、ニューヨークに赴いた³⁶⁸。

³⁶⁵前掲志剛『初始泰西記』、271頁。

³⁶⁶1868/07/19 New York Herald.

³⁶⁷1868/07/26 New York Herald.

³⁶⁸1868/07/30 New York Herald.

第3節 その後の在米活動

使節団は午後10時05分に、ニューヨークについた。その後、8月3日までの間、ニューヨークに滞在した。

ニューヨーク・ヘラルドは、再び、中国使節の日々言動に目を向け、連載記事を載せた³⁶⁹。例えば、8月1日に、中国使節の要求でヘラルド本社を見学しにきたことを記す一方で、街頭の音楽を合わせて、踊り始めた若い英語見習い通訳の姿を報じている。

ウェストミンスターホテルの前で、旅芸人の音楽演奏を聴いた見習い英語通訳張は、“*Champagne Charley*”という歌をリクエストした。彼は、リズムを打っていた。音楽を楽しんでいる彼の姿は多くの人々の賞賛を浴びたという³⁷⁰。

8月3日に、使節団一行はニューヨークを出発し、次オルバニーに着いた、8月4日に、オーバーンについた。アメリカ国務長官ウィリアム・スワードの自宅で使節団の歓迎会を開いた³⁷¹。ニューヨーク・ヘラルドの記者はパーティーに参加し、使節団の成員一人一人を取り上げている。特に、英語堪能の見習い通訳“*Fung and Teh*”に注目した。彼らは、英語堪能のため、女性の関心を引き起こした³⁷²。そして、この二人の英語の能力は、連載され、評判を呼んだ。8月10日、球技を楽しむ若い見習い通

³⁶⁹ 夏の暑さに適切な使節の服、様子を紹介していた。“*dressed in cool negligé robes of white or delicately colored silks, sat fanning themselves in their pleasant apartments*”—1868/08/01 New York Herald.

³⁷⁰ “*he actually snatched up his flowing shirts and tripped it on the light fantastic to the admiration of all beholders*”—1868/08/02 New York Herald.

³⁷¹ 1868/08/06 New York Herald.

³⁷² “*Messrs. Fung and Teh, having the advantage of their associates in the fact of their speaking English, were in demand and received the special attentions of ladies*”—1868/08/06 New York Herald.

訳らについて報じ、“...show a remarkable attitude for the application of languages and pronounce surprisingly well...in point of accentuation, pronunciation and emphasis, speak almost as purely American and better than foreigners generally³⁷³”と彼らは、英語の英語力の高くさを絶賛した。通訳らも新聞に投稿していた³⁷⁴。

8月8日から、志剛、孫家穀一行はナイアガラ、バッファローを中心に活動していた。12日、夜9時の汽車で、蒲安臣は、家族を連れて、シカゴにいる父親を見舞いにいった。8月19日に、志剛、孫家穀や蒲安臣はスプリングフィールド郡で合流し、ボストンに赴った³⁷⁵。

8月20日、10時30分過ぎ、使節一行はボストンのコテージ・ファーム・ステーション (Cottage Farm Station) に到着した。駅で、ボストン市長の歓迎スピーチを受け、蒲安臣は、以下のような挨拶をした³⁷⁶。

³⁷³1868/08/10 New York Herald.

³⁷⁴その内容は、以下のものである。

“The editor of the Herald:

This morning at 7 o'clock, the Embassy took arrived with Mr. Townsend, the superintendent of the falls, to Goat Island, to see the American fall, which is 168 feet high and a quarter of a mill wide, then to the “Three Sisters,” which are three separate small islands, near the Horseshoe fall, which name was divided from the shape of the full, which resembles a horseshoe. Between the the “Three Sisters,” their a iron bridges, which are strongly built and which may be called Three Brothers. A long time ago there was a Mr. Allen, who took a trip in a boat for Chippewa, a village three miles from the Niagara river, on the Canada side. As soon as he approach near the Horseshoe falls one of the oars was broken. He then try to pull his boat with the remaining oars till he reached one of the rocks of the furthest of the “Three Sisters.” He remained there all night. Next morning he took out a match from his pocket to light a tree near by him. In order to tell people that he we're seeing danger. Soon after two persons, heedless of danger, went over to the island where he was and rescued him. The Embassy, Mr. Townsend and some ladies then rode to the Canada site and stopped by the hotel where the embassy had a group taken.

About half-past four o'clock the Embassy came back to the hotel, having had great satisfaction in there excursion.”

-1868/08/12 New York Herald.

³⁷⁵1868/08/20 Boston Journal

³⁷⁶1868/08/21 New York Herald.

大変重要な外交使命を背負った私たちの使節団は、今まで、アメリカ各地で招待や講演を控えてきた。だが、今回ボストンを訪問した。その理由は、ボストンが最初に中国と関係を築いた街であること、蒲安臣の故郷であり、学問の町であり、教育を重んじることは、ボストンと中国との一番大きな接点であることが挙げられる。

その後、ボストン市内を周ったが、町中の建物のほとんどは両国の国旗で飾られていた³⁷⁷。翌日21日の夜に、セント・ジェームズ・ホテル (St.James Hotel) で使節団の来訪を祝う晩餐会を開いた。

図2:ボストン晩餐会の献立³⁷⁸

BILL OF FARE	
Cups —Terrapin Young Vegetable	Calf's Head in style of Turtle. Macaroni, Milanaise style.
Fish —Broiled Spanish Mackerel, stewards Sauce.	Pieces Small —Small Meat Pies. Rice Croquettes.
Boiled sheep's Head, Caper sauce.	Sardines. Small Turnovers of Minced Chicken. Fried Oysters. Anchovies. Pickles. Olives. Raw Tomatoes.
Cold Ornamental Dishes —Aspic of Oysters, Decorated. Bread of Field Game Livers, with Truffles Game Pie on a Pedestal Young Pig stuffed with Pistachio Nut Galatine of Chicken, English style. Aspic of Fillets of sole. Tai wany-kow Aspic of Lobster.	Game —East Woodcock. Roast Plover Black Ducks. Wood Ducks. Broiled Snipe. Broiled Reed Birds on Toast, with Salt Fork.
Hot Relishes —Turkey with Truffles, Toulouse style. Soured Beef Tongue. Fillets of Beef, with Mushrooms. Westphalia Ham, Champagne sauce. Birds of Beef with Croquettes of Potato soured Goose. Chinese Fowl. Saddle of Lamb, Mint sauce. Stuffed Spring Chickens, with Crosses.	Vegetables —Plain Boiled Potatoes. Stuffed Tomatoes. French Green Peas. Green Corn Baked Mashed Potatoes. Succotash. Fried Egg Plant. Marrow squash. Stewed Tomatoes.
Entrees —Stewed Tame Ducks, Canton style. Small Forms of Rice, Garnished Peking style. Broiled Lamb chops, with New Mushrooms. Stewed Chicken with Truffles. Lamb's Pies Fried in Butter. Larded Sweet-breads, with Green Peas. Swallow's Nest, a la Hong Kong. Salads of Breast of Chicken, American Style.	Poultry —Charlotte Russe. French Cream Cakes. Russian Cream with sauce. Macadonian Jelly. Baskets of Swiss Meringues. Champagne Fruit Jelly. Fancy Blanc Manges. Ham Jelly.
	Confectionery —Lady Fingers. Macaroon Confect. Chocolate sponge Drops. Assorted Candy. President Cakes. Ice Wine Cakes. Broiled Almonds. Boston Cream Cakes. Mushrooms with Cream. Jelly Cakes. Vanilla Kisses. Almond Cakes. Coconut Balls.
	Dessert —Apples. Peas. Pecan Nuts. Bananas. Raisins. Peaches. Almonds. Blackberries. Filberts. English Walnuts. Strawberry, Vanilla and Lemon Ice Cream. French Coffee. Anchovy Toast.
	Liqueurs.

8月22日、ボストン・ジャーナル(Boston Journal)の報道によると、セントジェームズホテルは、中国使節のため、広東風 (Canton Style Small Forms of Rice) 、北京風 (Garnlabeled Peking style Brothed Lamb Chops) などの中華料理もメニューに載せていた。会場の様子は、以下のようであった。

³⁷⁷ibid.

³⁷⁸1868/08/22 Boston Journal.

参加者数は百人に近く、使節団全員の出席したのは無論、ボストン市長、蒲安臣、州知事、前アメリカ駐清大使ケイレブ・クッシング（Caleb Cushing）、など、合計8人がスピーチをした。蒲は、条約締結後最初の演説であり、欧州に向かう前に、正式な場での最も重要な内容であった。

彼は中米両国の自然景観がよく似ていることを列挙したあと、中国は、省（*provinces*）が、アメリカは、州（*state*）があり、中国には科挙試験が、アメリカでは選挙がある。中国もアメリカもカースト制度を拒否しており、両国の文明は接点を持っている³⁷⁹。特に、両国は、教育を重んじている。その上で、彼は、両国はお互いに学ぶべきである³⁸⁰。中国の高齢者を敬うこと、その真面目さ、礼儀正しき、農業技術の高さなどにおいては、アメリカは、中国に学ぶべきである。中国は、アメリカの近代技術をより深く理解する必要があると、蒲安臣は述べた。

さらに、彼は、新しい条約を紹介した。新条約は、「協力政策」の延長線に位置付けられるべきであると、彼はいう。「協力政策」に対しては、在中諸国の協力を求める一方で、中国政府も各国と協力する。したがって、新条約意義は、中国を国際社会の平等な一員として認識することをしてもらうこと、蒲安臣は、このように述べた。

³⁷⁹“...moral and political relations of a similar character with ours China is divided into province as this country divided into states they hold to the great doctrine that the people are the source of power... you vote by ballot; in China they vote by competitive examination you shout when you are follow citizens is elected they shocked when their scholar has received his degree they are scornful of caste, and so are you; you tolerant every faith, and so do they you proceed to make a law by petition; they proceed by memorial”-ibid.

³⁸⁰“they'll like onto us somewhat in their school system .It is voluntary.They pay great attention to their schools.They hold office of teacher to be the highest in the world the great men in the world.It is certain that we have much to learn from them and they have must learn from us” -ibid.

翌日、使節たちは、ボストンの隣町、ケンブリッジに向かい、市庁舎でスピーチを行った³⁸¹。蒲安臣は、ハーバードで勉強していた話、ハーバードで人類平等の信念を学んだと述べた。この信念に基づき、人類尊厳のために、奴隷制と戦い、この信念のため、4億の中国人を代表して、ここにやってきたと伝えた。

この使節団が持つ重大な歴史的意味は、国を超え、全人類の利益が一致するところにあると訴えた。ついで、使節団は市庁舎からハーバード大学に写り、図書館見学をした。使節団は蔵書に興味を示し、図書館を離れる際、大学側は使節団に蔵書 24 冊を寄贈していた。その後、使節団は、動植物のコレクション、天文台を見学していた。ローレンス（8月29日）、チェルシー（9月1日）、ウォルサム（9月2日）を訪問した後、使節団（蒲安臣を除く）は、9月2日に、ニューヨークに戻った。蒲安臣はニューヨークに戻ったのは9月4日のことである。

1868年9月7日に、使節団はニューヨーク港を発して、イギリスへの航路についた。

出発する前に、蒲安臣はニューヨーク・トリビューン（New York Tribune）の編集者宛てた手紙をホテルに残した。この内容は、以下のように

“To the Editor of The Tribune.

I find from letters received from numerous parties, that it is inferred that I am ready to make contracts and give franchises in the name of the Government of China. I beg to say that while with my associates I have exercised the broadest spirit of inquiry. I have refrained from doing anything of that kind. I am. Sir. &..

Anson Burlingame New York. Sept.7.1868”

「ニューヨークトリビューン編集者殿、

³⁸¹1868/08/25 Boston Journal.

私は数多くの団体から手紙を受け取った。それらは、私が中国政府の名において、契約をしたり、商売の権利を与えることができるというふうに思っていたようである。しかし、言わせてください、広い探究心を持っている同僚たちとともに、私はそのようなことを控えておりました。

蒲安臣よりニューヨーク 1868年9月7日」³⁸²と述べている。

サンフランシスコに到着以後、アメリカをさるまでの間、一貫している蒲安臣の姿がここにある。

³⁸² “To the Editor of The Tribune. I find from letters received from numerous parties, that it is inferred that I am ready to make contracts and give franchises in the name of the Government of China. I beg to say that while with my associates I have exercised the broadest spirit of inquiry. I have refrained from doing anything of that kind. I am, Sir. &.. Anson Burlingame
New York. Sept. 7. 1868”

終章 アメリカ訪問以後の蒲安臣使節団

第1節 使節団在米活動の評価

1868年4月から9月に至るまでの5ヶ月間の、アメリカに滞在中の使節団の活動を評価する前に、彼らの活動は、我々に、何を語ろうとするかを考え直していきたい。

序章で言及したように、蒲安臣の権限問題は使節団全体活動及びその評価に大きく左右したため、この問題の検討から始める。具体的には、第一に、衙門は蒲安臣を「辦理中外交渉事務使臣」に任命した意味。第二に、この任命が、明確な説明なしに、蒲安臣に権限の自由裁量を任せたと意味の二点を議論する必要がある。

第一点にたいし、清朝政府が蒲安臣に授与した「辦理中外交渉事務使臣」と言うのはいかなるものであったのかを解明するには、使節団の在米活動も合わせて考察すべきである。

衙門は「欽差大臣」をベースにした上で、「辦理中外交渉事務使臣」を発想したと思われる。外交面において、初代の「欽差大臣」は「全權」を持っていなかった。だが、第二次アヘン戦争中、イギリス側はこの点を問題にし、欽差大臣に「全權」の資格を求めた。外国の軍事圧力により、第二次アヘン戦争後、特に総理衙門が設立された1861年以降、清朝政府は、外国交渉を担当する欽差大臣に「全權大臣便宜行事」という称号を付与した。

こうした変遷を念頭に置きながら、1868年6月5日にアメリカの大統領アンドリュー・ジョンソンと会見する際に、国書とともに、使節団の英文説明文に（中国档案には見つからない）“*exclusive control and responsibility of the business of the mission*” という一節が入られた意味を考えてみよう。英語に

翻訳すれば、この意味は使節団のリーダー、欽差大臣である蒲安臣が「全權大臣便宜行事」の資格を持っていること推測できる。言い換えれば、この説明書の訳者（不明）は、「辦理中外交渉事務使臣」を、欽差大臣として捉え、1860年代以後、欽差大臣である以上、「全權」を持つということを意識しており、「辦理中外交渉事務使臣」である蒲安臣は、当然、「全權」を持っているはずであると考えたに違いない。これは、のちに、蒲安臣は自ら権限をよりオープンに解釈する理由の一つとなった。

しかし、1867年に蒲安臣に授与された「辦理中外交渉事務使臣」は「欽差大臣制度」の上で構想されたため、次の四点において、1838年初代欽差大臣の特徴を受け継いでいたと思われる。第一に、同時に、任命文書、「關防」を持つこと、第二に、特定の目的で設置されたものであり、常設のポジションではなかったこと、第三に、権限は、必ずしも明確ではなかった、第四に、正当性は「皇権」に由来していたため、最終決定権を持っていなかったことと述べる。

以上のような特徴を持つ「辦理中外交渉事務使臣」蒲安臣を中心とした使節団の在米活動について、改めて考えてみたい。

第一に、清朝政府が最も気がかりにした国書の渡し方、外国会見の礼儀であったが、使節団は、衙門の指示通りに行い、問題はなかった。第二に、アメリカが一つの「近代」として、中国使節たちに「刺激」を与えたのは間違いないが、南北戦争が終わって間もないアメリカ社会も、遙かなるオリエントの使節団から、「刺激」を受けることも推測できる。自他関係において、アメリカと中国の文明を理解した使節団は、同時に、アメリカに新たな中国イメージをもたらしたと思われる。ニューヨーク・ヘラルドは、使節団のニューヨーク入港の報道で、読者に一般的中国人のイメージを描き出している。ヘラルドの記事は異国情緒猟奇という読者の好奇心に満足する一方で、独自、かつ高度発達した文明を抱いている中国イメージを、読者に伝えていた。ヘラルドは次の記事も載せている。6月1日

に、ニューヨークからワシントン行き汽車の中での出来事である。タバコが好きな中国人使節たちは、蒲安臣夫人に配慮して、喫煙を控えていた。夫人から、吸っても構わないと言われたので、中国使節はタバコを吸い始めたが、煙が車内に充満しないように、窓をあけて、煙を外に出したという逸話を報じている。この記事によって異なっている文明を持っている中国といえども、ある面では、先進的 (*advantage*) であると認められた³⁸³。文明に関心、寛容な態度を示した使節団がもたらした中国のイメージは、全米範囲で、広まったと思われる。

こうした中国イメージの普及に、蒲安臣の存在は大きかった。蒲安臣は講演、活動を通して、より普遍的な文明観の下で異文化の融合性を強調し、相互理解を主張することで、西洋文明と対等的な中国文明の存在を提示した。また、中国の改革が直面した困難を力説し、中国により有利な国際環境作りに力を入れたと考えられる。

³⁸³ 1868/06/03 New York Herald.

第2節 今後課題

使節団の歴史意義を考えるにあたって、今後なされるべき課題は、「中米天津条約追加条款」の評価である。具体的には、以下の四点である。

第一に、国権回復に関する点である。第一条は、中国領海において、アメリカは攻撃を受けた際の自衛を除き、他国と交戦することを禁止し、中国政府は（租界を含めた）領土を自主的に管理する権利を持つと述べている。この条目の前半を考える時、時代背景として、第二章で説明したイギリスと衝突したアメリカ商人の案件、また、アラバマ号事件における清朝政府が果たした紛争調整機能を念頭におくべきである。また、条目の後半に対して、志剛は租界で行われた犯罪行為に関して、中国人（及び中国と外交関係が結ばれていない国の国民）が当事者の場合、中国の行政、司法体制に置かれ、彼らの違法行為に対する中国の司法権を再確認していた³⁸⁴。この問題を、のちに清朝政府、さらに民国政府が行う国権回復運動に関わっている。

第二点は、教育と領事館に関する点である。第七条は相互にの公立学校に入学することができ、また両国国民は、相互に学校を設けることができる。この条にたいして、志剛は「此系慾將美國所講各家學問...炫美與中國、而中國之人在美國者、亦得與其本國人同長學問也³⁸⁵」と、科学技術を、中国に普及するとともに、在米中国人が公立学校で教育を受ける権利を確保しようとした。イギリス、フランスなどの国と比べ、アメリカには中国語人材の不足を認識しそれを育成するというアメリカ側の目的も視野に入っているだろう。第三条は領事館の設置を決めとした。

³⁸⁴前掲志剛『初始泰西記』、274頁。

³⁸⁵同上、275頁。

結果として、清朝政府は、1872年に、アメリカに官費留学生を派遣し、1875年に、アメリカワシントンで領事館を設置した。二つの事業は、中国の近代化、また在米中国人の生活にも深く関わっていた。

第三点は、在米中国人に関する点である。第四条は相手国にいる両国国民の宗教信仰は保護されるべきであり、それによる差別を受けてはならず、第五条、第六条では、両国国民の自由往来、移住の権利を規定し、最恵国待遇を相互に享受することを規定している。

これらに対し、アメリカの移民史研究者は“*The anti-coolie acts and free migration agreement between China and the United States set the legal framework for nineteenth-century Chinese immigration*”³⁸⁶と、つまり、苦力貿易禁止、自由移民に関する本条款は、カリフォルニア州にきた中国系移民に関する法的枠組みとなったと評価している。また、閔銳武は、1949年以降の中国大陸におけるこの条約の全面批判に対して、条約は、ある程度中国人労働者の人身売買を抑制したこと、在米中国人の利権を保護し、特に19世紀70年代、アメリカで起こった中国人排斥運動と戦った在米中国人の法律上の武器となっていたなどの史実³⁸⁷を示して、条約の再評価を試みていた。だが、その背景として、第三章で論じた清朝政府が海外

³⁸⁶Tsai, Shih-shan. Henry., *The Chinese Experience in America*, Indiana University Press, 1986, p7.

³⁸⁷この問題に対しては、以下の研究が挙げられる。

Tsai, Shih-shan. Henry., *The Chinese Experience in America*, Indiana University Press, 1986.

McClain, Charles J., *In search of equality the Chinese struggle against discrimination in nineteenth-century America*, University of California Press, 1996.

Najia, Aarim-Heriot., *Chinese immigrants, African Americans, and racial anxiety in the United States, 1848-82*, University of Illinois Press, 2003.

Chang, Iris S.R., *The chinese in america: A narrative history*. Viking, 2003.

Kuhn, Philip A., *Why China Historians Should Study the Chinese Diaspora, and Vice-versa*, *Journal of Chinese Overseas*(2)2006, pp.163-172.

中国人に対する政策を転向し、特に、1866年3月5日に、英仏公使との間で、清朝政府主導の「続訂招工章程條約」が調印されたことを忘れるべきではない。具体的に、いかにアメリカの憲法、修正条目（特に *The Reconstruction Amendments : the Thirteenth, Fourteenth, and Fifteenth amendments*）とともに、市民権を有していない中国人個人、組織、のちの中国の外交機構が利用して、自らの利権を守り、不平等な待遇と戦ったのかという問題につながる。

第四点は、アメリカ以外の国との外交関係に関する点である。第二条は、中米両国間には新しい通商条約が締結され際、中国側は自主権を持つこと、第八条は、電信、鉄道の技術導引などの点において、アメリカは中国の内政に干渉しないことを決めていた。このことについて、坂野は「...第八条の規定は、当時、北京で進行中であった英国の条約修正改正要求の交渉に水をさすものとされた」³⁸⁸と述べている。二つの条目はほぼ同時期に行われた中国とイギリスとの間に行われた条約修正を意識して、作られたと考えられる。また、これらの条目によって反映された中国主権、特にイギリス商人らが主張した電信、鉄道の技術導引における中国の自主選択を尊重する態度は、実に、1867年に、衙門と地方官憲との意見交換の基本的な意見に一致していたと思われる。さらに、この問題を深めるため、1868年9月から、使節団のイギリスでの活動を解明しなければならず、使節団の欧州における活動を実証的に考察する必要がある。史料収集も含めて、今後の課題である。

総論として、中国近代化に関する研究パターンを考え直していきたい。

Qin, Y., *The diplomacy of nationalism: the Six Companies and China's policy toward exclusion*, University of Hawai'i Press, 2009.

Hsu, Madeline Y., *Politics and Society in Twentieth-Century America: Good Immigrants: How the Yellow Peril Became the Model Minority*, Princeton University Press, 2015.

³⁸⁸前掲坂野正高『近代中国政治外交史研究』、220頁。

「近代」を絶対的基準とするパラダイムの中で、清朝最初の遣外使節団を捉えることができないことは、本論文によって明らかになったと思われる。「近代」そのものを相対化し、あるいは唯一の基準にしないことで、蒲安臣使節団派遣の三年後の 1871 年、日本政府が岩倉具視を正使として派遣した使節団の歴史的意味³⁸⁹も変わってくると思われる。筆者は、この方向で、今後、アジアの近代化について、さらに検討を重ねていきたい。

³⁸⁹ 当時の日本政府は、いかにこの使節団を認識していたのかを解明していきたい。

史料

1. 中国語

復刻、編纂公刊資料:

『籌辦夷務始末 同治朝』 (復刻)

『籌辦夷務始末 咸豐朝』 (復刻)

『籌辦夷務始末 道光朝』 (復刻)

『清實錄』 (復刻)

『清史稿』 (復刻)

中央研究院近代史研究所編『海防檔甲 購買船砲』中央研究院近代史研究所、1957.

中国史学会編『中国近代史資料叢刊 洋務運動 (8卷)』上海人民出版社、1961.

中央研究院近代史研究所編『中美關係史料 同治朝上・下』中央研究院近代史研究所、1962.

楊家駱編『洋務運動文獻彙編 (8卷)』世界書局、1963.

中央研究院近代史研究所編『中美關係史料 嘉慶道光咸豐朝』中央研究院近代史研究所、1968.

中国史学会編『中国近代史資料叢刊 第二次阿片戰爭 (6卷)』上海人民出版社、1979.

陈翰笙編『華工出国史料彙編 (10卷)』中華書局、1985.

『總署奏底彙訂 (三冊)』全国図書館文獻縮微複制中心、2003.

回想録・日記:

文祥『文文忠公(祥)事略』文海出版社、1966.

董恂『還讀我書室老人手訂年譜』文海出版社、1968.

方浚師『退一步齋文集』文海出版社、1969.

志剛著、鐘叔河校注『初始泰西記』岳麓書院、1985.

張德彝撰、鐘叔河校注『歐米環游記』岳麓書院、1985.

徐繼畲『瀛寰志略』上海書店、2001.

2. 英語

公刊資料:

The Foreign Relations of the United States (FRUS),1861.

——1862.

——1863.

——1864.

——1865.

——1866.

——1867.

——1868.

——1869.

Dauids,Jules.*American diplomatic and public papers,the United States and China: Series 2,the United*

States,China,and imperial rivalries,1861-1893,Scholarly Resources,1979.

Nish,Ian Hill. Woodward,Peter. Bourne,Kenneth. Watt,Donald Cameron.,*British documents on foreign affairs--reports*

and papers from the Foreign Office confidential print Part I ,Series E,Volume19. University publications of

America,1994.

新聞:

Databases: (America's Historical Newspapers, <http://www.readex.com/content/archive-americana>)

New York Herald, New York Tribune, Lowell Daily Citizen and News Boston, Boston Journal, Journal Daily Alta California.etc.

主要記事:

年月日	新聞紙	出版地
1868年 2月16日	New York Herald	New York
2月17日	New York Tribune	New York
2月19日	New York Tribune	New York
2月19日	New York Herald	New York
4月1日	Daily Alta California	California
4月29日	Daily Alta California	California
5月23日	New York Herald	New York
5月25日	The Sun	Baltimore
6月02日	New York Herald	New York
6月03日	New York Herald	New York
6月06日	New York Herald	New York
6月10日	Lowell Daily Citizen and News	Lowell
6月17日	New York Herald	New York
6月23日	New York Herald	New York
6月24日	New York Herald	New York
7月15日	New York Herald	New York
7月16日	New York Herald	New York
7月17日	New York Herald	New York
7月25日	New York Herald	New York
7月26日	New York Herald	New York
7月30日	New York Herald	New York
8月4日	New York Tribune	New York

8月06日	New York Herald	New York
8月10日	New York Herald	New York
8月11日	New York Herald	New York
8月17日	New York Herald	New York
8月20日	Boston Journal	Boston
8月21日	New York Herald	New York
8月22日	Boston Daily Advertiser	Boston
8月25日	New York Herald	New York
8月26日	Lowell Daily Citizen and News	Lowell
8月30日	New York Herald	New York
9月02日	Boston Journal	Boston
9月03日	New York Herald	New York
9月09日	New York Tribune	New York

参考文献

研究書

中国語

胡繩『帝國主義与中国政治』人民出版社、1952.

王鉄崖編『中外旧約章彙編（第一冊）』三聯書店、1957.

泰勒・丹涅特（Dennett,Tyler）著、姚曾廩訳『米国人在東亞』（*Americans in eastern Asia*）商務印書館、1959.

董守義『恭親王奕沂大伝』遼寧人民出版社、1989.

顏清滄『出国華工与清朝官員—晚清時期中国对海外華人的保護』中国友誼出版社、1990.

夏東元『洋務運動史』華東師範大学出版社、1992.

吳福環『清季總理衙門研究』新疆大学出版社、1995.

閔銳武『蒲安臣使团研究』中国文史出版社、2002.

張海鵬編『中国近代通史』江蘇人民出版社、2009.

汪暉『現代中国思想の興起』生活 読書 新知三聯書店、2008.

蔣孟引『第二次鴉片戦争』生活 読書 新知三聯書店、2009.

羅威廉（William T.Rowe）著、李仁淵、張遠訳『中国最後の帝国:大清王朝』（*China's Last Empire: The Great Qing*）国立台湾大学出版,2013.

楊春君『钦差与清代政治変遷（1644-1850）』南開大学 学位論文、2014.

(<http://cn.oversea.cnki.net/KCMS/detail/detail.aspx?filename=1015528884.nh&dbcode=CDFD&dbname=CDFD2015>
2017年6月5日最終閲覧)

日本語

坂野正高『近代中国外交史研究』岩波書店、1970.

——『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会、1982

山岸義夫『南北戦争』近藤出版会、1972.

久米邦武著、田中彰校注『特命全權大使 米欧回覧実記 1』岩波文庫、1977.

- 浜下武志『近代中国の国際的契機—朝貢貿易システムと近代アジア 近代中国の国際的契機—朝貢貿易システムと近代アジア』東京大学出版会、1990.
- 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会、1996.
- 岡本隆司『清末洋関の起源』京都大学学位論文、1996.
- 田中彰『小国主義—日本の近代を読みなおす』岩波新書、1999.
- 『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波書店、2002.
- 『明治維新と西洋文明—岩倉使節団は何を見たか』岩波新書、2003.
- 坂本英樹『月を曳く船方—清末中国人の欧米回覧』成文堂、2002.
- 川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004.
- 宮永孝『万延元年の遣米使節団』講談社、2005.
- 『幕末遣欧使節団』講談社、2006.
- 平山洋『福沢諭吉』ミネルヴァ書房、2008.
- ギュンター・ツォーベル、鈴木健夫、ポール・スノードン『ヨーロッパ人の見た幕末使節団』講談社、2008.
- 岡本隆司、川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009.
- 並木頼寿編『開国と社会変容—清朝体制・太平天国・反キリスト教』(新編 原典中国近代思想史)岩波書店、2010.
- 箱田恵子『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会、2012.
- 岡本隆司、箱田恵子、青山治世『出使日記の時代—清末の中国と外交』名古屋大学出版会、2014.
- 青山治世『近代中国の在外領事とアジア』名古屋大学出版会、2014.

英語

Morse, H.B., *The international relations of the Chinese empire* (3 Vols.), Paragon Book Gallery, 1910-1918.

——— *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635-1834* (5 Vols.), Oxford University Press, 1926-1929.

Williams, Frederick Wells., *Anson Burlingame and the First Chinese Mission to Foreign Powers*, Charles Scribner's Sons, 1912.

Dennett, Tyler., *1883-1949. Americans in eastern Asia*, Barnes & Noble, Inc., 1941.

Têng, Ssu-yu, Fairbank, John King., *China's Response to the West*, Harvard University Press, 1954.

Fairbank, John King., *The Chinese world order: traditional China's foreign relations*. Harvard University Press, 1958.

——— *The United States and China*. Cambridge, Harvard University Press, 1983.

Wright, Mary Clabaugh., *The last stand of Chinese conservatism: the T'ung-chih restoration, 1862-1874*, Stanford University Press, 1957.

Hsü, Immanuel C.Y., *China's Entrance into the Family of Nations The Diplomatic Phase, 1858-1880*, Harvard University Press, 1960.

——— *The Rise of Modern China*, Oxford University Press, 2000.

Samuel, S. Kim., *Anson Burlingame: a study in personal diplomacy*, Columbia Dissertation, 1966.

Gerson, Jack J., *Horatio Nelson Lay and Sino-British relations, 1854-1864*. Harvard University Press, 1972.

Ring, Martin Robert., *Anson Burlingame, S. Wells Williams and China, 1861-1870: A great era in Chinese-American relations*. Tulane University Dissertations, 1972.

Michael, H. Hunt., *The Making of a Special Relationship: The United States and China to 1914*. Columbia University Press, 1983.

Tsai, Shih-shan Henry., *China and the overseas Chinese in the United States, 1868-1911*. University of Arkansas Press, 1983.

——— *The Chinese Experience in America*, Indiana University Press, 1986.

Paul, A. Cohen., *Discovering History in China: American Historical Writing on the Recent Chinese Past*, Columbia University Press, 1984.

David,L.Anderson.,*Imperialism and Idealism American Diplomats in China,1861-1898*,Indiana University Press,1986.

McClain,Charles J.,*In search of equality the Chinese struggle against discrimination in nineteenth-century America,University of California Press,1996.*

Jonathan,D.Spence.,*The Search for Modern China,W.W.Norton&Company,1991.*

Jennifer,Marie.Rudolph.,*Negotiating Power and Navigating Change in the Qing:The Zongli Yamen,1861-1901*,University of Washington Dissertation,1999.

Najia,Aarim-Heriot.,*Chinese immigrants, African Americans, and racial anxiety in the United States, 1848-82*,University of Illinois Press,2003.

Chang,Iris S.R.,*The chinese in america: A narrative history*.Viking,2003.

Van Dyke,Paul A.,*The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast.1700-1845*,Hong Kong University Press,2005.

Keliher,M.,*Americans in Eastern Asia,revisited:Anglo-American rivalry and the China market*,MA Thesis Harvard,2006.

Qin,Y.,*The diplomacy of nationalism: the Six Companies and China's policy toward exclusion*,University of Hawai'i Press,2009.

Hsu,Madeline Y.,*Politics and Society in Twentieth-Century America:Good Immigrants:How the Yellow Peril Became the Model Minority*,Princeton University Press,2015.

Ma, Suzanne.*Meet me in Venice: a Chinese immigrant's journey from the Far East to the Faraway West*,Rowman & Littlefield Publishers,2015.

論文

中国語

李文傑「総理衙門章京の日常生活与仕宦生涯—《懋齋日記》与楊宜治其人」『中央研究院近代史研究所集刊』(70) 2010、51-95頁。

羅威廉 (William T.Rowe) 著、林展訳『在美国書写清史』『清史研究』(2)2015、1-26頁.

日本語

坂野正高「『総理衙門』設立の背景 1」『国際法外交雑誌』51(4)1952、360-402頁.

——「『総理衙門』設立の背景 2」同 51(5)1952、第 506-541頁.

——「『総理衙門』設立の背景 3」同 52(3)1953、第 89-111頁.

井上裕正「レイ・オスポーン艦隊事件の外交史的意義について」『東洋史研究』34(2)1975、165-192頁.

鈴木智夫「清朝の遣米教育使節団と在日・在米華人(一)」『人間文化:愛知学院大学人間文化研究所紀要』(12)1997、238-225頁.

宮澤真一「アンソン・バーリングゲーム伝記研究(一) .—S・ウェルズ・ウィリアムズ自筆書簡に見る. 初代在北京米国全權公使アンソン・バーリングゲームの生活と意見」『埼玉女子短期大学研究紀要』(21)2010、243-277頁.

小林寛「『瀛寰志略』における日本の記述」『つくば国際大学 研究紀要』(17)2011、117-124頁.

茂木敏夫「中華世界秩序論の新段階」『東京女子大学紀要論集 東京女子大学紀要論集』65(1)2014、45-61頁.

岡本正明「海をへだてた南北戦争:ヘンリー・アダムズの「外交教育」の背景」『人文研紀要』(80)2015、131-147頁.

英語

Knight,Biggerstaff.,*The Official Chinese Attitude Toward the Burlingame Mission*,The American Historical Review(41)1936,pp.682-702.

——*Anson Burlingame's Instructions from the Chinese Foreign*,The Far Eastern Quarterly(1)1942,pp.277-279.

———*The Secret Correspondence of 1867-1868: Views of Leading Chinese Statesmen Regarding the Further Opening of China to Western Influence*, *The Journal of Modern History*(22)1950,pp.122-136.

Zhao,Gang.,*Reinventing China: Imperial Qing Ideology and the Rise of Modern Chinese National Identity in the Early Twentieth Century*,*Modern China*(32)2006,pp.3-30.

Kuhn,Philip A.,*Why China Historians Should Study the Chinese Diaspora, and Vice-versa*, *Journal of Chinese Overseas*(2)2006,pp.163-172.

John,Schrecker.*For the Equality of Men—For the Equality of Nations’’:Anson Burlingame and China’s First Embassy to the United States,1868*,*Journal of American-East Asian Relations*(17)2010,pp.9–34.